

大臣後藤象二郎・内務大臣副島種臣・樞密顧問官黒田清隆・同寺島宗則・同井上毅等を條約改正案調査委員に仰付られ、委員會を設けて、その事に當らしめ、四月十二日、委員等を召して次の勅語を賜ひ、その成功を望みたまたうた。

朕 即位以來内治百般ノ事粗ボ緒ニ就クモ外政未ダ舉ラザル者アリ 惟フニ條約改正ハ中興ノ鴻業ニ隨伴シ國權ノ大本ニ關繫ス朕ハ我臣民ト俱ニ條約改正ノ成局ヲ望ムヤ切ナリ今特ニ卿等ヲ選任シテ委スルニ改正案ノ調査ヲ以テス卿等誠實公正ヲ旨トシ戮力協議シ以テ朕カ採擇ニ供セヨ

陸奥外相の成功

また特に内閣總理大臣松方正義に勅して調査會に参加し、其の議に與からしめた。この調査委員會は、その後僅かに一會を開いたのみで、何等の結果も見なかつたが、更に叡慮に因て中止された。明治二十五年八月、伊藤内閣が組織せられ、陸奥宗光が選ばれて外務大臣に任せらるるに於て、從來何人も成就し得ざる條約改正を遂行せんとした。陸奥は從來の改正が、いつも對内的に敗れたのに鑒み、これを成就するは全面的對等條約案を以てする外に策なきことを決心した。

この考を以て、陸奥外相は明治二十六年（二五五三年）七月、初めて一の通商航海條約案を草し、九月これを英國に提出した。

この時に於ける國民の條約改正を冀望するの熱意は熾烈を極め、改進黨・同盟俱樂部・國民協會等に屬する有志は大日本協會を組織し、自主的外交を唱道し、政府の態度を難じた。明治二十六年十一

月、第五議會の開かるるや、その徒は現行條約勵行の建議を提出して政府に内薄した。政府は改正案の前途を憂慮して議會を解散し、大日本協會を解散したが民間の攻撃は益々甚しく、第六議會も同一問題を以て解散さるるに至つた。

陸奥外相は、かやうに内外の困難に遭遇したが、その努力は奏功し、明治二十七年（二五五四年）七月十六日、英國と調印を了し、續いて十一月二十二日米國と調印を了するに至つた。日清戰役に於て發揮された我が武威は列國に我が實力を的確に認識せしめ、大いに改正談判を促進せしめた。かくて英米に次で、伊・露・丁・獨・白・秘・瑞・諾・蘭・瑞西・葡・佛・澳と明治三十年（二五五七年）十二月五日に至るまでの間に悉く調印を了するに至つたのである。その條約は若干の年限を置き、三十二年七月十七日を期して、一齊に實施せられることとなつた。

この改正條約は不完全ながら全面的對等案で、治外法權は撤去せられ、外人は全く我が法權に服従し、居留地は總て、我が地方組織の一部となつた。しかし、この改正條約は法權の回復を主としたので、稅權の回復は尙ほ不完全であつた。即ち英・獨・佛三國に對しては、我が國から輸出する主要品の關稅率は、その國の定むるところにまかし、その國より輸入するものに對しては、その國と協定を要するといふ片務的協定が定められ、他の諸國も無條件にてこれに均霑することを得たときは、我が不利の最も甚しきものであつた。

眞の對等條約成立

日露戰役後、我が國運の發展に乘じ、我が政府はその改正を企て、明治四十一年（二五六八年）十月九日、桂内閣は條約改正準備委員會を設け、諸般の調査を完了し、第二十六議會に關稅定率案及び外國人土地所有法案を提出してその協賛を經、締盟國に對して改正談判を試むることとした。

かくて、外務大臣小村壽太郎は現行條約滿期一年前たる明治四十三年（二五七〇年）七月十七日と八月四日の兩度に互り、締盟各國に、現行條約の滿期廢棄を通告すると共に、前後して新條約案を提示して交渉を開始した。ただ露西亞・清國・暹羅三國に對しては、未だ舊條約が存續するので、交渉から省いた。談判は順調に進行し、明治四十四年二月二十一日、米國と新條約書・議定書の調印せられしを始めとし、英國・西班牙・瑞典・諾威・瑞西・獨逸・佛蘭西諸國と新條約書に調印を了した。和蘭・丁抹・白耳義・伊太利・奧太利の五國に對しては、現行條約滿期以前に於て、新條約を締結するは、到底不可能の形勢にあつたので、それぞれ公文を交換して暫定取極を設け、通商・關稅・航海に就て、彼我互に最惠國待遇を保障した。かくて八月十九日佛蘭西國との新條約の調印を以て一切を完了した。

この新條約を以て、稅權も全く回復せられ、一切の輸入品に對して國定稅法を適用し、その施行に際しては、全く自主權を有することとなつた。かくて法權・稅權共に回復せられ、原則として特に改

正を要するものはなくなつたのである。

ここに於て、開國以來の對外平等の主義は初めて貫徹せられ、維新の目的は完成された。我が國は對外發展の第二段階に入ることになつた。爾後國運の發展はこの基礎の上にもたらされたのである。

第十章 皇威北に屈し南に伸ぶ

一 樺太問題の沿革

露人樺太千島に南進 樺太千島問題は露國の攻勢に始まり、徳川幕府中葉から既に起つてゐる。正徳元年（二三七一年）には、露人は千島列島を南進して占守・幌筵二島を略し、明和・安永（二四二四年—二四四八年）の頃には、得撫以北の諸島を侵し、遂に、その艦船は蝦夷地沿岸に現るに至つた。當時我が國の勢力は、國後・擇捉二島に止まつてゐたので、得撫島以北は容易に露人に略取されたのである。

これ等の事實は痛く徳川幕府を驚かし、所謂北門經營の聲が喧しくなつた。しかし文化十年（二四七三年）以後は露人侵略の聲も聞かなかつたが、嘉永六年（二五一年）露國は兵力を擁して樺太の久春古丹を占領せし以來、年々その侵略止まず、萬延元年（二五二年）北京條約によつて烏蘇里地方を併吞せし以來、彼等は千島・樺太・沿海州の三方面から南進して來た。かくて千島・樺太に於ては屢々彼我の間に紛擾を醸したが、遂に千島列島に於ては擇捉・得撫二島を以て境界と定め、樺太は

姑く兩國人雜居全島往來勝手たるべしといふ未決定のままに、明治政府に引繼がれたのである。

先覺者の痛憤 かやうな露國の侵略狀況は、痛く我が尊攘の志士等を刺戟した。このまま彼が爲すままに放棄し置かば、日本もその侵略を蒙つて、併吞滅亡の外はないとは、志士先覺者の等しく憂慮するところであつた。彼等は坐して國家の滅亡を待たんより、我より進んで彼に對抗する地位を作るべしと主張してゐた。

二 明治政府の樺太政策

對樺消極策 維新政府が開國進取の外交策を採つたとき、樺太・千島及び蝦夷地の問題は極めて重要視せられた。しかし、彼等の著眼は蝦夷に止まり、樺太にまでは十分に達しなかつた。彼等は只管露國の南侵を恐怖し、樺太の地に於て露國と争ふことを避け、蝦夷地の完全なる開拓によつて、これを阻止せんとしたのである。明治二年九月、東久世通禧が、開拓長官として赴任せんとしたときに右大臣三條實美が、一同に達した諭達の中、樺太に對しては、

樺太は露人雜居の地なるを以て、禮節を主とし、條理を盡し、決して輕率大謀を誤る所業あるべからざる事

とあるに過ぎなかつた。されば、この年八月開拓長官が樺太の九春古丹の開港を提議したときも、

外務省はこれを不可とし、次のごとくいつてゐた。

差當柯太は雜居之御條約に付、皇國御一手にて、開港之御取扱は斷然難相成、萬一只今形勢にて開港を主張致し候ては、吹毛求疵之禍可有之候間、此儀も今暫御見合、柯太之形勢自然に皇國之版圖に歸候威力御保有之頃を待、篤と魯西亞は勿論、御條約濟各國へ御打合之上、正理を我方に取候はば、自然開港之權、此方に歸し可申様に致し度事に御座候間、暫御見合之方と奉存候事
 權太に於ては、忍び得る限りは忍ばねばならぬとは、當時の方針であつた。これは、日露戰役前滿洲を放棄し、朝鮮の地によつて、露國の南進を阻止せんとしたと同一で、消極退嬰策たるに相違がないのである。

樺太放棄論

明治三年（二五三〇年）九月、開拓次官黒田清隆が、樺太放棄を主張したのも、同

一の考であつた。これより先、外務大丞丸山作樂・箱館府權判事岡本監輔等が、樺太を視察して歸京し、露國軍隊の母子泊^{ほしどまり}占領の急を告げ、作樂のごときは今に至つて、斷然武力を以て、彼に當るのになければ、日本人は遠からず權太から一掃せらるべしと建言し、前開拓長官鍋島直正のごときは、兵を率ゐてこれを掃攘せんとまで主張し、廟議もやや動かんとしたが、黒田次官は、飽くまでこれに反對した。かくて、九月權太を視察して歸京するや、權太放棄を主張したのである。彼は、

樺太の經略三つあり、斷然是を棄て魯西亞に付し、力を無用の地に勞せず、是を上策とす、たと

ひ一二歩を彼に譲ると雖も、經界を確定し、多少の煩雜を省く、是を中策とす、雜居の舊に仍り事端を生ずる無からしめ、機を得て斷然之を棄つるを下策とす、

といつてゐた。當時政府は未だ黒田の上策を採るの決心もなかつたので、先づ中策を採り、三年正月以降、米國公使デ・ロングに國境確定に關する斡旋を依頼し、北緯五十度を以て分界とせんとしたが、英國公使パークスのごときは、却て我に勸告するに、徒に領土と稱しながら、支配拓殖の實を示さざるとき地は、これを棄ててその開拓費を他に流用するの適當なることを以てした。米國公使もその調停を辭し、權太の寒地國益の少なきをいふに過ぎなかつたので、我が政府も益々權太開拓の熱意を喪失するに至つたのである。

參議副島種臣が、明治四年十一月四日、外務卿に就任するに及び、樺太問題の解決に志し、この年五月、彼は樺太ボシエフ灣に赴きて、露國全權と會し、樺太境界を協議しようとしたが行はれなかつた。五年四月、代理公使ビュツオフが、新に赴任するに及び、副島は彼と會して樺太買收のことを提議した。副島は二百萬圓を以て買收しようとしたのである。露國は丁度中央アジアで、英國と葛藤を生じてゐた際として、日本との親善を欲し、談判は順調に進んだが、未だ確定せざるに臺灣問題が起り、次いで征韓論が廟堂の大問題となつたので、樺太問題は顧みるに暇がなかつた。

權太がこんな具合で、その所屬も不明といふことであつたので、日露の間紛擾が絶えなかつた。そ

の多くは彼の侵略暴行によつて惹起され、我が國民は住居に堪へずして、引上げるものが續出した。かやうな情勢を見て、明治六年（二五三三年）五月、開拓長官黒田清隆は再び樺太放棄を建議し、無用の紛争を避け、専ら力を北海道の經營に盡さんことを以てした。清隆の建議中に、

其風土たる唯氣候寒烈のみならず、土地礮确斥鹵（かうかくせきろ）にして、固より栽培の施すべきに非ず、漁獵の利ありと雖も、衣食に給するに足らず、石炭を産するも其得る所を償ふ能はず、故に毎歲夥多（くわたくた）の金穀を費し、之を撫育するも其人民遂に自立の産を爲す能はざるべし、然らば則力を無用の地に用ひ獨り他日に益なきのみならず、其害を生ずるに至る必然なり、是れ臣が之を棄るを愈（よ）れりと爲す所以なり、臣千思百慮國家の爲めに之を計るに、樺太の如きは姑く之を棄て、彼に用る力を移して速に北海道を經營する者今日開拓の一大急務にして抑又我國の富強の關する所なり、といふのである。これが、當時の我が指導階級の代表意見であつたのである。

樺太・千島交換 かくて廟議はこの議を採用し、明治七年三月、榎本武揚を特命全權公使として露國在勤を命じ、樺太委讓の權を與へた。武揚は露國政府と談判數十回、議漸く成り、明治八年（二五三五年）五月七日、露國太公アレキサンドル・ゴルチャコフと樺太千島兩島交換條約に記名調印し我は彼に樺太全島を悉く譲り、その代償として千島十八島を收むることとなつた。

この條約成立するや、露國はその報酬として、日本に十ヶ年間、その地の海關税を免除するといふことを以てした。彼に得るところ多くして、我に失ふところ大なりしかが思はれる。これは我が消極退嬰外交の然らしむるところ、その禍根今に至つて除く由もないのである。

三 琉球問題の沿革・廢藩置縣の斷行

日支に兩屬す 北に屈した我が外交は、南に伸びた。それは、琉球歸屬問題が解決されたことである。琉球は日支兩國の間にあつて、その所屬は分明でなかつた。慶長九年（二二六四年）薩摩藩主島津義久は、琉球王尙寧に來聘を促したが應じなかつたので、幕府に請うて征討の兵を起し、同十四年、兵を發してこれを討伐し、國王を擒にし、政治、經濟その他諸方面に従屬關係を確立し、二人の在番奉行を置き、諸事の監理檢察に當らしめた。この奉行の任務は、政治上になくて、寧ろ經濟上にあつたので、薩藩は琉球を介在して支那貿易を壟斷し、貿易品を大坂に運んで多額の利益を收めてゐた。

しかし支那は飽くまで琉球を附庸國（ふようこく）と考へてゐた。琉球はいふまでもなく、薩摩もこれを認め、支那の冊封使が來島するときには、薩藩の役人は遠く田舎に避け、神社佛閣に寄進した額面の日本年號を記したものは、悉く撤去して、支那役人の目に觸れぬやうにするといふさまであつた。支那でも、これを知つて、日本との關係を深く咎めなかつた。かくて琉球は、日支兩國の勢力に迎合し、兩屬と

いふ奇現象を呈してゐた。

維新以後、廢藩置縣の際に至つて、日支のかやうな關係が、明瞭になつた。開國進取に志した我が新政府は、これを默視し得なかつた。そこで、明治五年五月、大藏大輔井上馨は、琉球統治に關する建議書を正院に提出し、従前の曖昧の陋策を一掃し、支那との關係を是正し、速かに皇國の版圖に收め、國郡制置、租稅調貢等悉く内地と同一制度に改め、一視同仁、皇化を洽^{がふ}溼^せしたいといふことを建言した。

正院が、この議を左院に諮問すると、左院はこれに奉答し、兩屬を可とし、清國との關係は、深く正さざるを可とするといふのであつた。曰く「琉球處置の議、名は虛文なり、實は要務なり、清帝の冊封を受けて、正朔を奉せしは虛文の名にして、島津氏の士官を遣し、其國を鎮撫せるは要務の實なり、我已に其要務の實を得たれば、其虛文の名は之を清に分ち與へ、必ずしも正さざるべし」と、彼等は名を捨てて實を取るといふ口實の下に、清國との衡争の口實を避けようといふ考である。當時、北には露國に屈する一派があれば、南には清國に屈する一派があつた。しかも、政府の批判監督の地にある左院にさへ、かかる徒があつたのである。

副島外務卿の主張

しかし、外務卿副島種臣は、それ等の説に迷はなかつた。種臣は四年十一月、琉球人六十六名が臺灣に漂著して、その五十四名が殺戮されたといふ事件を以て、臺灣征伐を敢

行せんとしてゐたので、琉球の我が領土たることを飽くまで主張する必要があつたのである。そこで明治五年（二五三二年）九月三日、琉球王尙泰^{しやうたい}の正使伊江王子、副使宜野灣親方の上京參内するや、天皇は冊封の詔を授け、尙泰を琉球藩主に封じ、外務卿種臣をして勅語を宣讀せしめた。また特旨を以て、金三萬圓を尙泰に下賜し、東京飯田町に邸宅を賜うた。外務省はその出張所を那覇に設け、琉球が列國と締結した條約は、總て政府自ら處理することにしたのである。

かくて、明治七年七月、政府は琉球藩を内務省の所管とし、清國との關係を絶たしむべきこととし八年三月、琉球藩重官に上京を命じ、これを内諭し、七月、内務大丞松田道之を琉球に差遣し、尙泰に、

其藩ノ儀從來隔年朝貢ト唱ヘ清國へ使節ヲ派遣シ或ハ清帝即位ノ節慶賀使差遣シ候例規有之趣ニ候得共自今被差止候事藩主代替ノ節從前清國ヨリ冊封受ケ來候趣ニ候得共自今被差止候事

と達し、清國との關係斷絶の旨を命じた。また明治の年號を採用、藩政改革、少壯者を學術修業のため上京すべき旨を嚴達した。だが彼等は清國との關係を云々して、容易にその命を奉じなかつた。

琉球の廢藩置縣

明治十一年十二月、内務大書記官松田道之を再び琉球に差遣し、嚴命を傳へしめたが、彼等は、尙ほ清國を恐れ歎願と稱して遵奉の意がなかつた。しかし内務省は著々と琉球藩處分に着手した。十二年二月三日、重ねて大書記官松田道之を差遣し、十一ヶ條の處分の方法を授け、

道之に附するに警部巡查百六十人と熊本鎮臺歩兵半大隊とをもつてした。道之は二十七日首里城に臨み、尙泰王に

去ル明治八年五月二十九日竝ニ、同九年五月十七日ヲ以テ御達之條件有之處、使命ヲ不恭、實ニ難差置次第ニ立至リ、依テ廢藩置縣被仰出候條、此旨相達候事

の命を達した。明治天皇は、また優渥なる勅諭を藩王に賜ひ、道之をして傳達せしめた。

琉球藩舊シク王化ニ服シ寔ニ覆育ノ德ニ賴ル今乃恩ヲ怙ミ嫌ヲ挾ミ使命ヲ恭マズ是蓋シ舟路遼遠見聞限アルノ致ス所朕一視同仁深ク既往ノ罪ヲ責メス該藩ヲ廢シ尙泰ヲ東京府下ニ移シ賜フニ第宅ヲ以テシ且尙健尙弼ヲ以テ特ニ華族ニ列シ俱ニ東京府ノ貫屬タラシムヘシ所司奉行セヨ

かやうな勅諭まで拜したが、琉球官人は尙ほ安んずることなく、伊江・今歸仁兩王子外舊藩吏等五十一名は、連署して歎願書を提出し、廢藩置縣は御仁免を請ふと哀願したが、道之はその妄を辯じて反省を促した。尙泰も止むなく首里城を退去するに至つた。この年（二五三九年）四月四日、琉球藩を廢し、沖繩縣を置く旨を全國に布告し、五日侍從鍋島直彬なほあきを縣令に任じた。次いで天皇は、十二日侍從富小路敬直を勅使として差遣し、尙泰の上京御迎とし、官船明治丸を提供する旨を告げしめた。王子以下は、尙泰の病を名とし、連署して上京猶豫を請ふこと數回に及んだが、天皇は更に侍醫を差遣して、その病を診察せしめ、遂に促して乗船東上せしめた。六月八日東京に著した。

琉球王族を御優待

天皇は尙泰等王族を優待し、富士見町御用邸を以てその邸に充てしめ、尙泰に金祿公債證書二十萬圓を下賜せられた。次いで十八年（二五四五年）七月、尙泰に侯爵を、尙弼・尙健にそれぞれ男爵を授けた。また天皇は尙泰上京以來、毎年、その同族と共に宮中に召し、盛宴を設けてこれを懇待するを例とした。

維新以來、琉球に對する我が方針は、琉球は我が領土なりといふ確信に基き、斷乎として彼の兩國論を排し、區々たる議論を避け、迅速活斷彼をして、清國に依存する暇なからしめた處置は稱賛するに價する。しかし、尙泰等同族をして、眞に皇國に歸服せしめたのは、明治天皇の終始渝らざる優恩であつたのである。かくて我が國は、北樺太に於て喪つたものを南琉球に於て償ふことを得た。

四 琉球の完全なる併合

清國、琉球の分島を約す 清國は、琉球に對する我が處置を喜ばなかつた。また琉球人の多くもこれを喜ばず、幾度か清朝に哀訴歎願して舊態を維持せんことを冀つた。明治十二年廢藩置縣を斷行したとき、琉球王は、その臣尙德宏を天津に遣し、李鴻章に訴へしめた。その中に「生キテ日本國ノ屬人ト爲ルヲ願ハズ、死シテ日本國ノ屬鬼ト爲ルヲ願ハズ、身ヲ敗リ首ヲ碎クト雖モ、亦辭セザル所ナリ」とある。尙德宏は舊六月五日再び李鴻章に歎願し、清國が興師問罪の際は琉球は嚮導となる、

徳宏は日本の地理・言語・文章に詳悉してゐるから、先鋒となつて奮戦し、以て不俱戴天の憤恨を洩らさうといつてゐた。しかし、李鴻章初め總理衙門の重臣等は、日本の決心の容易ならざるを知つて、妄りにその請を容れて斷然たる處置を取り得なかつた。偶々米國前大統領グラントが來清したので、それに仲裁を依頼した。だが、我が決心は動かすべくもない。清國も亦南島僻遠の琉球を以て我と戦ふの決心もないので、明治十三年（二五四〇年）十月二十一日、琉球の分島改約に關する條約に調印し、我は宮古・八重山の二島を彼に譲り、他を悉く我が有と認めしめ、且つ清國が歐米人に與へた條約上の權益即ち治外法權を、我に與ふるといふことを約束せしめた。しかし、李鴻章はこの條約を以て、失ふところ多くして得るところ少しとし、これを喜ばなかつた。

琉球問題の解決 このとき、清國は偶々露國と事を構へて他を顧みる暇がなかつたので、この條約を破棄して我を怒らすことを恐れ、ただ遷延して後日の解決を期せんとし、批准もせず、そのままに放棄してしまつた。これは却て我が國の幸福であつた。我は宮古・八重垣二島を失はざるを得たのである。しかし、この後とも琉球に於ける親清派の策謀と清國の琉球回復の冀望とは止まず、彼等は乘すべき機會を狙つてゐたが、我は固よりこれを與へなかつた。彼等がかやうな考を一掃し、衷心歸服、琉球問題を自然に解決したのは、明治二十七八年戰役の結果、東洋に於ける日本の地位が全く確立したからである。

第十一章 朝鮮問題

一 征韓論の由來

朝鮮の暴慢 日本と朝鮮とは唇齒・輔車切つても切れぬ關係にある。朝鮮は日本の關門である。

我が國は退いて國家を防衛するにも、進んで東亞を經營するにも、この地に據らねばならぬのである。故に幕末に於ても、國家の發展を説いた吉田松陰・平野次郎・橋本左内等は總て朝鮮經略を説いた。開國進取の政策を取つた明治政府が、この地に最初に著目したことは當然であつた。明治維新王政の復古するや、明治政府は對馬藩主宗家に命じてこの事を彼に告げ、文化八年以來中絶してゐた修好を回復せんとした。宗義達は朝旨を體し、同年十二月藩家老樋口鐵四郎を大差使として釜山に差遣し、維新の情由を告げ益々隣誼を敦うせんことを求むる文書を韓吏に交付せしめた。韓吏は文書の體式異例なるをいつて應じない。幾度交渉を重ねても要領を得ず、荏苒また荏苒、交渉約一年に亙り、漸く異例の理由を説明し、我が文書中に皇室、奉勅等の文字あるを不可とする旨を告げたのである。

朝鮮が、かかる頑迷の状を採つたのは理由のあることで、當時大院君が萬機を攝行し、内には武斷

政治を行ひ、外には排外鎖國主義を執つて、西教撲滅を布告して、多數の佛國天主教徒を殺戮し、これを懲さんとして來攻した佛國軍艦を退けたときであつたから、彼等は氣驕り、歐米恐るるに足らず況んや日本をやといふ感を抱き、且つ日本は韓半島を遠征するの野望ありとして、頗る猜疑の眼を以て我を視てゐたからである。

時に我が國では、維新回天の業成つて、國民の意氣昇天の概ある時であつたから、これ等の狀を默視し得ず、征韓の議は鬱然として起つた。木戸孝允は、明治元年正月に朝鮮に使節を差遣し、速かに舊交を温むべきことを建議した。木戸は常に百年の大著眼がなければならぬといつてゐた。奥羽の亂が平定するや、十二月十四日、輔相岩倉具視に建言し、奥羽平定の機會に乗じ、特に朝鮮に使節を派遣して、彼が非禮を詰責し、若し承服せざる時は、問罪の師を發して、我が國威を伸張すべし、然る時は國內に鬱勃たる人心を一變して、兄弟鬩に閔ぐの惡弊を洗除し、維新中興の目的を貫徹し得べしといつてゐた。

征韓論の沸騰　かくて、明治二年（二五二九年）十二月三日、明治天皇は、特に木戸を召して、明春を以て、支那朝鮮へ使節たるべしとの命を傳へしめたまうた。木戸は、多年の宿志が達せられたるを喜び、謹んで奉命の旨を奏上したが、種々の事情があつて、遂に使節の任を果さなかつた。かかることで、朝鮮問題は進展しない、明治三年正月、同年七月共に外務官員を彼の國に差遣し交渉せし

めたが、要領を得ない。明治五年（二五三二年）正月には、宗重正は舊臣外務十等出仕相良正樹を大差使とし、森山・廣津兩權大録と共に渡韓せしめたが、韓吏の面會を肯せざること例のごとく、照會二十餘回を重ねても、一も得る所がない。しかして彼の亡狀は益々募り、遂には我が漂流民を草梁館の前岸に放棄して顧みず、或は館司の東萊府に入るを禁じ、常例の供饌を廢するなど不條理、暴戻の廉々を盡した。

明治四年十一月、副島種臣が外務卿に就任するに於て、因循な對韓方針も稍面目を改め、對馬を長崎縣の管轄に移し、宗氏對朝鮮の關係を斷ち、名實共に擧げて政府に收めた。そこで明治五年八月十八日、外務大丞花房義質・同少記森山茂・同廣津弘信を差遣し、廟議決定の要項を實行せしめたが、修交問題に於ては一步も進むことなく、空しく歸朝するの止むなきに至つた。

翌明治六年二月、廣津弘信が更に渡韓した時には、朝鮮の亡狀はその極に達し、排日の氣勢は愈々甚しくなつた。即ち草梁館に食糧供給を拒絶するのみか、東萊・釜山兩府使は草梁館門前に、見るに堪へざる侮辱と排日の意を示した揭示をして、これに違ふ韓人は斬に處するといふに至つた。このことが日本に傳はると、國民の激昂その極に達し、征韓の議は囂々として朝野の間に渦を起した。

二 征韓の廟議と兩論對立

西郷參議の硬論　ここに於て、太政大臣三條實美は、閣議を開き、陸軍若干、軍艦數隻を朝鮮に派遣し、居留民を保護し、且つ特命全權使節を差遣して、彼の政府と談判せしむる議を提出した。

參議西郷隆盛は出兵を不可とし、先づ全權使節を派遣し、公理・公道を以て朝鮮政府を説諭せしむべしと主張し、自らその使節の任に當らんことを請うた。諸參議は、多く西郷の議に同意した。三條大臣は箱根行在所に伺候して、閣議の次第を逐一奏上して聖斷を仰いだ。それは八月三日である。

明治天皇は事の重大なるを思召され、三條に、「近々岩倉大使が歸朝するから、更に熟議を盡して、再び奏せよ」と仰せたまうた。三條は、勅旨を西郷等に告げて後命を待たしめた。

その中に、九月十三日、岩倉大使も歸朝したので、三條は、岩倉に從來の経過を告げ、遣韓使節のことを協議した。それで十月十四日、愈々閣議が開催された。大久保利通は、その前日參議に任せられ、この日の閣議に出席してゐる。西郷參議は、朝鮮問題の皇威の隆替、國權の消長に關する重大なるを論じ、強硬に遣韓使節の急務を主張した。岩倉右大臣・大久保參議はその議に反對し、遣韓使節は征韓の前提である、今日は未だ外戦を事とするの時機にあらずとこれを論駁した。閣議は二日に亙つて決定に至らなかつた。しかし、三條太政大臣は、西郷の進退の影響するところ大なるを慮り、西郷の説を容るることに決した。岩倉・大久保・木戸はこれを喜ばず、十七日共に辭表を提出するに至つた。三條は憂慮の餘り、十八日早曉、劇疾を發して、人事を省せざるに至つた。そこで岩倉は右大臣として、三條太政大臣に代つて政務を代行することとなつた。ここに於て、遣韓使節の議は一變した。

遣韓使節の議破る　翌十月二十三日、岩倉右大臣は參内し、詳かに廟議を述べ、遣韓使節を不可とするの理由を條陳し、聖斷を仰いだ。明治天皇は岩倉の奏聞に對して、國家の重大事なるを以て、

熟慮の上、勅裁すべき旨を告げ、翌二十四日、重ねて岩倉を召見し、その奏議を裁可したまうた。

曰く、

朕繼統ノ始ヨリ先帝ノ遺旨ヲ體シ誓テ保國安民ノ責ヲ盡サントス頼ニ衆庶同心協力漸ク全國一致ノ治體ニ至ル於是國政ヲ整ヘ民力ヲ養ヒ勉メテ成功ヲ永遠ニスヘシ今汝具視ノ奏狀之ヲ嘉納ス汝宜ク朕カ意ヲ奉承セヨ

岩倉は、史官を諸參議の邸に差遣して勅旨を傳宣し、且つ木戸・大久保の辭表を却下した。また西郷・板垣・副島・江藤等の請を聽して參議を免せられんことを奏請した。かくして西郷が一大決心を以て主張した遣韓使節の議は破れた。世これを征韓論の破裂といひ、また明治六年の政變と稱する。蓋し明治史上劃期的事變である。

三 征韓論の兩主張

征韓論の根據 征韓の議は、明治維新の精神に淵源を發し、我が國民の生命線維持の重大問題であつたから、この議一度起るや、國內は異常の關心を以て、これに注目し、廟堂に於て、烈しく論議されたばかりでなく、民間に於ても囂々論議の的となつた。

これ等の論議は、積極・消極、長く明治大正を通じて、最近にまで續いた帝國外交の二大外交思潮となつたので、ここに兩者の概要を紹介しよう。

征韓論の首唱者は、いふまでもなく、西郷參議であつた。彼の主張は何處にあつたか、彼の意見は對内・對外二方面から考へられる。對内的といふのは、つまり事を外に構へ、國內人心を轉じて、國民の歸向を定め、人心を鼓舞し、統一せんとしたのである。これは木戸が維新當初に考へたことである。西郷が明治六年八月十七日、板垣に與へた書翰に、

内亂を冀ふ心を外に移して國を興すの遠略は勿論、舊政府の機會を失し、無事を計て、終に天下を失ふ所以の確證を取て論じ候處能々腹に入候

と、三條大臣に遣使の急務を説き、納得せしめたことを告げたのは、この意である。

しかし、西郷の最も重んじた所は、固より外にあつた。泰西文明の東漸は、幕末以來殊に甚しく、東亞の前途、帝國の將來は深憂に堪へざるものがある。だが先んずれば人を制す、彼が來るを待たないで、我より進んでこれに應ずるの策を廻らすにしくはない。西郷はこの考を以て、朝鮮問題・臺灣

問題、樺太問題を處理しようとした。即ち本土に退守して敵を待たないで、進んで我が對外の基礎を固めようとしたのである。彼は征韓といはず、自ら遣韓使節たらんことを請うたのであるが、その眞意は征韓にあつた。彼が明治六年八月三日、三條太政大臣に呈した書を見ると、

朝鮮の一條御一新涯より御手を被付、最早五六年も相立候はん、然處最初親睦を求められ候儀にては有之間敷、定て御方略爲有之事奉存候、今日彼が驕誇侮慢の時に至り、始を變じて因循の論に涉り候ては、天下の嘲りを蒙り、誰あつてか、國家を隆興する事を得んや、只今私共事を好み、猥りに主張する論には決して無之、是迄の行懸りにて如此場合に行當り候故、最初の御趣意不被爲貫候ては、後世迄の汚辱に御座候間、斷然使節被召立、彼の曲分明に公普すべき時に御座候、是迄御辛抱被爲在候も是非此日を被相待候事奉存候付、誠に奉恐入候へ共、何卒私を被差遣被下度決て御國辱を醸出し候儀は萬々無之候付、至急御評決被成下度儀と奉存候、右候へば寸分なり共御鴻恩を可奉報事にて、無此上難有仕合に御座候間、速に御許可被成下候様奉伏願候、

朝鮮には、ただ親睦を求めるのでなくて方略がある筈であるとは彼の眞意である、方略とは經略の意である。それは朝鮮を經略して露國に對抗せんとする意である。

彼が明治七年一月九日、庄内藩の酒井玄蕃の問に答へた所によれば、

今日ノ御國情ニ相成候テハ所詮無事ニ可相濟事モ無之、畢竟ハ露國ト戰爭ニ相成候外無之、愈々

戰爭ニ御決著ニ相成候テハ、直ニ軍略ニテ取運ビ不申バ不相成、只今北海道ヲ保護シ、夫ニテ露國ニ對峙可相成哉、サスレバ彌以テ朝鮮ノ事御取運ビニ相成リ、ホツセツトノ方ヨリニコライマデモ張り出シ、此方ヨリ屹度一步、彼地ニ踏込ンデ此地ヲ護衛セネバナラヌ
といつてゐた。西郷の眞意はここにある。彼が對韓意見にはこの遠略が藏せられてゐたのである。彼はこの遠略を藏して著々と準備をしてゐたのである。

非征韓論の根據 征韓論に反對したのは、岩倉大使一行である。岩倉・木戸・大久保共に熱烈に反對した。ここに大久保の議を紹介しよう。大久保が、十月十三日參議就任直後に、三條に提出した意見書を見ると、征韓論反對の理由が明瞭である。

彼は先づ最初に政治の大主義を示し、國家を経略し、人民を保護する者は、深慮遠謀がなければならぬ、進んで取るも、退いて守るも、時の宜しきに從ふべきもので、時には恥ありといへども忍び、義ありといへども取らざることがある、進退は必ず事の輕重を度り、大に期する所がなければならぬといつて、遣韓使節の議は輕々に行ふべきでない、反對の理由七ヶ條を擧げてゐる。その最も主なる理由は、條約が未だ改正されず、歐米列國の我が國を遇すること對等でない、列國に對してこの屈辱を忍びながら、獨り朝鮮の非禮のみを咎むるは理由がない。且つ朝鮮非禮と雖も、未だ征討の名義に乏しい、されば征韓論者も先づ使節を派遣し、彼に傲慢無禮の言動あらば、初めてこれを口實とし

て征討すべしといふので、今日未だ國民の忍ぶ能はざる理由があるのでない。かかる薄弱の理由で、國家の安危を顧みず、人民の利害を計らないで、事を起さんとするは、洵に了解し能はざることである。今日は廢藩置縣漸く成つたが、政府の基礎未だ確立せず、國民新令に慣れず、常に疑懼の念を抱いてゐる、宜しく内治を修整して、國民を安堵せしむる時である、妄りに外征を事とすべき時でないといふのである。これは固より、岩倉・木戸等の等しく抱いてゐた考である。

外交の二大思潮 要するに木戸・大久保・岩倉等は巡遊によつて歐米文明富強のさまとその因つて來るところを視、今日は内治整備の時代で、事を外に構へる時でない、國威の發展・宣揚は國力充實の後に俟つべきものであると痛感したからである。そこに非征韓論者の征韓論者と異なる根據があつたのである。思ふにこの兩論者もその目的とする所は同一で、等しく明治維新の宏謨に基いて、國家の安寧隆昌を冀ふ者である。一は外によつて内を整へんとし、且つ韓・清・露との衝突避くべからずとせば、寧ろ進んでこれに資つて、國家の發達を圖るべきであると主張した。畢竟逆にとつて順に守らんとするのである。一は専ら内を整へ、國力を養うて、外に備ふべしと主張した。畢竟順にとつて、逆に守らんとするのである。しかして、これは明治・大正を通じ、長く我が内治・外交を支配した帝國の二大思潮であつた。

第十一章 日清戦役と皇國の躍進

一 日清戦争前の日韓關係

對支消極政策

日韓の修交は、一時斷絶のさまであつたが、明治八年の江華島問題から、黒田清隆・井上馨の全權正副兩大臣の渡行となつて、朝鮮も漸く修交を承認し、修交條規が調印されることになつた。それは明治九年（二五三六年）二月二十六日である。これで、朝鮮問題は解決された觀を呈したが、朝鮮の我に親します、我を重んぜざること舊のごとく、朝鮮と清國の關係は毫も變るところなく、清國は朝鮮の宗主權を主張し、隸屬視してゐた。だが日本は固よりこれを認めず、飽くまで朝鮮を獨立國と主張した。故にこの問題を解決するには清國と衝突するの外はなかつたのである。かかる形勢の下に、明治十五年七月及び同十七年十二月の京城の事變が起つたが、これ以後、日本も朝鮮に對しては極めて消極的となりて、民間志士の活動を嚴壓し、朝鮮亡命客金玉均・朴泳孝等にも十分の保護を與へなかつた。これは全く清國との衝突を慮つたからである。

明治十八年（二五四五年）二月、參議伊藤博文を特派大使として清國に派遣し、前年京城の變に伴

ふ日清兩國の關係を整調せしむることにした。かくて天津條約が締結された。この條約は、我の讓歩によつて成つたので、從來朝鮮に對して執つた積極政策を放棄し、只管清國との事なきを期した。ただ條約に於て、消極的ながら朝鮮の獨立を認め、日清兩國等しく朝鮮から撤兵し、今後事ありて、兩國から朝鮮に出兵せんとするときは、互に行文知照することを約したのは、せめても我が國の獲物であつた。

日清關係險惡を極む

當時我が政府當局は消極的で、ただただ清國との衝突を避けんとしたのである。それは、現今東洋で、獨立國は日清兩國のみである。この兩國が争ふのは西洋諸國蠶食の餉となるばかりである。日清兩國は相提携して歐洲列國に對抗せねばならぬと感じたからである。日清の提携同盟を明瞭に我が國に説いたのは御雇佛國人のボアソナードで、明治十五年八月九日參事院議官井上毅にこれを語つてゐる。この日清同盟論は明治政府の主要な外交方針となつた。畏くも明治天皇もその御思召であらせられた。明治二十年（二五四七年）六月の徳大寺侍從長の手記に、

明治十二三年頃ヨリ廟議隣交ヲ重ンスルニアリ、支那朝鮮ノ如キ尤親密交際肝要ナリ

と書いてあるのは、明治天皇の御思召であつたのである。しかし、日清の關係は日に險惡を極め、朝鮮に於ける我が勢力は日に減退するばかりであつた。我が國民は悉くこれを不満とした。日清戦争はかくして起されたのである。

二 遂に宣戦の布告

陸奥外相の決意 明治二十七年（二五五四年）四月、朝鮮國全羅道古阜縣に亂民蜂起し、國政改革を名として燒掠殺戮を恣にし、忠清・慶尙道に及び、その勢猖獗を極め、最早や朝鮮官兵の力を以てこれを鎮壓すべからざるに至つた。その徒を東學黨と稱し、東學と稱する教派から出でた一種の宗教團體である。

東學黨の勢益々猖獗にして、所在の官兵悉く破れ、京城も危殆に迫つたので、朝鮮政府は清國に援助を求むるに至つた。この時清國では怪傑袁世凱が駐韓公使として、韓廷内外に於て威權を振ひ、日本の退萎を機として、朝鮮の經略に任じてゐたが、朝鮮政府の求めに應じ、屬國の難を拯ふと稱し、直隸提督葉志超をして兵を率ゐて朝鮮に入らしめた。然れども天津條約のあるを以て、我が國にその旨を通知し來た。それは六月七日であつた。當時我が國では、官民の軋轢その極に達し、伊藤内閣は議會を兩度まで解散せしごとき始末であつて、清國はすつかり我が國を見縊り、日本は到底戰爭し能はざるものと考へてゐたので、かやうの所置を取るに至つたのである。

しかし、朝鮮の獨立は多年我が國家の生存問題として、擁護し主張し來つた所、固よりこれを清國に附することが出來ぬ。且つ明治十五年・十七年の變以來、我が國民の清國の横恣に憤る者が多く、

この時清國の出兵を聞いて、國民の敵愾心は俄然として昂騰し、戰爭辭すべからずといふ氣運が高潮して來た。この時外務大臣には權略の聞えある陸奥宗光があつたが、この機を利用して、日韓日清問題を解決して、國民の宿志を成就せんとし、大に期する所あり、伊藤總理大臣と謀つて、不動の國策を建て、著々變亂に處して居つた。

我が國は、先づ朝鮮の清國の屬邦たることを固く否認し、清國に對し、共同して朝鮮國の内政改革を提議した。それは六月十八日であつた。清國政府がこの議を拒絶するや、同月二十八日、陸奥外相は單獨朝鮮の内政改革の決志を固め、朝鮮駐劄公使大島圭介に命じて朝鮮政府に迫り、大院君李是應をして國政を總裁し、事大黨の閔氏一派を斥け、七月十九日には、朝鮮の獨立に牴觸する清韓諸條約を一切破棄せしむるの手段を執らしめたが、二十九日には、朝鮮政府に代つて牙山駐屯の清國兵の撤退を要求し、兵力を以て、これを擊攘するに至つた。かくて、日清戰爭の火蓋は切られた。次いで八月一日宣戦の大詔が渙發され、帝國宣戦の大義が中外に公布された。

國民の輿論昂騰す ここに至るまでの間、英露兩國は日清の開戦を阻止せんとして、屢々干涉・仲裁を試みたが、我が外務當局の迅速果斷な外交政略は能くその功を奏して容喙の餘地を與へざる間に、我が最初の目的を遂行して過らなかつた。陸奥外相は、伊藤首相と同心協力して、遺憾なく敏腕を發揮した。後の支那の史家は、當時の帝國外交を評して靈活なる外交といつてゐた。

當時帝國の人心は、極めて高潮し、清國を征討して朝鮮を擁護するといふ國民の輿論、敵愾心は熾烈に達した。これは維新以來、尠くとも明治十五年京城事變以來、國民の等しく懷いてゐた志望で、その燃えあがらんとする國民の敵愾心が一たび點火されたから、到底消すべくもなかつたのである。陸奥は、この高潮に乗じたればこそ、その外交は極めて迅速果斷、靈活とさへ稱せらるるに至つたのである。

三 日清戦役の勝利と戦後の日本

聖躬國難に當る 明治天皇は平和に戀々し、國交斷絶には慎重の手段を盡さしめたまうたが、その一度開戦と決したまふや、聖躬を以て、率先その難に當り、開戦の目的を達せんと努力したまうた。八月一日宣戦の詔勅を下して、その御決意を示し、大轟を廣島市に進めたまはんと、九月十三日東京御發聲、十五日廣島に著御、第五師團の司令部を以て大本營と定めたまうた。この地は水陸交通の衝に當り、征清作戦上、重要地點であつたからである。

明治天皇は、この大本營内の一室に、翌明治二十八年四月二十七日まで起臥したまひ、その間纔かに吳軍港・帝國議會開院式及び議會跡戦役記念品天覽のために行幸あらせられたのみで、殆ど御庭にさへ出でたまふことなく、大小の政務・軍務を親裁したまひ、全く出征兵士と同一生活を爲したまうた。

た。大本營内に於ける天皇の克己精勵の御生活こそは、今日に至つて尙ほ國民の感激・驚歎措く能はざる所である。

馬關條約と三國干涉

清國は戦争の初から敗北に敗北を重ねたから、速かに和を講せんとし、明治二十八年三月十九日、清國は總理衙門北洋大臣兼直隸總督李鴻章及び李經芳を全權大臣となし、馬關に遣はして和を請はしめた。よつて内閣總理大臣伊藤博文・外務大臣陸奥宗光を全權辦理大臣として、馬關に於て會見せしめた。李鴻章は講和に先だちて休戦の提議を試みたが、その條件に於て彼我の主張懸隔して容易に決せず、その間李鴻章の傷けらるることありて、我が朝野を震愕せしめたが、四月十七日和議漸く成り、兩國大臣は調印を了した。清國は朝鮮の獨立國たることを確認し、奉天省南部の地、臺灣及び澎湖全島を日本に割與し、軍費賠償として庫平銀二億兩を支拂ひ、沙市・重慶・蘇州・杭州の四所を開くことを約束した。所謂馬關條約これである。

馬關條約の締結せらるるや、明治天皇は四月二十一日、平和恢復の大詔を發したまひ、百僚臣庶の忠實・勇武によつて宣戦の目的を貫徹し、治平と光榮と併せ得たりと歡びたまうたが、露西亞は馬關條約の内容を確知するに及び、獨佛兩國を誘ひ、日本が遼東半島を永久に所有するは、清國の首府を危くし、朝鮮の獨立を全からざらしめ、將來東洋の平和を不利ならしむるものであるといつて、我が遼東半島の放棄を勸告した。これは實に四月二十三日であつた。三國の決心鞏固にして、戦争の外こ

れを拒絶すること能はざるの事情が明かになつて、我が政府は忍んでこれを容れ、五月十三日芝罘に於て馬關條約の批准交換を了すると共に、初めてこれを發表し、併せて遼島半島還附の詔勅を下した。まうた。

この詔勅は拜讀に堪へざるものがあつた。平和に大御心を寄せさせらるる明治天皇は、民生の疾苦を思召され、時勢の大局に鑑みて、堅忍して、三國の忠言を容れたまうたのである。國民は勅旨を拜察し萬石の涙を吞み、臥薪嘗膽を誓ふ外はなかつた。天皇も、

とる棹のこゝろ長くもこぎよせむ蘆間の小舟さはりありとも

と詠じて、纔かに懷を遣り他日を期したまうた。

日清戦役の結果

日清戦争は三國の干渉によつて千仞の功を一簣に缺き、東洋問題の解決を未だに留めて後年に多大の禍根を残したが、しかし日本の輝かしき戦勝は全世界を聳動し、國際政局に新しい地位を占め、清國を排除して東洋の覇權を握ることとなつた。時恰も條約改正は成就せられ、歐米列國との不平等條約は悉く改訂せられ、明治三十二年八月以降、日本は完全に法權を恢復することを得た。これ等の事實は、日本の能く歐米文明を同化せしことを證明し、日本人は武勇の勝れた人種たると共に、平和事業に於て、また優秀な人種たることを示したのである。從來の世界は白人の世界とされてゐたが、今や日本國は、對等の地位に躍進するに至つた。これは世界歴史に一新期を畫するものである。

ものである。

戦後日本の發達は目ざましかつた。日本が眞に産業革命の時代に入つたのはこれからである。政府は世界經濟金融の狀勢に鑑み、支那からの價金を基礎として斷然金本位制を採用した。海運業・鐵道業・探炭業、それに續いて紡績・製糖・石油業等は大いに起つた。例へば明治二十七年に三億二千三百萬圓であつた會社拂込資本金は、三十一年には約二倍の六億二千萬圓となり、水陸運輸業の資本は七千五百萬圓より一億九千七百萬圓となり、商業資本は五千五百萬圓より、三億萬圓となつた。しかし工業資本は六千二百萬圓より一億二千餘萬圓となつたに過ぎず、工業の眞の發達は十年後を待たねばならなかつたのである。かくて交通機關は急激に擴張せられ、鐵道は所在に布設せられ、海運業の發達も著しく、明治二十九年、歐洲・北米・濠洲航路が開かれ、政府は航海獎勵法と造船獎勵法とを制定し、補助金給與法を設けた。明治三十三年末には日本の所有汽船は五十萬噸に及んだのである。

第十三章 日露戰役

一 露國の東方侵略と我が對策

露の野望伸ぶ 日清戰役が、我が國家の生存・發展上必然の結果に起つたものとするれば、日露戰役は同様に、より以上必然の結果に基いたものである。しかうして、その初め日本國民の誰もこれを好まなかつた。幕末から、明治政治家の努力は、日露衝突の防止、若しくはその對策に費された。明治六年、征韓論が廟堂に跡を絶つてより、我が政府當局は、多くの場合怯懦といはるるまでに隱忍自重した。明治八年五月、樺太千島交換條約を調印したのも、このためであつた。だが、日清役後、三國干渉以後は我が陸軍當局もひそかに覺悟するところがあつた。一切の準備はそれに向つて集中されたのである。

日清戰役は露國の東方侵略を促進し、その政策を活気づけた。この役によつて清國の脆弱のさまが遺憾なく世界に暴露されたので、露國は三國干渉の恩義を笠に莫大なる報償を要求するに至つたのである。

明治二十九年（二五五六年）五月、露國皇帝ニコラス二世の戴冠式を舊都モスコフに於て舉行せんとするや、露國は北京朝廷に勸め、李鴻章を起して遣露大使たらしめ、彼を特にその首都に伴ひて歡迎し、外務大臣ロバノフ及び大藏大臣ウイッテをして彼と折衝せしめ、先づ滿洲を通じて、西比利亞鐵道を浦鹽斯德に結ぶべき一線を布設することを要求した。李鴻章は初めこれを拒んだが露國の懇請と威嚇とに餘儀なくされて、六月三日モスコフに於てこれを諾し、議定書に調印するに至つた。この議定書は、その後北京駐劄露國公使カシニーの盡力によつて、北京に於て批准せられ、カシニー條約の名を以て傳はつた。

カシニー條約は、日本の清國・朝鮮乃至西比利亞への侵略に對する露清兩國の防禦同盟である。これによつて、露國は西比利亞鐵道を滿洲に貫きて浦鹽に連絡し、また一朝事あるの日は、支那の總ての海港を利用する權利を得た。その有効期間は十五年であつた。東方に於ける露國の大膽不敵な侵略は、これから始まるのである。

歐洲列強の對清壓迫 かくて明治二十九年十一月、東清鐵道會社は設立せられた。翌三十年（二五五七年）十一月獨逸が、宣教師二名が殺害されたのを口實として、山東省膠州灣を占領し、次いでこれを租借するや、露國は直にその艦隊を以て旅順口を占領し、遂に清廷に迫つて、旅順及び大連灣を租借する條約を締結した。これは明治三十一年三月である。これに對し、英國は露國が旅順口を占

有する期間、自ら威海衛を租借することとなつた。ここに於て佛國も亦土地の租借を要求して、その欲望を満たさんとしたが、偶々同國の士官二名が、清人のために殺害されたのを奇貨として、清廷を強迫し、廣州灣租借を承諾せしめた。これは同年十一月である。我が國はこれ等の形勢に鑑み、新に得たる臺灣の利害に顧慮し、この年四月、北京駐劄公使矢野文雄をして、新に清國政府に交渉せしめ、その對岸福建省を他國に讓與若しくは租與せざるべきことを約束せしめた。

かくのごとく、歐洲の列國が清國の困弊に乗じて、自家の勢力範圍を獲得することにとめたことは、遂に清人の排外思想を激發せしめた。義和團の蜂起はこの結果である。明治三十三年（二五六〇年）の初め、義和團の一團は興漢滅洋を標榜して清國各地に兵を起し、所在の教會堂を破壊し、教徒を殺害し、五月北京に迫り、北京は重圍に陥つた。列國は北京の外交團の急を救ふべく、日本軍を主力とする遠征軍を派遣し、遂に暴徒を一掃し、清國政府に戒飭を加へ、列強の損害を償はしめた。列國はその領土の保全と商工業上の機會均等とを互に約し、明治三十四年九月、各その兵を撤した。北清事件と稱するものこれである。

露國の滿洲駐兵 露國は北清の動亂を好機とし、列國と伍して北京を攻むると共に、鐵道保護を名として頻りに兵を滿洲に出し、軍事的にこれを占領した。この際アムール州守將グリブスキーは治安維持のためと稱して、ブラウゴウエスチエンスク在住の支那人約一萬人を、何等の抵抗なきに拘らす

男女老幼となくこれを虐殺した。虐殺後四週間に黒龍江を航行した露國の一畫家が支那人の屍體に遮られて進行に苦しんだと書いてゐる。

八月聯合軍が北京を陥落せしめた時は、さすがの露國も列強に通牒して、滿洲の秩序恢復の曉は、その占領地より軍を撤退すべき旨を宣言したが、これは虚偽の宣言であつた。露國關東總督アレキシエフは韃靼將軍増祺と條約を結び、滿洲占領を實現することにした。列國は清國の領土保全を名としその條約に異議を挟み、殊に我が國は、一方には清國にその利害を警告し、一方には露國に強硬な抗議を提出したので、その密約を撤回したが、滿洲撤兵は、そのまま實行の意がなかつた。

二 日英同盟の締結

日英同盟への氣運 三國干涉の苦杯を嘗め、露國の侵略によつて累卵の危機に瀕しつつある極東を眺めては、我が國も大に決心するところがなければならなかつた。如何にして彼が攻勢を阻止すべきか、かかる際に考へられることは二つある。その一は平和の攪亂者そのものと直に交渉してこれを制止することであり、その二は他の勢力を借りて平和の攪亂者を制壓することである。日露協商を主張するものは前者を取り、日英同盟を主張するものは後者を取つたのである。かくて、我が外交政策には二派の對立を見たのである。

山縣有朋・伊藤博文・井上馨等の元老は、悉く日露協商を主張してゐた。權略縱横な陸奥宗光のごとき外交官ですら、日英同盟を以て實現性なきものとしてゐた。明治二十九年八月の雜誌『世界の日本』にこの意見を公表し、日英同盟は夢想のみ、虛榮のみ、畫餅のみといつてゐた。しかし、三國干渉以後、この夢想者は少くなかつた。

外務次官林董、福澤諭吉等はその隨一者であつた。福澤が林の日英同盟論を可として時事新報に掲載したのは、明治二十八年五月である。既にして、我が國力は漸次増進し露國の侵略が益々甚しくなるにつれて、日英同盟論は夢想の域を脱して現實問題となつて來た。英國方面に於ても、日英同盟を冀ふものが次第に現れて來たのである。

日清役後、英國の外相チャムバレンのごときは東洋に於て大なる陸軍國と結ぶの必要を感じ、日英の同盟を我が駐劄公使加藤高明に説いたことがあつた。明治三十三年十一月、ランズダウン侯が英國の外務大臣となり、その年、林董が駐英公使として加藤に代るに及び、日英同盟論は大に促進され、翌年四月には正式に交渉が開始された。この年六月、伊藤内閣が倒れ、桂太郎の内閣が成立し、小村壽太郎が外務大臣に就任するに至つて、日英同盟の交渉は本筋に入つた。

日露協商の失敗 だが伊藤・井上兩元老は、尙ほ親露主義を捨てず、露國と協商を結び、無益の争を避くべしと力説し、東京駐劄露國公使イスヴォルスキー等も、熱心に日露の間に立つて斡旋する

ところがあつた。伊藤は、自から露國に赴いて彼と協商を締結せんと志し、明治三十四年（二五六一年）十一月、露國に入り、露國皇帝に謁し、外相ラムズドルフ伯等と會見して、日本は露國に朝鮮の獨立と朝鮮海峡に武備を施すの意なきことを保證し、露國は朝鮮に於ける商業・工業・政治及び軍事の自由處分の專權を日本に承認すべしといふことを以てしたが、露國は應じなかつた。

しかしこの時、日英同盟の議は益々進捗して來たので、伊藤も遂にその目的を果さず、露都を辭去するに至つた。伊藤の露都訪問は、大に英國政府を刺戟し、英國政府は日本の露國に奔らんとすることを懼れ、その主張の幾分を撤退し、日本政府の原案を悉く承認し、明治三十五年（二五六二年）一月十日兩國の全權の調印が成立した。

日英同盟の成立 日英同盟の締結は、日本外交の成功で、東洋の平和、日本の發達に及ぼした影響は尠くなかつた。特に日本が對等の資格を以て、世界の最大強國と同盟し得たことは、國民に大なる自信を與へた。同盟條約の要點は次のごとくである。

一 日英兩國が、清國に於て有する利益及び日本が韓國に於て有する政治上及び商工業の利益が、他國の侵略的行動によりて侵迫せられた場合には、兩國はこれを擁護する爲に必要な措置を執り得べき事

二 若し日英兩國の一方が、各自の利益を防護するために、別國と開戦したる場合には、他の一方

は嚴正中立を守るべし、若し他の國が該同盟國に對し交戦に加はりたる時は、兩國は協同して戦鬪に當るべき事

三 露國の横暴と國民の激昂

露國強硬策を決す 日英同盟が締結せらるるに於て、露國も頗る省みるところあり、明治三十五年四月には清國と滿洲撤兵條約を締結し、三期に分ちて撤兵を約した。その後、露國は第一期の撤兵を實行したが、第二期撤兵の意はなかつた。

明治三十六年(二五六三年)七月、露國陸軍大臣クロボトキンが日本に來遊し、我が國を去つて旅順に赴き、極東駐在武官を會して、所謂旅順會議を開き、露國の極東政策を議定するに及び彼の態度は愈々決定した。日本恐るるに足らずと見たのである。そこで清廷に對しては、既往の宣言を無視して、頑然として協約の締結を迫り、新に極東總督府を設け、關東總督アレキシエフをその長官に補し外交・行政・軍事の全權を委任した。かくて露國の横暴は益々募り、名を森林伐採に託して、鴨綠江畔の龍巖浦を占領し、韓廷に迫りて、これが租借を要求し、その承諾なきに關らず、著々經營の歩を進めて砲臺を建設するに至つた。

これより先、露國は明治二十八年十月八日の閔妃殺害事件によつて、我が國に對する韓廷の信頼の

失墜せるに乗じて、大いにその勢力を扶殖せんとし、公使ウエトバト夫妻はその政策を帶して韓廷内外に活動し、國王及び世子をその公使館に誘引し、韓廷の信日派を一掃した。半島に於ける我が勢力は一大頓挫を來した。前年、朝鮮の獨立を保護して清國と戦つた日本も、昔年ならずして、露國と協調するにあらざれば、朝鮮の獨立を保護し得ざることとなつた。その後、二十九年(二五五二年)五月、山縣有朋は露都に抵つて、外相ロバノフと日露協商を締結し、三十一年(二五五八年)伊藤内閣は第二の協商を締結したが、僅かに約するところは、朝鮮の獨立を認め、日本の通商上の利益の大なるを認め、その發達を妨礙せざるべしといふに過ぎなかつた。

しかし、それすら實行の意思がなかつた。滿洲問題の進展を機として、龍巖浦の占領となつたことは前述のごとくである。

主戦論の沸騰

露國が朝鮮及び滿洲に於ける傍若無人の行爲は、痛く我が國民を刺戟し、國民舉つてその横暴を憤り、遙かに遼東半島還附の時を回顧し、悲憤慷慨、戦争にあらざるば、彼が野心を挫き邦家の安全を期すべからずといふに至つた。この國民輿論の中心となつて最大活動をなしたものは、對露同志會で、公爵近衛篤磨を會長とした在野憂國の志士の團體であつた。彼等は演說會を開いて國論を喚起し、元老大臣等を訪うてこれを激勵した。ここに於て、國論の激昂は益々甚しく、東京帝國大學教授富井政章等七博士は主戦論を主張し、大臣・元老を訪問して意見を陳述し、建議書を公

にした。世人これを七博士の建議と稱し、非常のセンセーションを惹起した。

明治三十六年（二五六三年）十二月、第十九議會が開かるるに至つて、國論の激昂は絶頂に達し、衆議院議長河野廣中は開會劈頭、奉答文に託して、外交の不振を痛撃して、内閣を弾劾し、議會は解散せられた。對露同志會の領袖等は遂に上奏書を上つて天闈てんこんに訴ふるに至つた。これは違例であつたが、宮内當局は特にこれを受理して叡覽に供した。これより各地方の有志團體は、續々とこれに倣ひ上奏書を奉呈した。この國論の沸騰を視て、政府當局も亦深く決意するところがあつた。

四 日露の開戦

對露折衝

元老及び政府當局の對露意見は、民間のそれとは相當逕庭あるものであつたが、しかし、固より決心するところがあつた。明治三十六年（二五六三年）四月、伊藤・山縣及び桂首相・小村外相は關西出張を機とし、京都の山縣別荘無隣庵に會して對露方針を議定した。その議定案は、

一 露國にして、滿洲還附條約を履行せず、滿洲より撤兵せざる時は、我より露國に抗議する事

二 朝鮮問題に對しては、露國をして我が優先權を認めしめ、一步も露國に讓與せざる事

三 滿洲問題に對しては、露國の優先權を認め、之を機會として朝鮮問題を根本的に解決する事

といふのである。桂はその自叙傳に、これを説明し「滿洲問題を利用して朝鮮問題を解決せんとするは予の決心なりし」といつてゐた。これは固より對露同志會などの憂慮した滿韓交換論の範圍を脱しなかつたが、戦を辭せぬといふ決心は、朝野一つであつた。

桂首相は、六月二十三日御前會議を奏請して、無隣庵會議の決議を正式に確定した。小村外相はこの決議の趣旨を體して、八月十二日、協商の基礎五ヶ條を露國駐劄公使栗野慎一郎に訓令し、露都に於て交渉を開始せしめたが、協商の根柢に於て、意見の相違あり、容易に決定されさうもなかつた。後交渉地を東京に移し、先づ彼の提案を待つた。露國公使ローゼンは、旅順に赴きて、對案を作り、十月三日これを小村外務大臣に提出した。その要は、露國は韓國の獨立竝に領土保全を尊重し、日本の優越なる利益を承認し、韓國の民政を改良する助言及び援助を與ふる權利を認むるも、韓國領土の一部たりとも、軍略上の目的に使用し、朝鮮海峽の自由航行を迫害する兵要工事を設くるを認めない、朝鮮の北緯三十九度以北に、中立地帯を設置する、滿洲及びその沿岸は全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承認するといふのであつた。これは固より我に於て承認すること能はざるものであつたので、小村はローゼン公使と幾度か折衝を重ねたが、露國は頑強に主張して譲るところがなかつた。その年は交渉に暮れて、三十七年（二五六四年）一月六日、露國から最後回答とも目すべきものが齎されたが、ただ僅かに我が要求を容れたばかりであつた。即ち滿洲に對しては、日本が滿洲を

利益範圍以外なりと認むるならば、日本が現行條約の下に獲得した權利を認むるといひ、また韓國に對しては、飽くまで韓國領土を軍略上の目的に使用せざること及び中立地帯設定とを要求して來たのである。しかし、これは我が國の忍び得ざることであるので、一月十三日、これを拒絶し、小村外務大臣は、ローゼン公使に日本は滿洲をその利益の範圍外たることを承認するから、露國でも朝鮮をその利益の範圍外たることを承認せよと通告したが、一月を過ぎ、二月に入つたが、露國の回答はない。ここに至つては開戦は單に時機の問題となつた。互に宣戦を布告しないのは露國は浦鹽軍港の解氷期を待ち、日本は海軍の準備尙ほ完成しないためであつた。

廟議遂に開戦に決定

だが、二月になつては、最早や猶豫されなかつた。二月四日午後、明治天皇は伊藤・山縣・松方・井上等諸元老、大山參謀總長及び桂總理大臣・山本海軍大臣・小村外務大臣・寺内陸軍大臣・曾根大藏大臣等を御前に召して、會議を開かせたまうた。御前會議に於ては、一人の異論を唱ふる者もなく、滿場一致、露國に對して開戦を決議し、即時命令を陸海軍に下し、駐露公使栗野慎一郎をして國交斷絶の旨を露國政府に通告せしめた。

翌五日、勅諭を陸海軍人に賜ひ、開戦の止むなきを告げ、二月十日を以て、宣戦の詔勅が渙發された。國民は歡呼してこれを迎へた。明治二十八年五月、遼東半島還附のことあつてより、まさに十年國民は一日と雖も、今日のことを忘れなかつたのである。

思ふこと貫かむ世をまつほどの月日は長きものにぞありける（明治天皇御製）

五日 露戰役

御悲壯なる御決意

日露開戦は必然の運命で、國民の等しく覺悟してゐたことである。しかし祖宗の寶祚を繼がせられ、國民の父母と仰ぎ奉る明治天皇の御軫念は更に深切なるものがあつた。

二月四日、最後の御前會議の開かれた前後の事情などは拜聞するに畏れ多い極みである。その日午後六時近く、御前會議を終へて入御あそばされたときは、天皇は何か深きもの思ひに沈みたまうた御やうすに拜察された。やがて御側の皇后宮に、愈々露國と國交を斷絶することに決定した。これは朕の志でないが、已むを得ない、とのみで、他の御詞がない。二三分も沈黙が續いた。そして全く御獨言のやうに、

若しやこれが失敗したなら、何とも申譯がない

と、半ば御口の中で御仰せになつた。皇后宮御初め、女官等もあまりの重大な御詞に、御返しする語もない。仰いで龍顏を拜すると、御涙がかがやいてゐた。

御詞は極めて短いが、意味は實に深重である。建國以來、ここに二千五百有餘年、この天壤無窮の皇國、六千萬同胞はどうなるであらうか。何しろ敵國は、世界の最強國、佛國と同盟を結び、英獨共

に恐怖してゐる國である。祖宗の加護を信じ、國民の忠勇に滿腔の信頼を置かせたまふ天皇も、御責任の重大さを思召しあそばされては、御涙なきを得なかつたのである。洵に御悲壯な御決心であらせられた。

愈々開戦になると、天皇はその結果を案じたまひ、國民の上を思召したまうて、幾夜も御眠りあそばされなかつた。

ゆくすゑはいかになるかと曉のねざめ／＼に世をおもふかな

典侍高倉壽子は、その頃を回顧し「その頃御上は御格子に入らせたまうても、ろく／＼御眠りあそばされなかつた」と語つてゐた。前記の御製竝に、次の御製はこのことを證するのである。

曉をしらすといへる春ながらことは夢もやすくむすばず

御安眠あそばされないので、畏れ多くも御日常の御饌の量も減じたまうた。この御ありさまで、明治三十七八年を御過しあそばされたのである。

た、かひのうへに心をつくしつゝ、年のふたとせすごしけるかな

畏れ多き御生活

この二ケ年間、戦時中の明治天皇の御生活の御様子は、拜察するだに畏れ多い極みであつた。天皇は出征兵士の艱苦を思召され、冬期には御座所のストーブを焚くことを止め、小さな御手焙りを御用ひあそばされたのみであつた。しかも夏となり、金をも熔す盛暑と雖も、舊式の

軍服を御召しあそばされ、毎日表御座所に出御あそばされた。この御軍服は夏冬に於て、御變りがないので、暑氣烈しい日などは、御汗がシャツとワイシャツとを浸透して、御上衣にまでしみ出るのであつた。

暑しともいはれざりけり戦の場にあけくれたつ人おもへば

とは、御實詠である。そのさまは征清役廣島大本營の御生活と御變りがあらせられなかつたのである。日露戦争といふ古今未曾有の大事を決行し、その目的を達したまふに於て、如何に御熟議を凝したまうたか、如何に御軫念あらせられたか、如何に御精勵あそばされたか、我々は拜察するだに堪へないのである。これは二ケ年に過ぎなかつたが、思へば洵に長いながい年月であつた。

さまざまにも思ひこしふたとせはあまたの年を経しこゝちする（明治三十八年）

かくて、この思ひ深き二ケ年を経過したまうた天皇は、御痛ましくも御姿が變らせられた。戦前まで漆黒であつた御髪は殆ど半白となり、從來から少し前屈みの御姿勢は、一層前屈みと御なりあそばされた。めつきり御歳をめさせられたのである。畏れ多くも、六年後の御大患は、この戦争中の御過勞に歸因するとは、侍醫を初め側近奉仕者の悉く一致した拜察であつた。畏くも天皇はこの戦争に殉じたまうたのであるといはれ得る。

かく考へると、日露勝敗の岐因は明瞭であつた。一君萬民、國民の父母たる我が天皇、國民を信頼

せざる露國皇帝、立憲政治を實施して舉國一致の我が國と、獨裁專制にして革命を冀ふ露國とは、戦はずして勝敗は明かであつたのである。

六 和議の成立

講和條約成る

奉天戦争・日本海海戦で戦局は殆ど決定し、歐米方面に於て講和の議が起つた。

露國は滿洲方面に四十七萬七千の兵と千五百六十門の大砲とを有して、尙ほ戦意を失はず、我が軍また士氣旺盛、長驅北進の準備を整へてゐたが、これ以上戦争の繼續は、容易ならざることであつた。そこで六月九日、米國大統領ルーズベルトが、世界平和のために日露兩國が直接の講和談判を開始せんことを兩國政府に勧告するに及び、我が政府は直にこれを容れ、露國亦これに應じ、會商地を米國に選びて、各全權委員を簡派することになつた。外務大臣小村壽太郎及び駐米公使高平小五郎は全權委員に任せられ、七月八日、小村は横濱を出帆した。

小村全權委員等がポーツマスに於て、露國全權委員ウイツテ及びローゼンと會合したのは八月八日で、談判はその十日から開始された。我が全權は要求條件十二ヶ條を提出したが、露國は我が提案中の中立港遁入軍艦の引渡し、極東海軍力の制限、軍費賠償、樺太割讓等の數條を拒絶し、毫も交讓するの意がなかつた。露國は戦敗者でない、その領土は完全に保存され、陸軍の戦闘力も未だ破壊され

てゐない、一寸の土地も、一錢の金も割くことは出来ぬと豪語してゐたのである。かくて和議は容易に成立しなかつたが、談判十回にして、九月五日漸く兩國政權は、その議定書に調印を了した。講和條約の主なる條項は、次のごとくである。

- 一 露國は韓國に於ける日本の宗主權を認むる事
- 一 露國は滿洲より撤兵し、清國の領土保全及びその利益の開放を承認する事
- 一 露國は旅順口及び大連の租借權等を日本に移轉讓渡する事
- 一 露國は長春・旅順口間の鐵道を日本に移轉讓渡し、且つ兩國は滿洲に於ける各自の鐵道を軍略上の目的を以て經營せざる事
- 一 露國は北緯五十度を境として薩哈噠島の南部を日本に讓與し、且つ兩國は各自の領地内に軍事上の工作物を築造せざる事

一 露國は日本海・オホツク海及びベーリング海に瀕する露領沿岸の漁業權を日本に讓與する事
 しかし、償金・割地の要求に重きを置いた我が國民は、如上の條件に満足せず、屈辱的講和を破れ條約批准を拒めと、囂々として起ち、國民大會は東京に開かれ、滿都騷擾を極めて、戒嚴令を布くの止むなきに至つた。だが、これは國民が我が國力と國情とを知らなかつたことから起つたことであつたから、國民は次第に興奮から醒めて、十月十六日の條約批准の詔勅下るに及びて、人心は全く平靜

に歸した。

世界強國に躍進

かく、日露戦争の結果は、國民を十分に満足せしむるものでなかつたが、しかし露國の東方政策を根本的に覆へして、滿洲を救ひ、清國の獨立を保全し、朝鮮の歸趨を明かにし、その宗主權を得たことは大成功であつた。かくて我が國は完全に世界の八大強國の一に列した。しかも單に戦争に強いといふばかりでなく、戦後日本の發達は經濟・産業・文化・制度の上に於て完全に歐米諸國と共に世界文明の第一線に立つことを示した。歐米列國も、この事實をそのまま承認し、日本駐割の公使を陞して大使とするに至つた。

これより先、八月十二日、日英協約は改訂せられ、朝鮮を除いて印度を加へ、兩國は東亞及び印度に於ける全局の平和を確保し、その地域に於ける特殊利益を防護すること、並に清國の獨立及び領土保全等を目的として、協約を改訂した。

かくて、英國は韓國に於ける日本の指導・監理及び保護の措置を執るの權利を承認し、また締盟國が他の一國によりて攻撃されたときは、他の締盟國は直にこれに援助を與へ、協同戦闘に當ることを約した。これは日露戦役の結果と相俟つて、我が國をして英國と共に完全なる東洋平和の擔保者となしたのである。或る佛蘭西人は、これを評して、「新日英同盟はアジアの歴史に一紀元を開きたるものなり、何となれば、今や東亞の一國が、世界八大國の伍伴に入り、アジアの運命は其新興國と大英

國に依りて支配せらるるに至りたれば也。即此兩國は相協同して清國の保全を擔保し、以て東亞に於ける歐米列國の野心を防止し、東半球にも、西半球の新モンロー主義を適用せむとす。ここに於てか獨露の兩國も最早近年のごとくに、その野心を遂行するの機會なかるべし」といつてゐたのは、能く新興日本の國際的地位を説明したものである。

第十四章 韓國の合併

一 統監府の設置

日韓新協約を協定 我が國は韓國の獨立を保護し、國運を賂して戦ふこと二回に及んだ。今後永遠にかやうのことなきやうにせねばならぬ。これは日本の義務であると共に權利である。それで改訂日英條約は、韓國に於ける日本の自由行動の權利を承認し、日露講和條約は露國をして韓國に於ける日本の宗主權を承認せしめたから、明治三十八年十一月、樞密院議長伊藤博文は、韓國に赴き、十一月十七日、日韓新協約を協定し、韓國をして日本の宗主權を認めしめ、日本は韓國皇室の安寧と尊嚴とを維持することを保證して、同國の外交は、一切日本に於て管理指揮し、統監を置いて、そのことを掌らしむることを約した。

この協約締結の前後、韓人中、時勢に暗くこれを以て國を亡すものとし往々不穩の企を爲すものもあつたが、幾許もなく鎮靜に歸した。ここに於て諸外國の公使は相率ゐて京城を去り、韓國の在外公使も悉く歸國した。同年（二五六年）十二月二十一日、伊藤博文は統監に任せられ、二月より統監

府が初めて開かれた。之より伊藤は大に韓國の庶政改善に盡力し、農事の改良、道路の改修、各種學校の新設若しくは改善に力むる等施設するところが多かつた。韓國の面目は漸く一新するに至つた。

然るに明治四十年六月、第二回萬國平和會議が和蘭海牙ヘイグに開かるるや、韓國皇帝は或る外人に使喚されて、密使をそこに差遣し、列國の援護によつて、日本の保護を脱せんことを求めた。その冀望は直に拒絶せられ、列國の顧みるところとならなかつたが、我が國は再びかかることの起らんことを慮り、直に協約改訂の方針を定め、外務大臣林董を韓國に差遣し、伊藤統監に旨を傳へしめた。韓國は大に恐れ、皇帝李リは讓位し、皇太子李リ 卽位し、新協約を締結し、韓國の内治・外交一切を舉げて日本に一任することとなつた。八月韓國軍隊は解散せられた。伊藤は在任三年半、韓國の庶政も一新し、日韓の關係は益々改善せられ、韓國人心も靜穩に歸したので、明治四十二年（二五六年）六月その任を辭し、副統監會根荒助が統監に陞任した。だが、日韓親善のために、その晩年を捧げた伊藤前統監は、その年十月二十六日、滿洲視察の途次、ハルビンの停車場で、一韓人のために狙撃せられて薨去したことは、惜みても餘りあることであつた。

併合論進む 統監會根荒助は、就任の翌七月、韓國と議つて日韓覺書を定め、韓國の司法權の委任を受くることになつた。かくて、我が國の保護は愈々堅實となり、我はまた銳意その内政の改善につとめた。これより先、韓國には、親日主義を標榜する一進會なるものがあつて、兩國の親和を計つ

てゐたが、伊藤の凶變を聞き、日韓の併合にあらすんば國運の維持すべからざるを感じ、四十二年十月四日、一進會長李容九は會員一百萬人を代表して、書を韓帝及び總理大臣李完用、竝に統監曾根荒助に上つて、日韓合邦の利を述べた。この上書は一旦却下されたが、我が國に於ても、固より日韓兩國の幸福を増進し、東洋の平和を永遠に確保するためには、韓國を我が國に併合して根本的改善を加ふるの外に策なきを認め、桂内閣總理大臣は、伊藤統監の辭職を機會として、これを斷行するの意さへあつたが、慎重を期して未だ著手するに至らなかつた。

二 日韓の併合

併合條約の調印 明治四十三年（二五七〇年）五月、統監曾根荒助病を以て辭職するに及び、桂總理大臣は日韓合併の機既に至れるを思ひ、陸軍大臣寺内正毅をして統監を兼任せしめて、合併の任に當らしめた。寺内は先づ韓國をして、その警察事務を我が國に委任せしめ、憲兵を増置してその治安を謀り、七月下旬赴任し、八月十六日、韓國總理大臣李完用を招き、帝國政府の意見を開示した。爾來數次の商議を経、ここに兩國政府の意見一致せしを以て、各々上奏裁可を仰ぎ、八月二十二日、寺内統監と李總理との間に併合條約が調印された。

日韓一體皇恩に浴す ここに於て、我が國はこれを締盟各國に通告し、八月二十九日を以て韓國

併合の詔書を換發し、併合條約を公布し、その施行を命じた。かくて韓國皇帝は韓國全部に對する一切の統治權を完全に、且つ永久に日本皇帝に讓與し、日本皇帝はこれを承諾し、韓國皇帝・太皇帝・皇太子竝にその后妃及び後裔には、各々その地位に應じ、相當なる尊稱・威嚴及び名譽を享有せしめ且つこれを保持するに十分なる歳費を供給すべきことを約したまうた。

併合の詔書と同時に大赦・減租の詔を發したまひ、韓國諸般の罪囚中、情狀の憫諒すべきものに對し、特に大赦を行ひ、また積年の逋租を免じ、且つ今年の租税は五分の一を免じ、國幣一千七百萬圓を支出して、韓全國に配給し、人民の授産・教育の補助・凶年の救濟等に充てしめたまうた。この日韓國の名稱を朝鮮と改め前、韓國皇帝を冊して昌德宮李王と稱し、皇太子を王世子、太皇帝を德壽宮李太王と稱して皇族の待遇を賜ひ、特に殿下の敬稱を用ひしめ、同時に朝鮮貴族令を制定し、公・侯・伯・子・男の五爵を定めて、これを貴族に授け、我が華族と同一の禮遇を與へたまうた。

因つて統監を廢して新に朝鮮總督を置き、天皇の命を承けて陸海軍を統率し、一切の政務を統轄せしむることとなつた。十月一日、前總督寺内正毅が總督に、副總督山縣伊三郎が政務總監に任せられた。

かくのごとくして、韓國は完全に日本の領土となり、その統治に歸し、帝國自衛の途が確立し、東洋永遠の平和が保障されることとなつた。これは佐藤信淵・吉田松陰等の夢想が實現し、明治維新以

來の懸案が解決されたといふよりも、欽明天皇三十二年（一二三一年）四月の任那復興の遺詔が成就され、天智天皇二年（一三二三年）八月の敗戦が償はれたものといふべきである。朝鮮問題は眞に解決され、日韓一體齊しく皇恩の下に、東洋平和の確保につとめることとなつた。

第十五章 現代社會問題の起因

一 産業革命と社會の變化

現代の社會問題は歐洲に於ては、産業革命と佛蘭西革命とにその端を發し、我が國に於ては、明治維新と次いで來れる産業革命とにその端を發してゐる。その發達の跡を尋ぬるに、略その揆を一にする。しかも、その解決の方法・道程は必しも同一でない。私はそこに我が皇威と皇恩の普及とを見るのである。王政時代の社會問題が、主として皇室によつて解決されたごとく、王政復古以後の社會問題も亦さうである。解決の中心は、そこにあつたといはれる。この説明が、この章の意である。

諸産業の振興 維新後、西洋文明の輸入と共に各種の産業並に交通・運輸・通信の業は、政府の熱心なる指導奨励と企業經營との下に創始された。明治元年閏四月政府は商法司を設け、翌二年通商司を設け、官民有志を誘つて、通商會社及び爲替會社を組織せしめた。これが我が國に於ける會社業の初めである。次いで明治四年七月、大藏省中に勸業寮を置き、農業・開墾・牧畜その他各種の産業を指導奨励し、七年一月これを内務省に移した。内務卿大久保利通は、歐米巡回後、深く西洋諸國の

富強に感じて、我が産業を發達せしめんと考へて、積極的方法を取り、富岡製絲場・下總種畜場・千住製絨所・新町層絲紡績所・新宿勸業試験所等を設けて、西洋流の農業や、生産業を起すことに力めた。これより我が産業は漸次發達した。即ち明治十年代はその創始時代で、二十年代に、第一次の發達を爲し、日清・日露役後に一大飛躍を爲したのである。

明治二十八年日清戦後は、戦勝の餘榮と國勢の發達とに鼓舞せられ、二億の償金、三千萬圓の遼東還附賠償金の流入に促されて、産業・運輸業等は俄然として進展し、且つその事業は多く政府の手を離れて民間の經營となり、株式會社の勃興となつた。その最も盛になつたのは海運業・鐵道業・採炭業等であつて、紡績・製糖・製油業等はこれに次いだ。例へば、明治二十七年、三億二千三百萬圓であつた會社拂込資本金は、三十一年には、約二倍して六億二千萬圓となり、水陸運輸業の資本は七千五百萬圓から、一億九千七百萬圓となり、商業資本は五千五百萬圓から、三億萬圓となつた。しかし工業資本は、六千二百萬圓から僅かに一億二千萬圓となつたに過ぎなかつた。

日露戦争後も同一の形勢は繰返された。償金はなかつたが、外債が續々と輸入されたために、諸事業は勃興した。例へば明治三十七年に於ける會社拂込資本金は約九億三十二圓であつたのが、四十三年には十四億八千萬圓となり、就中工業に於て最も激増した。即ち工業は一億六千萬圓から五億八千萬圓となり、商業は四億六千萬圓から六億九千萬圓となつた。運輸は鐵道が國有となつたので、會社

資本は三億から一億十萬圓に減じた。當時工業で最も發達したものは、瓦斯及び電氣事業であつた。この形勢は大正年間に至つて變らず、世界戦争に會し、工業特に機械工業に於て最も發達し、商業・水陸運輸業がこれに次いだのである。

發展の與へる大變化 これ等の産業及び交通運輸の大發展がもたらした産業上の大變化を産業革命といひ、社會の組織及び思想に大なる變化を與へたのである。しかして、我が産業の眞の世界的發達と社會的大變化は大正年間であるが、かやうなる形勢は、明治からの連續であつて、既に著しき變化が起りつつあつたのである。

二 産業革命と社會の變化

維新後の華族 産業革命の與へた社會變化の第一は社會組織要素の變化である。維新以來、國民は華族・士族及び平民の三階級となり、しかも華族以外には全く社會的特權が撤去せられたが、産業の發達に従つて新に資本家と勞働者との二階級が起つて來た。資本家となつた者は、従前の華族及び士族の一部と幕府時代からの豪商・豪農の類と新教育を受けた青年、または維新後社會の變動に乗じて富を得た人等であつた。特に華士族は、維新以來國家の特別なる保護を受け、新興階級の中心となつた。明治七年、戶籍寮の調査によれば、華族の戶口は四百八十六で、人口は二千八百九十一で、多

額の公債を賜はつた外に、明治十年には向ふ十五ケ年間、毎年内帑金三萬八千圓を下賜された。彼等はこれを以て學習院の費用となし、また第十五銀行創設の費用に充てたので、教育・生産兩つながら特別の發達の途に就くことを得た。明治六年十一月九日の東京日日新聞は、華族一戸平均一年の収入を八千九百六十一圓餘と算し、當時の勅任一等官の収入より多いとした。明治十六年七月、五爵の制を設け、維新勳功の士族を多く華族に列したが、それ等には爵位に應じて、二萬乃至五萬圓の御下賜金があつた。最初から華族は優等階級の實を維持し得たのである。

士族の生活状態

だが士族はさうは行かず、初めから貧弱であつた。明治六年十一月九日の東京日日新聞は、士族所有の祿高から考へて、一戸平均収入三十六圓と計算してゐる。維新以後の政治及び社會の問題の多くはかかる士族の窮乏から起つたので、政府は種々の保護の法を講じた。明治七年戸籍寮の調査によれば、士族及び卒の戸口四十萬七千八百八十三で、人口は百八十八萬八百三十七人である。それで、明治六年十二月二十七日、秩祿奉還の法を設け、百石未満の者に限り、奉還を請ふ者に産業資本を給與し、且つ農牧を願ふ者には官有地を拂下ぐることを許した。八年七月に至るまで現金一千九百三十二萬圓を給與した。明治九年八月、華士族・平民の家祿賞典祿を廢し、改めて公債となして交付したが、その額は一億七千五百三十七萬三千七百餘圓に及び、一ケ年の利子一千百六十一萬餘圓に達した。政府は初めその公債の典賣を許さなかつたが、後にはこれを許したので、これを

賣つて資金となし、歸農、歸商、所謂實業に従事する者が多くなつた。政府は尙ほ足れりとせず、士族をして就業せしめんために、明治十一年五月三十一日、全國の公共事業を興し、物産繁殖の道を開き、内外の賣買を盛にするといふ目的で、企業公債一千二百五十萬圓を募集し、九月にはその募金を内務・工部二省に下附し、以て勸業・土木・採鑛等に充てしめたが、勸業費として内務省に下附したのは三百萬圓であつた。この勸業費は多く士族の授産費となつた。

當時岩倉右大臣のごときは士族を以て日本の精神とし、全國の治亂盛衰、皆その心力によらざるはないといつて士族に職を授け、その生活を安定せしむるを以て最大急務とした。それで明治十五年六月に内務・大藏・農商務三卿協議の上、十五年から二十二年まで、毎年金五十萬圓を給することとした。東北地方の開拓事業及び各府縣の産業、特殊物産は多く士族を中心とし、その授産のために起きたものである。これ等特別の保護を蒙りながら、士族の商法で失敗した人も頗る多かつたが、成功して資本家となり、所謂産業界のチャンピオンとなつた人も尠くない。明治實業界の中心人物たる澁澤榮一・岩崎彌太郎・藤田傳三郎・五代友厚・西村勝三等は何れも士族出身で、徳川時代からの富豪三井家も士族たる中上川彦次郎等を得て、初めて新時代に適應するやうになり、これ等新知識の援助なき小野組・島田組等の倒産失敗したのを見て、略その事情が考へらるであらう。

教育と指導階級

しかし士族の輩をして新産業界のチャンピオンたらしめたのは、政府の保護よ

りも維新以後の公私教育の進歩に負ふところが多かつたのである。明治の最大先覺者福澤諭吉は既に安政年間より私塾を開き、初めは蘭學を、後には英學を教授し、政治・經濟の學を教へ獨立自治の時代須要の教育を施して、新時代の開拓者となつた。その他尺振八・中村敬宇・津田仙、何れも私塾を開いて諸生を教授した。幕府時代よりの開成學校及び醫學校は、明治十年に合併して東京大學となり法・理・文・醫の四學部を開き、後に工部省の工部大學、司法省の法律學校を合して、帝國大學となり、我が國最高學府として教育の中心となつた。これより先、明治八年、森有禮は私費をもつて、東京木挽町に商法講習所を開いて、商業家の子弟に商業教育を施すを目的としたが、後には發達して高等商業學校となり、高等なる商業教育を與ふることになつた。明治九年北海道札幌に農學校が開かれ十年東京府下駒場に農學校が開かれた。この二校は、後の農科大學で、高等農業教育を施した。工業教育は明治五年に工部大學が開かれ、明治十四年には、淺草藏前に東京職工學校が設けられたが、これは後に東京高等工業學校となり、工業教育の中堅となつた。

前參議大隈重信は、明治十五年に、早稻田に東京専門學校を起したが、發達して早稻田大學となり、私學の巨擘となつた。明治二十六年、井上毅が文部大臣となるや、大に實業教育の發達を計り、國民の子弟に科學及び技術と一致する教育を施し、農工商諸般の業に、科學知識を普及しようと欲して、實業補習學校を設け、また工業教員養成所を設け、學生には補助金を給してこれを奨励したので

これから各種の實業教育は大に發達して來たのである。

これ等官私學校の卒業生は年々増加し、各種の實業に従事し、會社・銀行に入つてその修得せる新知識・新技術によつて幾許もなく新産業の指導者となつた。しかして、これ等の新教育を受けた人の多くは、その初め士族出身の子弟であつたことは、士族の産業上の地位を語るものである。我が國最古の私學で、明治以來今日まで、我が經濟界の中心人物を養成した慶應義塾の入社生徒に就て見るに、明治十四年に至るまで、士族出身の數は平民出身の數より多かつた。士族・平民の數が漸く平均したのは、明治十三、四年頃からで、十五年以後は年々平民の數が増加してゐる。この情勢は獨り慶應義塾のみでなく、明治十五年前に於ける各種の學校は多くさうであつた。士族が新産業界のチャンピオンとなつたのは、これ等の事情からも考へられるのである。

資本階級の成立

我が國に於て資本家を保護し、その發達を促したものは、皇室・國家の保護・恩惠であつた。概して明治時代は、富國強兵を以て、國家の最大目的となし、國家自から産業を企業し、經營し、その發達を計つたばかりでなく、資本家の利益を保護し、その權利を擁護するにあらぬ方法を用ひ、皇室も亦産業獎勵のために、企業會社の大株主となつて恩寵を垂れたまうばかりでなく、明治十四年十二月七日には、褒章條例を定めて實業に精勵し、衆民の模範たるべき者、または公衆の利益を興し、成績著明なる者を賞するに縁授若しくは藍綬の褒章を賜ひ、明治二十年には海防

費の獻金を奨励するに位階を以てした。明治二十二年憲法を制定し、貴族院を設くるや、多額納税議員勅任の制を定め、一府縣から多額納税者十五人を選擧し、中一人の互選者を選抜して、貴族院議員に勅任し、華族議員及び勅選議員等と伍して、共に國政に參與せしめた。當時の國家が如何に資本家を重視し、その發達を冀望してゐたかが考へられるのである。かくて明治二十八年戰役後に於ては、戰役行賞の一部として、著名なる實業家數名を華族に列し、勳章を賜うた。その他觀菊・觀櫻の御宴には著名な實業家を召して、酬宴を賜ふなど、皇室御初め、あらゆる力を盡して産業を奨励し、資本家を優待したので、その勢力は非常に發達した。特に日清・日露兩戰役後に至つては、この階級は、最も有力な社會階級となり、政治上及び社會上に重要な地位を占め、彼等を見下しては一國の政治が行はれずとまで發達したので、所謂金權政治の名さへ唱へられるやうになつた。竹越與三郎氏は明治三十年このことを論じて「明治の歴史を分解すれば、明治二十二年迄は藩閥の時代なり、二十六年迄は黨閥の時代也、二十七年以降は財閥の時代也、是より以往恐らくは益々然らん」といつてゐた。

労働者階級の出現 資本家階級の成立と共に、労働階級も亦成立した。この事實を見るには、先づ農民の都市集中といふことを知らねばならぬ。我が國に於ては、徳川時代より既に農民の都市集中の傾向があつたが、明治時代に至り、この傾向は益々顯著となつた。特に小地主が多く大地主に併せらるるに及んで、農村は次第に衰微し、農民の流出は甚しくなつた。試に明治十三年以來の地租納者

遞減の状を見るに、地租十圓以上の納者は、同十三年に八十六萬七千九百九十二人であつたのが、漸減して明治二十七年には六十二萬五千四百五十五人となり、五圓以上の納者は、その間に百五十一萬三千三百八十八人から漸減して百十四萬六千四百四十二人となつてゐる。地方にあつて、五圓以上十圓以下の納税者は獨立自治の民たるに堪へ得る中堅人物である。この數の減少は農村の衰微と、資本の集中と労働者の増加とを語るものでなくして何であらう。

今これ等を數字に就て見るに、東京の人口は、明治十五、六年の頃、八十八萬より九十一萬に過ぎなかつたが、明治三十八年には百九十六萬となり、大阪の人口は明治十六年三十萬九千人から、明治三十七年百二萬人となり、東京・大阪・京都・神戸・名古屋・横濱の六大都市の人口は、明治二十一年二百四十二萬四千六百餘人に過ぎなかつたのが、大正九年には五百四十七萬九千人に増加してゐるのもこの證據である。これ等増加の都市人口は自然に繁殖したのではなくて、多くは地方より都會に集中せし農民より成り、その多くは工場労働者である。蓋し農民は都會人より身體が强健で、工場労働に適するばかりでなく、商業に於ては都會人との競争に堪へず、且つ技術的要素がないから、自然に單純なる工場労働に従事するやうになるからである。

かくて、労働者は都會の發達と共に増加したが、明治三十一年の工場（十人以上使用工場）職工數は四十一萬二千二百餘人に過ぎなかつたのが、大正元年にはその數八十六萬三千四百餘人となつた。

ここに於て、何人も労働者階級が漸次成立しつつあることを疑はない。

經濟自由主義

産業革命の興へた第二の社會變化は思想の變化である。維新以來、政治上に於て自由民權の説が烈しく唱へらるると共に、經濟上にも亦自由主義が唱道され、アダム・スミスの經濟學やミルの自由の理等は夙に傳へられて、我が國民に大なる影響を興へた。田口卯吉博士は明治十一年（二五三八年）一月、『日本經濟論』を著し、冠するに自由貿易の四字を以てし、經濟の自由ならざるべからざるを論じ、保護主義の決して産業を發達せしむる所以にあらざることを極論した。翌年更に『東京經濟』雜誌を發行して、その論を鼓吹した。それ等の影響は決して尠くなかつた。

この自由主義に對して、慶應義塾出身の徒は、大に保護主義を主張した。犬養毅が東海經濟新報を發行し、保護主義によつて、田口の東京經濟雜誌の自由論と戦つたことは有名なことである。されば一時、歐洲を風靡した經濟上の自由放任主義も、我が國には、そのままには行はれなかつた。

これは當時の政府が、我が資本家の微力にして産業の幼稚なるに鑑みて、生産事業を國民の自由に放任せず、極力産業を奨励し、資本家を擁護し、干渉的保護政策を取つたからである。岩崎彌太郎が三菱會社を組織して、明治七、八年以後、日本の海運業を獨占するに至つたのはこの好例である。

かくのごとく、政府は極力資本家を保護したが、彼等亦己が利益を増進するに毫も忌憚する所がなく、その間労働者の利害等は、全く顧みなかつたのである。要するに我が國に於ても、産業自由制度

は確立せられ、何人もこれに異議を挟む者もなかつたが、實はその自由制度は資本家にのみ興へられた自由で、資本家は其の興へられた自由を更に國家によつて保護せられたのである。

三 労働問題の發生

労働條件の劣悪

ここに於て、産業革命に伴ふ種々の弊害は、當然我が國にも起つたのである。特に我が國では、封建の餘習尙ほ去らないで、人權の觀念幼稚にして労働者を重んじなかつたばかりでなく、富國を以て立國の方針とし、産業保護の政策を取り、政府も資本家も生産の増加のみを冀つて、労働者の健康・幸福等を全く顧みなかつた。一の製造所取締法も、工場法も制定されなかつた時代であつたのである。こんなことで、我が國の工場の設備は頗る不完全で、寧ろ絶無と稱すべく、労働時間は極めて長く、その賃銀は極めて低廉であつたが、何人もこれを顧みるものがなかつたのである。

特に當時、我が國唯一の近代産業たる製絲及び紡績業には、女工を使用すること多く、その女工は未成年者であつて、低廉なる賃銀にて衛生設備皆無なる工場に於て、長時間の労働、特に夜業を強制せられたから、その衛生・風紀に及ぼす影響は實に恐るべきものがあつた。農村の少女も、工場生活二、三年にして、その健康と純情とを失はない者は稀であつた。彼等は衰殘の身を以て歸村した。わ

れわれは學校で英國産業史で學んだ實例を己が農村に目撃して、悲哀の感に堪へなかつたことを今に記憶する。明治三十年二月、農商務省商工局では技術官を各地に派遣して、綿絲紡績・製絲・抄紙・活版印刷・燐寸・製藥・製米・硝子・セメント等にて職工徒弟二十人以上を使役し、若しくは蒸汽機械を装置する工場を巡視せしめて得たる結果を「工場及職工ニ關スル通弊一斑」として發表したが、實に驚くべきことがあつた。

列擧した箇條は、三十一ヶ條に達したが、最も甚しきは労働時間の長いことで、紡績工場のごときは、労働時間正味十一時で、外に早出・居残り及び夜業を三時間乃至五時間を課するを常とした。而も徒弟又は幼年職工の年齢に制限がなく、紡績工場の工女募集には、十二歳又は十三歳以上といふことは表面のみで七、八歳の子女を多く使役した。燐寸工場にては六歳位の幼女もあつた。これ等の幼年職工に對しても時間の制限なく成年男子と共に晝夜に互り、十二時間も使役されるのが普通であつた。また女子の操業に制裁なく、男女の作業場に區別がなかつた。かかることより當然起るは、風紀衛生問題であつた。

驚くべき實例

明治三十四年八月一日の日本新聞は、次の驚くべき記事を記載してゐる。

近來東京市内各種工場に於ける工女虐待に關する事實は言語道斷の現況にて、現に過日來結核患者の續々發生の傾向ある鐘淵紡績會社を初め其他各工場共慘狀甚しく、同社の如き東京市内に於

ける模範工場を以て自任し居れるに、其寄宿舎を初め一日間の食費の如き一日三回七錢五厘にして、朝食夜食は南京米に香物・味噌汁、晝は生魚と稱し、即ち肥料に供する鱈・鯨等にして、其病舎の如き如何なる患者と雖も傳染性患者と同一室に收容し居り、其實況恰も監獄に於ける囚徒待遇よりも、一層慘狀を極め居れり。(中)尙ほ東京市内に於ける各工場は勿論、全國到る所の工場主は無慈悲にも、少年工女を虐待し、以て彼等無限の利益を壟斷し居れるが爲め之に對し十分の制裁を附し、工場警察衛生の目的を達する方針なりといふ

當時如何に多數の幼少年男女工が、衛生設備の不完全、寧ろ絶無の場所で、極めて不利な條件で、長時間の労働を強制されてゐたかが知られる。しかも、かかる状態に對して、國家は未だ何等特別の保護法を講じなかつたのである。

以上の弊害は、その以後、敢て除去されることなく、日露戦後産業の勃興に伴うて、一層甚しくなつたのである。

四 社會政策と社會事業

維新以來、我が國に起つたそれ等の社會問題及び労働問題に對して、我が國爲政當局者も全々無關心で放任してゐたといふ譯でもなかつた。時代相當の努力をしてゐた。ただ時代の風潮によつて著し

き相違があつたのである。私はこれを三期に分けて考へる。

活潑なる社會政策

第一期は維新から明治十年代である。この期は社會政策の最も活潑を極めた時代である。既述のごとく、明治維新は政治的革新であると共に、社會的革新であつた。されば、人民の生活問題は新政府の最も意を用ひたところである。明治政府は、億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば、と仰せたまうた洪大な聖恩を體し大に善政を施して萬民を悦服せしめようとした。然るに維新の政治及び社會上の大變亂に會して、その所を失し、貧窮に陥りし者等頗る多く、人心動もすれば、舊政を慕うて、新政を呪咀せんとし、天下騷亂の兆もあつたので、新政府は勉めて人心を收攬し、安定するの術を講せねばならなかつたのである。かくて種々の社會政策的施設は試みられた各種の救濟・教育・授産等の社會的事業は各地に行はれた。明治二年北海道に開拓使を置きて、移住を奨励し、開墾者には、居家・農具等を給與せしこと、下總の小金ヶ原を闢きて、東京府下の無産の民を移住せしめしこと、東京に教育所を設けて産業を授けしこと、士族授産の法が、追々各地に設けられたこと等は、その重なるものである。また棄兒養育規則を初め、濟貧恤窮規則等の設けられたものこの時代であつた。明治元年三月、諸國にあつた高札を撤去して、王政一新を示した新高札三ヶ條の一には、

鰥寡孤獨廢疾のものを憫むべき事

と掲げ、慈仁を以て人民第一の心得とすべきことを教へた。明治三年七月、太政官中に民部省を置くや、その規則の一に、

民政ハ治國之大本最重之事トス謹而御誓文ニ基キ至仁之御趣意ヲ奉體シ府藩縣ト戮力協心教化ヲ廣クシ風俗ヲ敦クシ生業ヲ奨励シ撫育之術ヲ盡シ賑濟ノ備ヲ設ケ上下ノ情ヲ貫通シ以テ衆庶ヲシテ可令安堵事

と定め、同月二十五日在京の知縣事の歸國する者に、右大臣三條實美は、

民者國之本也、其不安皇運隆替之所係ニシテ億兆父母之天職夙夜御怵惕被遊候、知縣事ハ其赤子ヲ撫育スルノ重任ニ付、深ク朝廷御仁恤之御趣意ヲ宣布シ、生ヲ樂シミ業ニ安ズルノ治化行届候様勉勵盡力可有之事

と諭された。當時如何に賑恤・救濟・人民生活の安定を企圖せらるるの社會政策が重んぜられたかが明かである。この新政府の意を體した各藩知事等は、競うてその舊領内に各種の社會政策を行つた。かくて各所に教育所・貧民院等の社會的設備が設けられた。

資本家本位の時代

第二期は、明治十年代から日露戦争前後までである。この期に至り自由・民權の理が漸く明かになり、居所及び職業の自由、契約の自由等が確認せらるるに及び、何人も己の好まざる職業に従事するの義務なきと共に、何人も生活する能はざるとして、救助を要求する權利なしと

いふ原則が一般に承認せられ、人は自ら進んで、自己の運命を開拓すべきもので、決して國家の保護干渉を俟つべきものでない。彼の貧者は、多く自から招いたことで、國家は彼等を救助すべき義務がない。徒にこれを救助するは、却つて彼等を怠惰に陥らしめ、害あつて益なく、その救助は勤勉なる人民の資力を以て、怠惰者を養成するがごとき不合理なものであるといふ議が、一般に行はれて來たので、賑恤救済に關する我が政府の態度竝に一般社會の思想は大に變つて來たのである。

當時また産業上の自由主義によつて、國家が個人の産業に干渉するは不當であるばかりでなく、産業の發達を阻害するものであると考へられてゐたから、勞働立法のとき勞働者を保護する法律は悉く排斥されたのである。

明治三十一年、農商務省は數年來の冀望であつた工場法案を制定せんとて、先づこれを全國商業會議所の諮問に附した。この法案は五十名以上の職工徒弟を使役する工場に施行せんとするもので、工場には危険豫防・健康保全・風儀維持竝に公益保護のため必要な設備を爲すべしと命じ、十歳未満の幼者の使役を禁じ、十四歳未満の職工は、一日十時間を超えて使役することを得ず、職工には一ヶ月二日の休暇及び一日一時間の休憩を與へ、三大節に事業を休止すること、尋常小學校の教科を卒業する十四歳未満の職工に、自己の費用を以て、相當の教育を與ふる設備を爲すこと、その他職工の負傷を療養する費用及び疾病者に對する扶助科支給の方法等を規定しようとしたのである。

この法案の諮問に接した全國商業會議所の回答の過半以上は、これを否とするものであつた。當時の代表意見とも見るべき東京商業會議所の決議は、次のごときものであつた。

工場法は宜しく單に工場の設備及び取締に關する規定にのみ止むべきである。職工・徒弟に關する規定のときは、弊あるも益なく、故らに雇者・被雇者間の親和を攪亂し、適々以て争端を滋からしむるの媒介となるに過ぎない。元來本邦には雇者・被雇者の間には、家族的情誼がある、敢て法律を設くる必要がない、年齢の制限・時間の制限等は悉く不必要である。

しかしてその僅かに賛成した工場の設備及び取締に關しても、「若し工場の設備のために、過度の經費を投せざるべからざることあらば、工業の大部分は、得失相償はざるがために、俄然廢滅に歸するも亦知るべからず、假令このごとき甚しきに至らずとするも、その發達を阻害すべきや論なく、國家經濟上に及ぼす影響、眞に測り易からざるものあるなり」と稱して、工場の危険豫防・健康保全・風儀維持竝に公益保護は冀望すべきことであるが、そのために過重の負擔を増加してはならぬと切言したのは、資本家本位・生産本位の時代が思ひやられるのである。こんなことで、この法案も、そのままになつて議會提出の運びとならなかつたのである。かやうな風で、この第二期間に於ては、嘗て政府によつて保護せられ獎勵せられ、若しくは、經營せられた社會政策及びその事業は、多く廢絶した。これは恰も、この時代に政府の經營若しくは保護の産業が多く廢絶して民業に移されたと同いで

ある。ただ變らぬのは、この時代に於ける皇室關係の社會事業のみであつた。

政府が、かやうな資本家的自由主義の立場にあつて、嚴正な制限的救済主義を執つてゐた時代に於て、獨り我が皇室のみが、深き大御心を國民全體に注がせたまひ、溢るるとき仁慈の御精神を以て御内帑金を割いて社會事業を行はせられたことは、注意せねばならぬことである。慈惠救済は國家が營まれぬから、皇室が營まねばならぬといふ精神は、明治二十年に、皇后宮が東京慈惠院に下さつた令旨である。かくて、慈惠醫院を皇宮の御眷護の下に置き、御内帑金二萬圓及び年金六百圓を下賜したまうた。

また博愛社を天皇・皇后の御眷護の下に置き、年金五千圓づつを内帑から下賜したまうたのは明治二十年五月で、三十二年以後は年金を増加して一萬圓としたまうた。その他孤兒養育院等が聖旨を奉體した慈善家の手によつて、續々として設置せられた。天皇皇后は下賜金を以て、これを援助したまうたのである。

聖旨未だ成就されず 第三期は日露戰役後、明治の末年である。この期になつては日露戰役後各種産業の勃興と共に工場が増加し、工場労働の弊も益々増加して來たのみでなく、國力の發展に伴ふ國民負擔の激増せるによつて、社會狀態も亦舊のごとくでなく、貧富の懸隔が漸く著しくなり、國民の生活難が甚しくなつたので、社會政策も漸くその面目を一新するに至つたのである。

明治四十一年十月十三日の戊申詔書及び四十四年二月十一日の濟生會設置の勅語は、これ等の機運に生まれたもので、天皇は深く世運の變遷を察したまうて、

世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑒ミ倍々憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ

と宣ひ、社會の發達、經濟の進歩に伴ふ社會の變革を軫念したまひ、深く爲政の有司を誡め、國民を善導し、歸向を謬ることなからしめんと思召したまうたので、無告の窮民にして醫藥給せず、天壽を終ふること能はざる者に對しては、これを救療するの法を講せしめた。これより社會政策は全く一新時期を畫することとなつた。特に注意すべきは、徒に恤救・感化に従事するよりは、その弊源を絶ち、これ等の弊を發せしめないやうに勉めしめ、且つ國家の健全なる發達は、地方の健全なる發達に待つべしといふの議が起り、地方官廳・宗教家・教育家をして公私協力して地方改善・部落民改善等の事業に著手せしめたことである。

しかし、要するに、この期も、國民上下が、ただ生産の發達増加にのみ全力を注いで他を顧みるの餘裕なく、且つ労働者・貧民等の自覺が進まず、その要求が未だ切實でなかつたので、労働者を對象とする労働立法、貧民を對照とする社會政策は幼稚の域を脱せず、その僅かに行はれたそれ等の施設

も、極めて小規模たるを免れなかつた。かくて我が國唯一の勞働立法も幾度か制定されんとしたが容易に成就せず、明治四十四年に至つて初めて制定されたが、しかもその實施は八年の後を待たねばならなかつたのである。かくのごとくして、我が國の社會問題の解決は、明治天皇の聖詔とその御理想の中に、その萌芽を示したのみで、何人も未だ眞に大御心を翼賛し奉るに至らなかつたのである。

第十六章 政治の國民化

一 憲政擁護運動

當時に於ける憲政の實情 明治四十五年（二五七二年）七月三十日、明治天皇の崩御は、國民を悲哀のどん底に驅つた觀があつた。國家の將來を案じて憂悶やるところがなかつた。しかし、叡明なる大正天皇直に踐祚したまひ、詔して皇考の盛徳鴻業を稱し、その遺法に遵由し、遺業を紹述して失墜することなきを期したまふ旨を告げさせらるるに於て、民心安堵、更に報國の誠を致さんと誓ふのであつた。

このときに於て、國民の冀ふところは、立憲政治の徹底による舉國一致であつた。彼等は普く國民をして政治に參與し、奉公の誠を致さしむることが、偉大なる明治天皇崩御後の多難なる時局に處して皇威の振起、國民の幸福を全うし得る所以であると感じたのである。

この感を抱く何人も、徐に當時の憲政の實際を観るに於て、不満に堪へざるものがあつた。彼等は政治の權が、多く薩長二藩にあつて、責任内閣の制が行はれないことを見た。また衆議院議

員の選舉權の制限がたかくて、一般國民が憲政外に置かれたといふことを見たのである。

このことは、當時の事實が能くこれを證明する。明治十八年以前の太政官時代はしばらくとせず、十八年内閣制度が創始されたときから、政治の實力は長にあらざれば薩にあつた。内閣總理大臣は十六回代つたが、三條公の暫定總理を除いて、薩長以外から出たのは、西園寺公望と大隈重信とのみであつた。しかも、兩者ともその終を全うしなかつた。また國家實力の所在と認められた陸海軍は、薩の海軍、長の陸軍と定まり、その大臣は薩長と限られた。明治三十九年一月に齋藤實が、岩手縣の出を以て海軍大臣となつたが、彼は薩海軍の元老仁禮景範の女婿であつた。その他の大臣も薩長若くは准薩長人、所謂薩長の歸化人と稱せられた人々であつた。

かかる政治のさまは、國民と共に政治を行はせたまはんとする明治天皇の御思召であらせられなかつたが、維新以來の積勢は如何とも致しかたがなかつたのである。

たとへば、明治十四年十月の政變に際し、大臣參議が、急遽大隈參議の罷免を奏請したときに、天皇は薩長參議が團結して大隈を排斥せんとするにあらずやと思召され、その事由を問はせたまふや、岩倉右大臣はどうぞ薩長を信用したまへ、薩長を信用せずんば、如何なる變起らんも測り難しと奏し御裁可を仰ぎ奉つたときはその一例で、所謂震主の威があつたのである。されば薩長の排撃を目的として起つた自由・改進黨の二黨さへも、日清戰役以後は、或は薩、或は長と結託するにあらざれば、政

治を行ひ、政權に與り得ざるを知つて、それぞれ妥協・苟且・腐敗を餘儀なくされたのである。

憲政擁護の大運動

しかし、今や維新以來、五十年に垂んとし、社會の中心勢力は教育の進歩、經濟の發達と共に次第に上より下に、寡より衆に移り來り、民衆は益々覺醒を加ふるに於て、如上の政治現象に満足し得なかつた。この政治・社會の實際から來る不滿を刺戟するに、當時歐米から盛に輸入せられた民主主義デモクラシーの思想は、我が國を風靡した。學者は講壇から、政論家は新聞雜誌によつて、盛にその説を鼓吹した。社會の實情を衝ける新鋭な學說・言論の勢は、燎原の火のごときものがあつた。

この鬱勃たる國民的不滿と澎湃たる民衆思想の爆發したのが、閥族打破、憲政擁護の大運動と、次いで起つた普選運動とであつた。

偉大なる明治天皇の長年に亙る治世が急に杜ぢられて、人心の不安と懈弛とが一世を蔽うた大正元年（二五七二年）十二月、公爵桂太郎が、内大臣侍從長といふ常侍輔弼の重任を捨てて、第三次桂内閣を組織したので、政友會及び國民黨は、桂公の出處進退と元老の奏薦とを非難し、大運動を開始した。彼等は桂を以て宮中・府中の別を紊り、議會を無視する非立憲の行動とし、憲政擁護會を組織したのである。十二月九日、憲政擁護會の決議に曰く、「閥族の横暴跋扈、今や其極に達し、憲政の危機目睫の間に迫る、吾人は斷乎妥協を排して閥族政治を根絶し、以て憲政を擁護せんことを期す」と、

全國各所に同一趣意の團體が生まれ、新聞雜誌も亦盛にこれに聲援した。

帝國議會が開會せらるるに於てその運動は熾烈を極め、大正二年二月には、數萬の群衆が議院を圍んで示威運動を試み、政府の與黨を迫害し、或は機關新聞社を燒討するといふ不穩の光景を呈した。この民衆運動は直に各府縣に波及し、京都・大阪・神戸と各地に示威運動が行はれた。犬養・尾崎の兩氏が憲政の神として崇められたのもこのときである。

運動の起因するところ

先帝崩御あそばされて、僅かに半歳、國民哀悼の涙未だかわかざるに於て、かやうなる運動が天下に瀰蔓したのは、如何なる原因であつたか。政友會の元田肇はこれを説明して議會で次のごとくいつてゐた。曰く、

「内閣總理大臣桂公爵が一度優詔に因つて常侍輔弼の内府となられ、又優詔に因りて總理大臣になられ、この間には海軍大臣を留任せよとの優詔が降ると云ふが如く、如何にも澤山なる優詔が屢々降下になりました、そこで天下の人心は屢々詔勅を煩はし奉つて、宮中・府中の別を混同し、今日に至つたので、怪しからぬと云ふのが、天下の物議の起りし真相と認めるのであります」と。

また曰く「内閣は國民の輿論に副ふといふことが大切である、政黨を後援に有せず、國民の輿論に副ふことも出来なくて突如として内閣が組織されるといふことは、天下の容れざる所以であると確信する」と、

思ふに憲政擁護運動者の心事は、幕末の志士が、幼沖の天子を擁して叡慮を矯め、公議を無視したと、互に敵手を非難したと同一である。されば、憲政擁護運動といふも、畢竟は皇室を仰ぎ奉る國民の尊王思想と政治の解放を求むる民衆思想との合致の結果に外ならなかつたのである。

桂内閣は、この民衆運動の下に脆くも瓦解し、大正二年（二五七三年）二月十一日、前海軍大臣伯爵山本權兵衛が、突如と出でて、内閣を組織したが、これは長に代ふるに薩を以てしたといふので、國民を満足せしめ得ず、民衆運動の下に、貴族院の攻撃に會し、總辭職を餘儀なくされた。このときは閥族・軍閥を排せんとする民衆の冀望が、海軍の瀆職問題に乘じ、綱紀肅正といふ形を取つて現はれたのである。

二 政黨内閣の出現

政黨内閣初めて成る 明治十四年四月、參議大隈重信が「立憲ノ政ハ政黨ノ政ナリ」と高唱してから、政黨政治の實現は責任政治の意義を以て政黨の目的とされたが、明治三十一年六月、僅かに大隈・板垣の憲政黨内閣が組織されただけで、政黨は妥協の下に、漸く纔に一、二の大臣を入閣せしめその殘肴を舐ぶるに甘んじてゐた。

大正に至り、民衆勢力の勃興に伴つて、政黨の勢力も漸次伸張して來た。大正三年（二五七四年）

四月、大隈重信が、内閣を組織するに至つたのは、このためである。大隈は特に海軍大臣を閣外に抜き、八代六郎大將を奏薦するなど、大に國民を満足せしめた。かくて、五年（二五七六年）七月辭職に際し、議會に多數を有する立憲同志會總裁加藤高明を奏薦し、名實共に政黨内閣の端を開かんとした。

しかし、山縣有朋を初め、元老等は、大戰下に於て政黨内閣の出現は舉國一致の實を擧ぐる所以にあらざることを唱へてこれを排し、朝鮮總督寺内正毅を推した。寺内は長州の出で、議會に與黨を有しなかつたので、世間は憲政の逆轉と評した。この内閣は秉公持平を標榜し、善政主義を行つたが、民衆を満足せしむるに至らず、民心離反し、遂に總辭職の止むなきに至つた。

このとき、立憲政友會總裁原敬が、黨員を率ゐて内閣を組織した。これが、純然たる政黨内閣の嚆矢で、多年唱道の理想が實現されたのである。これは確かに民衆主義の一大進歩であつた。原首相は普選問題を以て議會を解散し、二百八十有餘の大多數の議員を擁し、外には講和條約に臨み、内には積極的戰後經營に従事し、前後比を見ざる種々の政策を實行した。しかし、大正十年（二五八一年）十一月四日、東京驛頭に於て刺客の手に斃れ、黨員高橋是清が、その後を繼いだ。内閣は不統一のために瓦解した。

護憲運動と政黨の盛衰

次いで組織された加藤友三郎内閣（大正十一年六月十二日組閣）、山本權

兵衛内閣（大正十二年九月二日組閣）、清浦奎吾内閣（大正十三年一月七日組閣）は、何れも一種の超然内閣で、政黨を基礎としたものでなかつた。特に清浦内閣に於てその傾向が著しかつたから、ここに特權内閣打破の叫びが起つた。これが第二の憲政擁護運動で憲政會・政友會及び國民黨は相提携して全國的に大運動を開始した。世人これを護憲運動と稱した。大正初年の憲政擁護運動と共に、一種の民衆運動と見るべきものである。

清浦内閣は同年六月、議會の形勢に鑑みて、總辭職し、大命は憲政會總裁加藤高明に下つて、加藤は三派の聯立内閣を組織した。ここに於て、政黨主義は確立し、爾後、議會の多數によつて政民兩黨が、代る／＼内閣を組織することとなつた。これが憲政の常道と稱せられ、昭和七年五月、犬養毅の兇變にまで及んだ。

政黨内閣は憲政の自然の發達に基くもので、能く天皇政治と國民政治の一致を示し、政治の歸趨を明かにして民心を安んじ、維新御誓文の旨を成就するものとされた。されど勢權の歸するところは、ややもすれば、政治の放恣と腐敗とを免れず、疑獄は屢々起り、且つ勢の集まるところは、怨の集まるところ、嫉妬の起るところとなつて、政民兩黨の闘争は、日に月に熾烈を加へ、互に反對黨の醜狀を別抉し、所謂泥試合を事として、國民の安否を顧みなかつた。特に彼等が内政に専にして外政を忘れ、國際協調の美名の下に、國防の自主權を喪失し、國運を危險に瀕せしめたとの非難が起り、五・

一五事件を契機として没落の悲運に遭遇した。

三 普通選挙権獲得運動

普通選挙案の運命 我が國に於ける普通選挙権要求が、初めて議會に提出されたのは、明治三十五年（二五六二年）二月であつた。最初の衆議院議員選挙資格は、三十歳以上の男子、直接國税十五圓以上とされ、有権者は人口千人に對し、約十一人半に過ぎなかつた。

明治三十三年（二五六〇年）これを改正し、二十五歳以上、直接國税十圓以上とした。それで人口千人につき二十人強となつた。初めて普通選挙案が提出されたときは、かかる際であつた。その後數回提出されたが、常に否決された。その初めて衆議院を通過したのは、明治四十四年（二五七一年）三月であつた。この案は滿二十五歳以上の男子にして滿一年以上、その選挙區内に住居する者に悉く選挙権を與へようといふのである。提案の理由は、現行の選挙法は、選挙権を全人口の百分の三に過ぎざる少數階級に限定してゐる。かくのごときは、世界の立憲國にその類例を見ざるもので、民議院の假面を装ふ純乎たる階級議會である。須らく普通選挙の制度を實施し、廣汎なる國民代表の下に、國會の組織を革めねばならぬといふのであつた。

この案は、直に貴族院に廻付されたが、本會議に於て、全會一致を以て否決された。このとき、法

學博士穂積八束は、この案を痛撃した。その思想は官僚を最も明瞭に代表したものであつた。曰く、「選挙権を國民に與ふことは實に立憲政體の根本である、しかし選挙権を與ふことが目的ではない、選挙権を與ふるによつて、宜しくこの公論を代表し、國家の大政を料理するに適當なる人物を擧げようといふためである、ただ選挙権さへ與へれば、それで宜しいといふやうな單純なる主張には同意が出來ない」と。

更に人を驚かしたのは、博士が「かかる案が貴族院に這入たのは如何にも殘念である、我々は將來に於て、かかる案は、再び貴族院の門に入るべからずといふ一札を懸けて全會一致、これを否決したい」と附け加へたことであつた。かくて爾後十五年間、普通選挙案は貴族院の門に這入らなかつたのである。

普通選挙案遂に通過す

されど大正六、七年以後、世界戦争に伴うて民衆思想が上下に瀰漫し、政治上、社會上に於ける民衆の支配と解放とを要求した。階級を排し、平等を冀ふのがその特色である。その具體的要求として唱へられたのが普通選挙案であつた。大正七年に原敬が政友會總裁として政黨内閣を組織し、藩閥の勢力が絶滅したのに乘じ、その要求運動は一層盛になつた。

この勢を見て、政友會は、第四十一議會（大正七年十二月—八年三月）に於て、納税資格を三圓に低下するの案を提出し、有権者は千人に五十四人強となつたが、急進主義者を満足せしめなかつたこ

とは言ふまでもない。この頃より普選に對する院外の運動は熾烈となつた。

憲政會の尾崎行雄・島田三郎の二氏は普選を唱へて脱黨し、院外の有志と策應して大運動を開始した。四十二議會（八年十二月—九年二月）に於て、國民黨は普選の期、漸く熟したるを見て普通選舉法案を提出し、選舉人及び被選舉人の年齢を二十年とし、納稅資格を全廢しようとした。この案は政友會の多數によつて一蹴されてしまつたが、この案の討議に於ける島田三郎の演説は、普選論者の思想を代表してゐた。曰く「明治維新の精神は平等の主義である、皇室を中心として、庶民均しく國民として皇室に仕へ奉るといふので、庶民と共に國家を統一し、庶民と共に國威を外に張るといふのである、この趣旨を徹底せんとするのが、この案である、畢竟財産の上に對する選舉資格を改めて、人そのものに對することとするのである、思想に於ては根柢の大改新で、階級制度の打破である、明治大帝の遺訓を實行して、維新革新の精神を世界の機運に循行して、實行しようといふのである」と、首相原敬は強くこの案に反對し、島田の演説を以て、社會の階級を打破し、現在の社會組織に脅威を與ふる甚だ危険な思想であると稱して、議會を解散した。かくて政友會の反對で、引續き二回の議會に否決されてしまつた。

しかし、この時に當つては普選に對する天下の輿論は益々昂騰し、院外の運動は、愈々高潮を呈して來た。その烈しさは、往年の憲政擁護運動に譲らぬものがあつた。だが議會を通過するに至らな

つた。大正十三年（二五八四年）一月、政友會が分裂して政友本黨が別れ、殘餘は憲政會及び革新俱樂部と聯盟して、所謂護憲運動を唱道して議會に多數を占め、遂に三派聯盟の加藤内閣が組織せらるるに於て、普選案は大正十四年（二五八五年）三月二日、初めて衆議院を通過し、兩院協議會を経て漸く成立するに至つた。

顧みれば、この法案が、初めて議會に提出されてから、前後二十四年、議會を重ねること二十三回にして漸く兩院を通過するに至つた。これで我が國の有權者の數も、千四百五十萬人となり、人口千人に對し、二百六十餘人に達し、一躍四倍の増加を見たのである。

第十七章 世界大戦の参加

一 世界大戦と日本

戦後日本の動向 大正三年（二五七四年）七月、歐洲の一角から勃興した世界大戦は世界史上に一大期を畫し、世界特に歐洲諸國は、その地圖を變更したばかりでなく、政治・經濟・社會から思想と總てが革命的大變化を來した。この大戦に参加して、その勝利を分つた我が皇國も、亦その變化を領つたことはいふまでもない。戦前と戦後、そこに截然たる區別を見る。戦前の日本は、明治の連続であるが、戦後の日本は全く世界の日本となり、我が國一切のものは、その物質的と精神的たるを問はず、全く世界的となり、世界共通のルール上に動くこととなつた。今や太平洋は、日米の一湖水と化し、シベリアや印度・支那も、日歐間を遮る何物でもなくなつたのである。

大戦以來の我が政治及び經濟の發展と戦後の恐慌、民主及び社會思想の横溢、勞働運動及び左翼諸派の妄動と、その反動たる國家思想及び右翼諸派の激動とは、いづれも世界的動きに外ならぬのである。さきに英米佛の自由並に民衆運動に動かされ、或はソ聯の共產主義にさへ、混亂・惑溺せんとし

た多數民衆は、今や獨伊の獨裁全體主義を謳歌せんとしてゐる。そのさまは、明治初年民間政黨の英佛の自由・民權主義の崇拜・輸入に對して、在朝指導者の獨澳の國家主義を以て對抗せんとしたとその跡を同じうするものがある。この間にあつて、ただ、われわれの意を勁うするのは、國史の再検討に基く皇國精神の高調せられたことである。ただ皇國精神は廣大にして歴史は無言である。何處にその眞髓を擷むべきか。

日本の精神の把握 思ふに虚心に歴史を読み、世相を観ずるものは、その目まぐるしき變化の中に、常に不變の或るものを見出す、現代國家の動きは世界的たるに相違はないが、その中にまた日本的の或るものを見出す、動くものは世界的時勢で、動かぬものは日本の精神であるまいか、この精神こそは二千六百年を貫いた大理想であるまいか。この大理想は、徒に理を論じて理解されぬ、ただ國史自然の發展の中に求むる外はないのである。私は先づ世界的動向を叙することから始める。

二 對獨宣戰

帝國の態度決す 大正三年七月、歐洲に大戦が勃興し、八月英國が參戰するに於て、我が國が如何なる立場を取るべきかは、皇國將來の運命を左右すべき重大問題となつた。我が國は嚴正中立を守るべきか、英佛露と提携すべきか、それとも獨塊側に加擔すべきか、國論は一定しなかつた。

この年四月、大隈重信は大命を拜して内閣を組織し、加藤高明は副總理の格を以て外務大臣となつた。大隈と加藤との關係は、日清戦役の伊藤と陸奥、日露戦役の桂と小村との關係であつた。彼等はこの有史以來の世界大戦に直面して、我が外交を如何に指導せんとするか。

加藤外相は、この機會に極東永遠の平和のため、日本の東洋に於ける立場を一段堅く築き上げようとする外交的熱願に燃えてゐた。これは固より大隈の熱願でもあつたので、兩人は敢然として、日英同盟の義を高唱し、聯合國側に參加し、獨逸兩國に對して宣戦するに決した。彼等は勝利は結局聯合國側にありと信じたことはいふまでもなかつた。

八月七日、大隈首相は早稻田の私邸に閣僚を招集して重大會議を開き、加藤外相はその決意を告げて閣僚の意見を質した。全員的一致を見た加藤は、翌朝、日光田母澤御用邸に伺候して、閣議の次第を伏奏し、その日、午後六時、山縣・松方・大山・井上の四元老會議を開き、その賛同を得た。かくて對獨開戦の廟議は英國の援助申込を受けてから、僅々三十六時間を以て決定したのである。

對獨逼牒と宣戦布告　かくて八月十五日、我が政府は英國と協議の上獨逸政府に對して、最後通牒を發した。その要は次のごとくである。

第一　日本及び支那海洋方面より獨逸國艦艇は即時に退去すること、退去すること能はざるものは、直にその武裝を解除すること

第二　獨逸帝國政府は膠州灣租借地全部を支那に還附するの目的を以て、千九百十四年九月十五日を限り、無償・無條件にて日本帝國官憲に交付すること

我が國は一週間の期限を附し、獨逸政府に十分な考量と交渉の餘地を與へたが、獨逸政府はこれに應ずるの意がなかつた。因つて、八月二十三日宣戦の大詔が渙發され、我が國民は、一切の議論を抛ち、舉國一致して宣戦の聖旨に協はんとした。

三 青島攻略と南洋群島の占領

八月二十三日宣戦の布告と同時に、帝國軍艦九隻、驅逐艦四隊より成る第一艦隊は、黃海から東支那海の北部に互る海面にあつて獨逸船の抑索警戒に任じ、第二艦隊は直に膠州灣に進出して攻撃の端緒を開き、八月二十七日封鎖を宣言した。尙ほこれに對して英國軍艦一隻及び驅逐艦二隻を以て應援した。

陸軍出征部隊は第十八師團、混成第一旅團及び各種の攻撃部隊より成り、神尾光臣中將を司令官とし、九月二日以降、龍口及び勞山灣に上陸し、バーナデストンの率ゆる英國陸軍と共に前進、十月下旬、青島の包圍を完了した。次いで十月三十一日、天長節を期して總攻撃に移り、諸砲臺を攻陥したので、十一月六日青島總督ヴァルデツクは遂に投降し、十日神尾軍司令官との間に青島の受渡しを正

式に完了した。次いで、我が軍は獨逸の經營にかかる山東鐵道をその手に收め、管理及び警備の任に當つた。

この役、我が陸軍の參戰人員は海軍重砲隊を合して、將校以下四萬九千五百四十二名で、その他に千四百十一名の英軍があつたが、我が軍の死傷は、戦死將校以下四百十六名、戦傷千五百四十二名、英軍の死傷五十六名を加へて二千〇十四名に達した。海軍では軍艦高千穂以下掃海艇の沈没等あり、戦死二百九十五名、負傷者四十六名を算へた。

青島攻略と共に、我が海軍は獨逸領南洋群島の占領に著手した。即ち第一南遣枝隊は十月三日ヤルト島を占領し、十月五日クサイ島を、次いでポナベ島を、十一日にはトラツク島を占據し、以て東カロリン群島の占領を了へた。また軍艦香取は、十月十四日サイバン島を占領し、第二南遣枝隊は、十月七日ヤップ島及びバラオ群島を、次いでアンガウル島を占領した。かくて我が海軍は一兵を損することなく、赤道以北の獨逸領島嶼の占領を完了したのである。

四 歐洲戦争と我が對策

加藤外相の對歐策 我が國の對獨開戦の目的は、日英同盟の義によつて、極東に於ける獨逸の勢力を一掃し、東洋の平和を維持せんとするにあつた。

されば我が軍事行動を極東及びその海面に局限せんとしたのは當然である。加藤外相は、この方針を堅持してゐた。それで佛露兩國は、それぞれ日佛同盟及び日露同盟を冀望し、大正三年八月以來、我に提議するところあり、また同年九月には、更に日・英・佛・露四國同盟が提議され、歐亞を支配する一大同盟を建設せんとする要望もあつたが、加藤は遂に應ずるの意がなかつた。

加藤外相は、それ等同盟提議だけでなく、單獨講和に關するロンドン宣言の加入にさへ應じなかつた。ロンドン宣言といふのは、大正三年九月四日、英佛露三國が、現戰爭中は單獨に講和せざるべきことと、豫め他の各同盟國の同意を経ずして講和條件を要求せざるべきことを約したのである。我が駐佛大使石井菊次郎のごときは、露佛が單獨にて敵國側と平和條約を結び、又は或る條件を我に隱蔽して敵側と内議しても、我はこれを制することを得ないことを慮つて、加盟の必要を力説して勸告したが、加藤は應じなかつた。思ふに加藤は只管、日本の參戰區域を東洋の一隅に止めんことを冀望してゐたからである。

されば、佛露は、英國を通じて大正三年八月以來、屢々帝國陸海軍の歐洲出兵を要請したが、我が國は、その都度、その實行不可能なるを理由にこれを拒絶したが、今後も同様の要請あるべきを考慮し、十一月、英國政府に對して一の覺書を交付して、帝國の態度を闡明した。その要は「帝國が軍隊を常備する唯一の目的は國防にあり、従つて帝國軍隊を遠く外征せしむるがごときは、その組織の根

本主義と相容れず、また帝國軍隊が、歐洲の戰場に参加して決定的効果を收むるには、少くとも十個軍團に相當する兵力を歐洲に派遣する必要あり、これは帝國を全然無防備の状態に置くことになる。従つて、我が軍の歐洲派遣は事實不可能事に屬する」といふにあつた。

ロンドン宣言に加入 しかし、戦局の進展は、我が國の極東局限主義を許さぬものがあつた。東部戦線に於ける露軍の不利が傳へられ、聯合國側に於ても、露國の政治的援助が大いに考慮されて來たので、大正四年八月には、英國外相グレイからも、日露同盟や、ロンドン宣言加盟の冀望さへ出るに至つたから、加藤外相も、ロンドン宣言には加盟の決意であつたが、この月辭職したので、そのことを果さず、駐佛大使石井菊次郎が十月外相たるに及び、直にこれを實行することになつた。

かやうに、石井外相は、ロンドン宣言加入によつて、露國との提携に一步を進めたが、その後露國内外の情勢は益々悪しく、敗戦に敗戦を重ね、獨逸との單獨講和を説くものも出たので、石井もこれを憂慮し、大いに軍器及び軍需品を供給してこれを援助し、大正五年七月三日には、駐露大使本野一郎の議を容れ日露協商並に同盟條約を締結することになつた。これは同盟によつて露國をして後顧の憂なからしむると同時に、日露共同利益に背反するとき條約を他國と締結せしめざらしむるためであつた。しかし、この協定は調印後僅かに八ヶ月にして、露國帝政の顛覆により廢棄せられ、露國は獨逸と單獨講和を締結した。これは我が國に重大の影響を及ぼした。

五 シベリア出兵

勞農政府の樹立 かやうに世界大戦に漸次深入りしつあつた我が國は、大正六年(二五七七年)三月、露國帝政が顛覆し、十一月レーニン及びトロツキーに率ゐられた過激派の共産主義勞農政府の樹立を見るに至つて、遂にシベリア出兵を餘儀なくさるるに至つた。

勞農政府は、帝政時代の一切の條約と債務の破棄を宣言し、また祕密外交文書を公開した。ここに於て聯合國側はその不信と暴擧とを責めて國交を斷絶すると共に、勞農政府に對して武力干涉を試み或は國內に蜂起した反政府軍を援助したが、いづれも成功しなかつた。

かくて、過激派の勢力は漸次東部シベリアに及び、ウラジヴオストツクもその手に歸したので、極東方面に集中された武器・糧食が、彼等の手を通じてドイツに流入する可能性があつた。且つ東部シベリアにある諸外國の居留民の生活を極度に不安にし、我が居留民に對する迫害も漸次加はりつつあつた。我が政府はこれを黙視するに忍びず、聯合國の協同出兵を提議したが、米國政府の反對によつて、我が政府のみ、大正七年一月、海軍特別陸戰隊を浦(ウラジヴオ)港に派遣して、同地居留民の保護に當らしめ、次いで、シベリア出兵を敢行することになつた。

シベリア駐兵 これより先、獨逸に與みして活躍してゐたチェコ・スロバキア軍は、ロシア軍に

投降して聯合軍に加はり、シベリアを通過して浦港に出で、海路佛國に至らんとしてゐたが、勞農政府成立以來、その壓迫を受けて、浦港に出ることを得ず、遂に勞農兵と戦つてこれを撃破し、浦港を占據し、續いてイルクーツク邊にゐた同胞を救援せんことを決意し、聯合國側にその援助を要望して來た。ここに於て聯合國は、これが援助を決定し、日本にも出兵を求めて來た。寺内内閣はこれを諾し、大正七年八月五日、第十二師團長大井成元中將に出動命令を下し、歩兵一旅團、騎兵及び砲兵各一聯隊、工兵一大隊の一團を編成して、浦港に派遣した。我が軍と前後して米・英・佛・伊・支等の各國軍が派遣され、我が大谷喜久藏大將が司令官に任せられた。この出兵に際し、我が國は、ロシア領土の尊重と國內政策の不干渉とを宣言した。また別に居留民保護として、滿洲里方面に混成一旅團を派遣した。

かくて、聯合國軍中、我が兵は最も能く戦ひ、コルチャツク政府を潰滅し、チツエコ救援の目的を達し、八年二月には、チツエコ軍の歸還の目的を完了せしめたのである。然れども當時ボルシエヰキ派の行動は、次第に東方に向ふ危険があり、これが滿鮮地方への波及は、我が國の居留民の生命財産に不安を感せしめるばかりでなく、思想的にも我が國に及ぼす影響が尠くなかつたので、我が軍は自衛上止むなくそこに駐兵を繼續し、大正九年三月三十一日、これを中外に宣明し、東支鐵道沿線及びポグラニーチナヤ附近から、蘇城に至る線以南の沿海州地方に駐兵して同地方の交通及び治安を維

持すると同時に、滿鮮地方に對するボルシエヰキ派の行動を防止したのである。

日露條約の締結 是より我が軍は大正十一年まで駐屯を續けた。その間に大正九年五月のニコラエフスクの虐殺事件あり、北樺太の保障占領の擧等あり、多事の日を送つてゐたが、レーニンを首班とする露國の共產政權は次第に鞏固隆盛となり、コルチャツク政權の潰滅及び白露のセミヨノフ軍の無力化等によつて、我が軍のシベリア駐割の意義が次第に消滅したから、大正十一年（二五八二年）九月、時の加藤友三郎内閣は國民の輿論に鑑み、遂に我が駐兵を撤退した。皇軍をシベリアの荒野に曝した駐兵の可否は、今に於て論ずるに忍びぬものがある。この間、政府は日露の國交を回復せんとし、大連・長春に於て、或は東京に於て、或は北京に於て彼の使節と會談したが、北京に於ける駐支公使芳澤謙吉とカラハンの第四次會談が漸く成立し、大正十四年（二五八五年）一月三十日、日露條約が締結され、二月二十六日、批准交換、ここに日露の國交が回復さるるに至つた。

六 對支外交

對支二十一ヶ條 東亞から獨逸軍を驅逐した我が國は、その獲得した山東省の地を支那に還附するに就て、その善後の處置を定むると共に、日露戰役以後未だ定まらざる日支の懸案を解決して東亞の安定と我が地位の確立とを圖らんと欲し、大正四年（二五七五年）一月十八日、支那共和國に對し

て要求するところがあつた。

我が要求は五項目から成つた。

第一項は、山東省に關する四ヶ條、第二項は南滿洲及び東部蒙古に關する七ヶ條、第三項は漢冶萍公司に關する二ヶ條、第四項は港灣及び島嶼不割讓に關する一ヶ條、第五項は一般問題に關する希望七ヶ條である。これが普通に對支二十一箇條と呼ばれたものである。

その要求の主要なるものは、一山東省内若しくはその沿海島嶼を他國に讓與又は貸與せざることの保證。二芝罘又は龍口と膠濟鐵道とを連絡すべき鐵道の敷設を日本に許すこと。三旅順・大連・租借期限並に南滿洲及び安奉兩鐵道に關する各期限を九十九年に延長すること。四日本臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲、又は農業經營の爲、必要なる土地を貸借又は購買することを得ること。五日本臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し、各種の商工業及びその他の業務に従事すること。六支那政府は漢冶萍公司与日本資本家の合辦を承認し、これを沒收又は國有となすことなかるべく、日本以外の外資を同公司に入れざること。七支那沿岸の不割讓を約すること。八支那政府は將來必要の場合に、日本人を顧問に傭聘すべきこと。九日本人支那内地に於て學校病院を建設するため、土地を租借又は購買せんと欲するときは、中央政府はこれを允許すること。十支那政府は他日、その陸軍武官を日本に派し、日本軍事當局者と直接兵器購

入又は支那に於ける日支合辦兵器廠設立のことを協議せしむべきこと。十一南清地方鐵道敷設權に關しては、他國に於て故障なきこと明かなるに至りたる場合には、必ずこれを日本國に許與すべきこと等であつた。

交渉の困難・國論の不統一

これ等の要求は、日清・日露の二大戦役によつて得た南滿洲及び東部内蒙古に於ける我が特殊の權益を確保するためには、是非解決せねばならなかつたことと、青島の還附に就ての將來の保證を定め置かんとすることとで、東亞平和維持の責任者たる帝國としては、當然獲得せねばならぬ權利であつたので、當時の反對黨や外國などが囂々非難した帝國主義・軍閥事業等と批評すべきものではなかつた。然し支那では、日本の要求は、常に日獨戰爭の善後に關する當面の問題のみでなく、支那の主權喪失にも及ぶべき重大事項を含んでゐると、烈しくこれに反對した。

かくて、交渉は頗る困難を極め、會商を重ねること二十五回、殆ど四ヶ月に及んで決定しなかつた。因つて我が政府は強硬にこれに臨み、五月九日午後六時を期限とする最後通牒を發するに及び、遂に支那政府は屈服して、最後の一項目、即ち冀望條件(前述の八以下)をこの交渉から引離し、他日の協商に讓ることとし、他は全部承認、調印することとなつた。條約は六月八日批准を交換するの運びに至つた。

列國は、この條約を喜ばなかつた。特に我が政府が、第五項の内容を事前に通告しなかつたことに

對し、極度の不満を感じた。支那政府は、これを知つて故意に事實を歪曲し、日本は歐洲戰亂に乗じて、支那をして第二の朝鮮たらしめ、年來の野望を遂行せんとするのであると宣傳した。その宣傳は頗る功を奏し、日本の對支要求こそは、全く横暴な帝國主義に基いた時代錯誤の行爲であると囂々これを非難したのである。

最も甚しきは、政府反對の我が政黨や新聞が、これに和して政府を非難し、帝國議會に於て、酷しくこれを弾劾したことである。しかし、かやうな内外の非難は、全く獨逸の帝國主義に對する反感から起つた當時の世界的風潮に歸因したことで、我が國に於ても、民主思想が旺盛を極め、反帝國思想が横溢してゐたときであつたから、我が當然の權益の主張さへ、國際的最大の道德のごとく感じられたのである。

支那がこれ等内外の非難を巧みに對日策に利用したことはいふまでもない。彼等は條約調印の日を以て、國恥記念日とし、學生抗日運動、日貨排斥運動はこれを機として勃興し、我が多年の冀望たる日支親善の理想は完全に破壊せらるるに至つた。

第十八章 ヴェルサイユ會議と皇國

大正七年（二五七八年）十一月十一日、獨逸の屈伏によつて休戰條約は成立し、同年末より翌年五月二十八日まで、佛蘭西國ヴェルサイユに於て講和會議が開催された。

この史上未曾有の大會議に參集した國々は、二十八ヶ國に及んだ。我が國は全權委員として、西園寺公望・牧野伸顯・珍田捨巳・松井慶四郎・伊集院彦吉等を派遣した。我が首席全權西園寺公望は、米國大統領ウイルソン、佛國首相クレマンソー、英國首相ロイド・ジョージ及び伊太利代表等と共に五頭首として活躍し重要役割を演じた。しかし、講和會議の一般問題はここに述ぶるの必要はない。ただ次の二、三項に止めよう。

一 國際聯盟

聯盟設置の提唱 大戰の慘禍に喘いだ國々は、永久にこの苦しみを繰返さぬやうにとは、強き冀望であつた。この列國民の冀望を代表し、國際間に永久平和の機構を設置せんと志したのは、米國大統領ウイルソンであつた。ウイルソンは政治及び歴史を専攻した大學教授であつた。彼はこの永久平

和の理想に燃えて、大統領でありながら、全權委員の資格を以て講和會議に臨み、この國際聯盟の設置を提唱し、自から聯盟規約の起草委員の一人となつて、その規約の起草に従事したのである。ウィルソンの聯盟に對する思想は彼が大正七年（二五七八年）九月、ワシントンに於ける演説の趣旨によつたもので、強國が弱國を亡し、これを隸屬せしめ、或は理不盡な暴力の壓迫によつて各國人民は支配せらるべきものではない。各國民は自己の自由意志により自らを治むべきものである。弱者の利益は強者の利益と等しく神聖であるといふことこそ、永久平和の基となるべきものであるといふのである。講和條約の成るや、國際聯盟規約は第一篇に掲げられた。その規約前文に、

國際間の紛議は、之を干戈に訴へて解決せんとはせざるべしとの義務を承認し、各國間の公明正大にして名譽ある關係を規定し、各國政府の行動に對する實際上の規則として、國際法の協定を確立し、聯盟各國の凡ての條約義務に關し正義と嚴格なる尊重とを保持し、以て國際間相互の協調を緊密にし、且つ國際間の平和と安全とを確保せんが爲、聯盟各國は當國際聯盟規約を協諾すと掲げて、その目的を明かにし、その目的を實現するための機關として、國際聯盟には、總會・理事會及び事務局を設けた。その事務局は各加盟國の負擔から成る豫算を有し、聯盟に關する事務及び調査を擔任する。總會及び理事會は聯盟の權限に於て決定すべき重要な要件を審議し、採決する、その權限に於て決定すべきものとは、軍備制限、攻撃または戰爭の脅威に對する方策、國際爭議の解

決、國際裁判の問題等が存する。而して、これ等の問題の解決を效果的にするために、微弱ながら各種の制裁規定が設けられたのである。

國際聯盟の本態

米國上院は、自國の大統領が熱心に提議した國際聯盟條約の批准を拒否した。

しかし、その他の加盟諸國は、その最初には能く協力して世界平和に貢獻した。國際間の紛争のあるものを和解し、或は調停を行つた。また軍備の制限及び戦後經濟の回復に關しては、屢々世界會議を開いてゐる、軍備縮小會議並に世界經濟會議がそれである。我が國も、これ等會議には多くの全權及び隨員・専門家を送つて参加し、有力なる協力を拂つた。

しかし、國際聯盟は畢竟現状維持を目的とするものであつた。現状に満足する所謂持てる國には都合よかつたであらうが、現状に満足されぬ持たざる國には一種の桎梏となるのであつた。

且つ世界的經濟恐慌が深刻化するに従つて生じた各國の政治的社會的不安によつて、國際協調主義を基礎とする聯盟の諸政策は、根本的に動搖を來し、現状維持國が各々力を聯盟に藉りて、自己の權益を維持せんとし、伸び行く國の生きる力、進む努力を認めざるに至つては、聯盟の存在は一種の強者が弱者を壓迫するの具と化し、本來の眞命を喪失するに至つたのである。このことは、滿洲問題を轉機として、昭和八年三月、我が皇國が聯盟を脱退したことで最も明かに示された。次いで十月獨逸の脱退によつて、國際協調主義を標榜した聯盟は全く有名無實と化し去つたのである。

二 國際勞働會議

國際勞働會議の目的 國際聯盟と不可分の關係に於て國際勞働會議が設置された。その目的は世界各國が内にその勞働條件を改善して、産業上の秩序を保ち、且つそれによつて社會正義を確立し、外に世界各國と産業的諸條件の協調を遂げ、互にその經濟的共存の途を講ずることにより、戰爭を未然に防止することを目的とするといふのである。この目的遂行のために、國際勞働總會と國際勞働局の二機關が設けられた。

國際勞働總會は、毎年少くとも一回開催される。加盟各國は總會ごとに、四名の代表者を出席させる。内二名は政府代表、他の二名は雇傭主團體及び最も代表的な勞働團體が各一名宛を政府が指名する。代表は各議題毎に二名の顧問を随伴することが出来る。國際勞働總會がある條約案を採擇した場合には、加盟國の政府は總會終了後、一定の期間内に立法その他の措置を執るため、これをその權限ある機關に附議し、その同意を得た上は直にこれを批准し、國內に發布して嚴にその實行を監督し、その成績を毎年國際勞働局に報告する義務を負ふ。また總會を通過した勸告案も、一定の期限内に權限ある機關に附議して、その採否を決定する義務があるといふことが規定された。

國際勞働局は、國際勞働會議の中樞をなす常設の事務局であつて、瑞西國ジュネーヴ市に置か

れ、總會及び理事會に提出すべき議案の準備、産業勞働問題に關する調査研究等に從事するものである。

勞働會議に對する兩見解 國際勞働總會は、大正八年(二五七九年)十月第一回を米國ワシントンに開催し、以來毎年開催された。我が國も熱心にこれを贊助し、政府及び勞資兩團體より、規定の代表者を派遣した。その初め、我が勞働者は勞働會議を以て、勞働階級・無産階級の保護及びその福祉増進のためのみ設けられた國際的人道主義の實施機關と解して絶大の信用を置いたが、これに反し、資本案側は、歐米の民主主義政治家が、人道主義的觀念に立脚して世界各國の資本案家を喚問し、これに一定の勞働條件と社會施設とを強制せんとするものであると解し、常に審判廷に引かれる被告のごとき觀があつた。政府も多くこの見解を執つて、勞働代表の選抜に苦心するの趣があつた。しかし、それ等のいづれも、勞働會議に對する正當の見解でなかつた。要するに勞働會議は、一種の國際的勞資の協調機關たるべきものであることが理解され、我が勞働問題の解決、勞働條件の改善に資することが尠くなきに至つた。

勞働會議その後の變化 しかし、後には國際聯盟が持てる國の持たざる國の壓迫機關となつたごとく、國際勞働會議も、英・米・佛等の先進國が、その資本主義の利益を擁護するために、産業的諸條件の幼稚なる世界の後進國に對し、勞働者の保護と、社會正義の確立とを押賣するために設けられ

た機關となるの傾向が著しくなつたばかりでなく、昭和十三年三月、聯盟理事會が蔣介石政権の要請に基き、俄に制裁條項の適用を採用するに至つたので、皇國政府は國際聯盟と一切の協力を絶つこととなり、同年十一月を以て、國際労働會議を退脱することになつた。

三 講和會議と皇國の躍進

反日思想の胚胎 講和會議に於ける皇國の主張は、英米の無理解と不同情とによつて多く斥けられた。

第一は山東省の權益問題で、この問題は既に日支條約に於て、又ロンドン協約に於て英・佛・伊・露の内約を得てゐたものである。然るに支那委員は、この頃から露骨になつて來た米國の極東大陸に於ける日本の特殊地位を排除せんとする意向に乗じて、青島は支那が獨逸から直接受取るべきであると主張して、非常の活躍を試みたのである。我が委員は固よりこれを認めず、青島と山東半島に於ける獨逸の利權は一旦これを日本に歸屬せしめ、更に日支兩國間に於て協議の上、支那に還附するを正當の順序なりと主張した。我が全權の努力により大體日本の主張通りに問題は解決されたが、これがため、支那國內に於ける排日思想は益々旺盛となり、日貨排斥運動は南北支那到るところに蔓延し、長く日支國交上の癰腫として残つた。

完全に世界の日本と成る また獨領南洋二群島は日本の委任統治となり、賠償金も決定され、日本も國際聯盟に加入した。しかし、我が國が提議した人種平等問題も、英米國の我が移民問題にも關聯するところがあるので、英米の反對によつて不採擇となつた。また支那側では、例の二十一箇條問題まで引き出して破棄しようとしたが、これは成功しなかつた。かやうにして、日本は大戦に支拂つた多大の犠牲に拘らず講和會議に於て得るところは極めて少かつたのである。

されど、我が大戦參加の目的は達せられた。日本の東洋に於ける立場を一段堅く築き上げるといふ我が冀望は十分に達せられた。

我が國は世界五大強國の一に列し、東亞において不拔の地位を占め、滿蒙問題は解決の緒に就いた（二十一箇條約によつて）。また國際的にも、世界平和に積極的、自主的協力者となることを得たことは、決して小なる所得でなかつた。しかし、後進皇國の勃興は、英米諸國の喜ぶところでなかつたことは前述のごとくである。かくて、皇國外交の孤立化は、このときに深く根ざした。さうして、この罅隙に乗じた支那の對日反抗は一層甚しくなつた。要するに世界大戦は、我が國の重大變轉期となつた。日本は完全に世界の日本となつたのである。

第十九章 世界大戦の影響

一 産業の大発展

鐵工業の大飛躍 世界大戦によつて、我が産業は異常の大発展を遂げた。

大戦勃發當時には、我が産業界は一時著しく沈滞の狀に陥つたが、大戦の進行とともに、歐洲交戦國はその生産力を失墜し、莫大の消費を餘儀なくされたので、それ等交戦國の世界市場を奪ひ、または、直接それ等諸國に財貨を供給することによつて尨大なる戦時利得を得たのである。我が國工業の上昇速度は、同一事情にあつた米國のそれを凌駕するのさまであつた。

これまで、歐洲よりの輸入品に依頼して維持された燐鑛石・硫酸アンモニア・硝石・カリ鹽類・ブリキ板・生ゴム・曹達・洋紙・ガラス等の金屬化學工業品、從來歐米の輸入のため競争上困難を感じてゐた綿絲布精工品・毛織品・金屬製品・機械類のごときは一大飛躍を爲すべき好機會を得た。就中發達したのは製鐵業で、大戦の勃發で、獨・白からの鋼材の輸入は杜絶し、英國も亦制限を加へたので、激増せる需用に應ずる能はず、大正七年の夏には鉄鐵の價格は戦前に比し約十一倍、鋼板のそれ

は約十五倍に達し、所謂鐵飢饉時代を現出した。この事實は、著しく我が鐵鋼業を刺戟し、民間の企業熱を白熱化したのである。政府も亦これに應ずるため大正六年七月、製鐵業獎勵法を發布した。これに拍車をかけられて、大小の製鐵業は勃興した。戦時新設された製鐵會社は、合計二百九工場・投資總額二億九千萬圓に上つた。その他滿洲・朝鮮にも續々と製鐵所の創設を見た。

かくて大正二年、鉄鐵二十四萬噸、鋼鐵二十五萬噸に過ぎなかつた年産額は大正八年には一躍鉄鐵六十一萬噸、鋼鐵五十四萬噸と増加するに至つた。

船舶業また盛況 船舶交通運輸業が大戦によつて需要を激増したことはない。世界的な船舶不足並に運賃備船料の暴騰は造船の註文を殺到せしめ、我が國の造船業も急速の進歩を遂げ、大小の造船所は續々と設置され、大正六年の如きは、一ケ年に三百三十五の新設を見た。それに伴つて船舶の建造高も増大し、同七年には四百四十三隻、計五十四萬噸、八年には、二百七十隻、六十三萬噸に上つてゐる。戦前大正二年の新造船が計五萬噸であつたのに比ぶれば、その躍進が思はれる。

纖維・染料工業の躍進 これ等に次いで躍進した産業は纖維工業で、紡績會社の拂込資本は戦前の三倍に達した。尙ほ染料工業も亦大發展を遂げた。

大戦前、我が國の使用せる染料の大部分は獨逸の輸入品であつたが、大戦によつて我が國も自國生産を餘儀なくされ、政府は大正四年染料醫藥品製造獎勵法を制定し、染料工業の確立に大なる援助と

保護とを與へた。その結果として、酸性染料・直接染料・硫化染料等を製出し得るに至つたのである。

累進する輸出超過

大戦中に於ける我が國産業の發達は、各方面から觀察される。即ち輸出入貿易は大正四年から七年までに約十四億圓の輸出超過を示してゐる。大正二年度、輸出は六億五千六百十六萬餘圓で、輸入は一億一千三百萬圓の超過を示してゐたのが、大正五年には輸出は十一億五千三百萬圓となり、輸入に超過すること、七億七千萬圓に及び、大正七年には二十億二千一百萬圓となり、三億二千萬圓の超過に及んだ。この形勢は大正九年まで續いてゐる。

資本主義の異常の發展

産業利潤の激増は、又會社及び資本金の大増加となつて現れた。大正三年の會社數一萬六千八百五十八、資本金二十億六千八百萬圓は、大正八年、會社數二萬六千二百八十六、資本金九十四億二千四百萬圓となつた。この情勢は爾後連續して、昭和五年には五萬一千九百六十一の會社が著しく増大し、大正十年、その數二百七十七、資本金六十六億八千八百萬圓が、昭和五年には四百六の百八億一千九百萬圓と増加したのである。

大會社の著しき増大に伴つて、大銀行に於ける資本及び預金の増大も亦著しかつた。銀行が我が金融界に於ける支配力を決定的ならしめたのはこのときからである。さうして、銀行資本の勢力は、獨

占産業と不可分の關係にあつた。かくて、産業の飛躍的發展は、同時に資本の集中運動となり、その組織運動となつて現れ、大資本は小資本を壓倒することとなり、金融資本の力は、益々増大伸張した。かやうにして世界大戦は、我が産業の大發展を齎し、資本主義は異常の發展をなし、遂に獨占資本主義の段階に入つたのである。

二 労働運動の勃興

世界大戦の影響によつて産業の大發展、資本主義の完成を見た我が經濟界に、近代的意義を有する労働運動の勃興したことは當然であつた。しかし、詳にその跡を探ぐると三つの原因が數へられる。

物價と賃銀の不平均

その一は物質的原因である。世界大戦の影響による經濟界の發展は、労働者を増加し、特に男の労働者を増加した。明治四十年には女工三十八萬五千に對して、男工二十五萬七千人であつたのが、大正九年には女工七十八萬六千人に對し、男工七十萬人と増加し、昭和三年には女工九十八萬七千人に對し、男工九十四萬八千人と増加したのである。從來我が労働者間に労働運動の振はなかつたのは、男工が少くて、女工が多く、團結がなかつたからである。然るに今や男工が著しく増加し、その勤続年限も長くなかつたから、團結の機會も多く、その思想も發達して來たのである。

この労働者を刺戟したのは、物價と労働賃銀の不平均であつた。これを大阪市に就て見るに、物價は大正三年から七年にかけて十五割を騰貴してゐるに、労働賃銀は漸く六割七分を騰貴したに過ぎない。この結果は、一方には所謂戦時成金を作つて富豪を輩出せしめた。この徒はその暴富に意満ち、心驕り、驕奢を極め、遊樂淫蕩を恣にして憚らなかつた。一方労働者は賃銀の騰貴が物價の騰貴に伴はないために、その生活は頗る困難となり、急迫を極めたが、この生活の急迫は、次にいふ原因に刺戟されて、深き労働者の自覺心を喚起し、階級的反撥心を燃え上らしめたのである。

階級思想の誕生 その二は、精神的原因である。

労働者に自覺心と階級的觀念を養成し、労働運動に學理的基礎を與へ、正義的觀念を吹込んだのは、我が國の社會主義者の一團である。我が國の政治及び經濟學者は、多年、民主主義を唱道し、政治及び社會・經濟上に於ける現代の背理と矛盾とを攻撃してゐた。

例へば、社會政策學會は明治三十一年、二年頃に經濟及び社會學者によつて設立せられ、資本主義の弊を説き、社會政策を攻究した。また社會主義者は激烈な壓迫を受けつつも、資本主義を排撃し、社會革命の説を鼓吹した。それ等の説は、多く西洋の翻譯思想であつたが、我が社會の實情に觸れるところがあつたから、彼等が、大學の講壇に於て、或は新聞・雜誌・著書・講演に於て唱道した言説は

長い間に人心に浸潤したことは、決して僅少のものでなかつた。特に青年知識階級の徒を感化したことは顯著で、それ等の徒は多く殉教的熱誠を以て、労働運動に参加するに至つたのである。

世界思想の刺戟加はる

その三は、世界思想の刺戟である。世界大戦により彼我の交通頻繁を加へ、彼の過激なる民主主義及び社會主義的思想が潮のごとく襲來したので、我が労働者の思想が全く一變したのである。既に經濟狀況の變化により、學徒の言説により、労働者の自覺と階級的思想が昇進しつつあつたところに、世界思想といふ激烈な刺戟が加はつたので、多年柔順に、ただ資本家の搾取に甘んじてゐた我が労働者も、ここに奮起して資本家に抗戦するに至つたのである。

労働争議の頻發

かくて労働運動は勃興し、同盟罷業は、その武器として急激に増加して來た。全國同盟罷業の数は、大正六年に三百九十八件、七年に四百十七件、八年に四百九十七件に上つた。これを戦前七ヶ年の平均數三十に比すれば、十數倍の増加である。而してこの時代に於ける同盟罷業の目的は、賃銀の増加が主であつたが、戦時經濟界の非常に好況を呈してゐたときであつたから、その目的は多く達せられ、労働賃銀も、この頃より著しく騰貴したのである。

しかし、我が労働運動に歐洲の思想が著しく影響し、勞資の協調主義から戦闘主義に移つたのは大正八、九年、大戦以後である。これまで協調主義を唱道してゐた友愛會（鈴木文治を首領としてゐた最大の労働組合）のごときも俄然として態度方針を一變し、大正八年八月三十一日から開かれた友愛

會第七周年大會によつて、會名を大日本労働總同盟友愛會と改稱し、著しく左傾的色彩を現し、改良的組合から戰闘的組合へと進んだ。

大會の宣言は資本主義の害毒を攻撃し、賃銀奴隷の解放を叫び「我等は個性の發達と社會の人格化の爲めに、生産者が完全に教養を受け得る社會組織と生活の安定と自己の境遇に對する支配權を要求す」といふに至つた。

この形勢を助長し、闘争主義を益々深刻ならしめたのは、當時の經濟狀況とこれに伴ふ同盟罷業の狀態とであつた。大正九年以後經濟界の反動に遭遇し、資本家が急激に事業を縮小せんとしたので、失業問題、解職問題が續出した。當時解雇された人員は、二十三萬七千四百餘人で、罷業數は二百八十二に及んだ。

労働運動の根本理想

この時に於ては資本家は賃銀を低下し、事業を縮小し、若しくは休止せずば國家産業が成り立たぬと稱して、職業の自由、契約の自由を主張すれば、労働者は、これでは労働者が生活されぬと稱して、生存權と労働權とを主張した。ここに至つては最早や同情・同感の問題でなく全く主義の闘争となり、階級の闘争となり、問題は一層深刻味を加へた。労働者も、労働條件の維持改善のみを以て満足する能はず、更に進んで「階級意識ある労働組合により、資本主義經濟組織の根本に大改造を加へ、労働者をして賃銀奴隷の羈絆より解放して、生産者としての自由と獨立とを

獲得する」ことを以て、最終の根本理想とするやうになつたのである。

この労働運動左傾の傾向の最も能く現れたのは、大正九年十二月十日東京神田青年會館に社會主義及び無政府主義の大同團結を作らんとして、社會主義同盟の大會が開かれたときである。このとき加盟申込者は三千名に達し、多數の労働組合員が含まれ、發起人の中には友愛會・信友會以下多數の組合幹部があつた。

しかし、これ等の運動は社會の實狀に即したものでなかつた。その多くは社會主義者に操縱された一種の反抗運動に過ぎなかつた。これでは到底現實社會に地歩を占めて、眞に彼等の地位を昂上し、その目的を達し能はぬのである。それで志ある人々は、再び労働組合に歸り、有力にして鞏固なる組合の組織によつて、平和裡に合法的にその目的を貫徹しようといふことになつた。

急進派・現實派の對立

この思想を最先に唱へ出したのは、大正十年一月友愛會の幹部がその機關誌上に「労働組合に歸れ」といふ一文を發表して、労働組合のサンデカリズムの傾向を阻止せんとしたときからである。その後、労働組合内に於ける急進、漸進兩者の軋轢は甚しかつたが、漸次に現實派が勝を占めた。特に大正十二年九月一日の大震災によつて、従來の社會主義的な急進運動の無力なことが知られたので、労働運動者は益々反省するやうになつた。それで久しく反對的態度をとつてゐた普選運動にも參加し、國際會議をも利用し、また労働立法に對する従來の否認的輕蔑的態度を改

めて、労働者独自の立場より積極的態度を採ることとなつた。かくて大正十三年に入つては、重なる戦闘的労働組合は悉くこれを明確に宣言するに至つた。

三 無産階級の政黨組織

無産黨組織の氣運

労働組合の現實化の結果として現れたものは、労働組合の政黨組織である。従來労働階級の指導を以て任じてゐた元早稻田大學教授大山郁夫一派の學者より成る政治研究會は、この形勢を見て、大正十三年六月、無産政黨の組織に志し、無産政黨綱領の基礎案を發表した。

その趣旨は、今日までの日本の政治は藩閥或は官僚と稱する一部の特權階級と、資本家或は地主と稱する少數の有産階級との妥協苟合によつて恣に處斷され、大多數の民衆殊に無産階級の利益と幸福とは殆ど全く無視されてゐた。そこに一切の政治的禍根がある。これは今日どうしても根本的に建て直さねばならない。それには、民衆自身が政治に参加し、民衆自身の立場から政治を批判し、國民全體の幸福を眼目として、不合理、不正義なる法律制度の改廢に努力することであると、民衆的無産政黨組織の急務を唱道した。

無産四派生る

かくて、無産政黨組織の氣運は次第に進んだが、大正十四年普通選舉法が成立するに及んで現實化し、翌十五年（二五八六年）三月五日、初めて労働農民黨が組織された。

この黨は無産黨中の左黨といはれ、最も急進的であつた。彼等は現實を無視し、觀念的的革命理論に走るといはれた。

これに對して、同年十月十七日に生まれたのが日本農民黨で、右黨といはれた。彼等は労働者と農民はその性質を異にし、利害を異にするといふので、農民のみを以て一黨を組織し、特異なる日本國情の現實に基いて、農民の利益を増進するといふを目的とした。この左右兩黨の間に介在したのが中央黨で、十一月五日に生まれた社會民衆黨と、十二月八日に生まれた日本労働農民黨の二黨である。前者を右傾とすれば、後者は左傾となる。

かく、左といひ、右といふも、要するに彼等に共通する主張は、従來の政府及び政黨は特權階級を代表するもので、無産労働階級たる労働者・サラリーマン・小作農民等の利害を代表するものでないから、普通選舉の實施を期とし、協同團結の力によつて、議會に多數を占め、貴族院を改革し、政治を彼等の手に收め、特權階級の支配を廢し、更に勤勞及び無産者階級本位の政治及び經濟制度を建設しようといふのである。

昭和三年二月、衆議院議員の總選舉が初めて普通選舉の下に行はれ、全國で無産各派合せて、八十餘名の候補者を立てて四十五萬一千餘票を得たが、各派の共同戦線が布かれなかつたので、同士打が多く、漸く八名を選出するに過ぎなかつた。その後二回の選舉は、五名以上に出なかつたが、昭和十

一年の總選舉には、六十二萬三千餘票で十八人、昭和十二年の選舉には九十三萬餘票で、三十七人を選出し、その發達を示した。しかし、この頃に至つては、無産黨も從來と大いにその主義・理論を異にして來たのである。

第二十章 世界戦後の帝國外交

一 東洋の禍根たる支那

支那を狙ふ列強 世界戦役後、世界競争の舞臺は、太平洋に移つた。目ざすゴールは支那國である。英・米は、民主主義とその豊富な財力を擁して太平洋より支那に達せんとし、ソ聯邦は共產主義とその特殊の宣傳によつて別に北方より陸上支那に達せんとしてゐる。早くゴールに達し、支那を支配するものは、將來の世界を支配するといふのがその理想である。我が國は建國の立て前に於て、英・米・ソと固より同一でなく、對支の主義・方策に於て、彼等とその趣を異にするものであるが、坐して支那の英・米・ソの支配を傍觀することが出来ない。そのさまは、明治年間、坐して清・露の朝鮮侵略を見るに忍びず、日清・日露兩戦役に國運を賭したと同一である。

太平洋制覇を志す米 米國の支那の覇權を志したことは既に久しい、大正三年、時の米國大統領は既にこのことをいひ、「第二十世紀に於ける商權擴張の最大舞臺は太平洋に在る、この太平洋に於ける我が地理的位置は、今や吾人の決心如何に由り、將來太平洋上に於ける吾人の平和的權勢を保證

するに足るものなり」といつて、その決心を述べてゐる。太平洋とは主として支那を意味することは、いふまでもない。民主黨の上院議員スワンプソンは、これを説明して、「支那問題に對する最良方法は、またただ大海軍の建設及びその維持に在り、西には侵略的なる隣國ありて、ヒリツピンを睥睨しつつあり、共和國の將來は海上に在り、海上に於ける勢力の失墜は、即ち國運の衰頽の時にして、最良なる平和の保證は米國海軍に在り」といつてゐた。これが米國の眞意で、支那に據つて太平洋を支配する、その敵手は、我が日本であるとは、彼の公言して憚らざるところである。世界戦役後に起つた我が世界關係問題は、悉く米國のこの態度・政策によつて惹起されたものである。次にその重なる二三を述べよう。

二 石井・ランシング協定

日米共同宣言 日英同盟以來支那に於ける日本の特殊利益なるものは、公然と國際公文書に記載せられ、英・佛・露共にこれを承認してゐたが、米國のみは未だこれを認めなかつた。大正六年六月前外相石井菊次郎が、米國の參戰祝賀のため特派大使として渡米したときに、我が國は米國をしてこれを認めしめんとし、石井にその使命を託した。時が時とて米國國務卿ランシングも、日米間に或る協約を定むる必要を感じてゐたので、石井は、この考を述べて、ランシングの考慮を促した。

「日本が支那全體に於て、他國に優越した利益を有することは、貴國が西半球、特にメキシコ及び中米諸國に於けると同様で、天賦の地勢から來る實在の狀態である。この實在狀態に就て、日米間に支那の領土保全・門戶開放・機會均等主義を再言すると同時に、如上の日支關係を聲明した一の宣言を發表することとせば、外國の日米離間の宣傳の禍根を絶ち、我が國論の誤解を豫防し、併せて極東に於ける實在の事態を闡明する効果があると率直に意見を披瀝した。

共同宣言の内容 この意見が容れられて、同年十一月二日、國務省に於て、兩人が公文を取換はすまでに進んだのである。即ち俗に石井・ランシング協定と稱せらるる日米共同宣言である。即ち日本國及合衆國兩政府ハ領土相接近スル國家ノ間ニハ特殊ノ關係ヲ生ズルコトヲ承認ス、從テ合衆國政府ハ、日本ガ支那ニ於テ特殊ノ利益ヲ有スルコトヲ承認ス、日本ノ所領ニ接壤セル地方ニ於テ然リトス

と宣言し、更にまた支那の領土主權の尊重、並に領土保全、門戶解放及び機會均等の主義を持することを聲明したのである。

この日米共同宣言によつて、我が大陸發展を確保する同盟協商制度は完成し、英・米・佛・露は何れも、一般的條約或は公文交換の形式を以て、我が國の支那に對する特殊利益を承認したのである。

三 ワシントン會議

會議開催の名目 支那に於ける日本の特殊利益を承認することは、米國の太平洋制覇を目的とする支那政策と一致するものでなかつた。米國はここにこれを破棄し、露骨に太平洋制覇に乗出したのがワシントン會議である。

米國大統領ハーディングは、大正十年（二五八一年）八月十一日、軍備制限問題、並にこれに關聯して太平洋及び極東問題をも討議すべき會議を、その首都ワシントンに於て開催するから參列されたといふ招請狀を、日・英・佛・伊・支・白・荷・葡諸國に發した。その目的とするところは、軍備競争に費消せらるる巨額の支出は企業並に國民の繁榮に對する負擔の大部分を構成し、また世界平和維持の保障たらずして、寧ろこれに對する不斷の脅威となるから、利害關係多き列強に於て、事實制限の實行強制のため満足なる基礎を見出したい。また太平洋及び極東問題の解決は常に列國の利害に關聯するから、各國民の恒久的親交増進に資すべき趣旨の諒解を見出したいといふのである。

しかし、米國の眞意がいつこにあつたかはいふまでもない。彼は固より太平洋制覇に外ならなかつたのである。

米の軍縮提議

會議はその年十一月十一日から開催された。參加した各國の首席全權は、米國國

務卿ヒュウズ・英國樞密院議長バルフォア・佛國首相ブリアン・伊國前藏相シャンツェル等で、日本からは海軍大臣加藤友三郎を首席全權とし、特命全權大使幣原喜重郎・貴族院議長徳川家達が全權として出席した。これに實業家團體として澁澤榮一以下の國民的外交團體と、團琢磨以下の産業視察調査團體も渡米し、それぞれ協力するところがあつた。會議は先づ軍縮會議から始まつた。

十一月十二日、第二日の會議に、ヒューズ國務卿は所謂爆彈的提議をなした。即ち、

- 一 實行中若しくは既定の主力艦建造計畫は全然中止する事
- 二 老齡艦の或るものを廢棄することによつて、更に縮小を行ふ事
- 三 一般に關係列強の現在海軍力に考量を加ふべき事
- 四 主力艦の噸數を以て海軍力測定の基準とし、又一定の補助艦艇の勢力をこれに比例して割り當つべき事

の四ヶ條であつた。この一般原則に基き、米國十八隻、英國二十二隻、日本十隻の主力艦を保有し補助艦艇（水上補助艦・潜水艦・航空母艦）もそれぞれ、米・英・日は五、五、三の比率に縮小すべく提議された。

舉國的敗北主義

我が全權は、國防上、英・米の七割を最小限度として主張したが、米・英の巧妙な外交手段に乗せられて如何ともなし難く、戰艦陸奥の保有と、太平洋の防備を合衆國海岸諸島・

パナマ運河地帯の諸島・竝にハワイ諸島・カナダ海岸の諸島・濠洲及びニュウジランドを除き、他は現状のままに据置くといふことの主張とを貫徹しただけで、米國の提案を承認するを餘儀なくされたのである。

これ等の海軍制限問題が正式に決定されたのは、大正十一年（二五八二年）二月一日で、日・英・米・佛・伊五大國の間に海軍制限條約が調印された。この時に於て、我が國も大戰後の經濟大悲況の後を承けて、國民困弊し、國內には民主思想・社會思想が横溢し、官公私立の各大學では、學生の軍事教育の反對が猛烈を極め、米國依存を事とする實業家等は、一部の基督教徒等と提携して公然祖國の軍部を攻撃するといふさまであつたので、米國の軍備縮小の提議は天來の福音のごとく響き渡り、舉國これに賛同したのである。

四 支那及び太平洋問題

極東問題委員會上の提案 大正十年十一月十六日、軍縮會議の後を受けて、第一回極東問題總委員會が開催された。この會議に於て支那全權施肇基^{してき}は、支那の冀望する一般原則として十ヶ條を提出した。それは、支那は列國に對し、公平に門戸開放・機會均等の主義に同意するから、列國は支那の領土保全及び政治上竝に行政上の獨立を尊重されたい、從來支那の被つてゐる不正・不當なる壓迫を

撤廢されたいといふのである。

米國がこの提議を欣喜して迎へたことはいふまでもない。他の諸國も概して支那に友好的態度を示した。最も利害關係の多い我が國は如何したか、支那全權の侵略國として目ざすところは、日本であつた。これに對し、我が首席全權加藤友三郎の聲明は、何等の異見を挾むことなく、その友誼的なる圓滿なる解決を參會諸國に委ね、つとめて事を構へざらんとした。

帝國の無條件應諾 加藤は「吾人は支那の如何なる地方に於ても、領土を擴張せんとする何等の政策により毫も左右せらるるところなし、吾人は無條件・無保留に門戸開放・機會均等の原則を遵守す、吾人の特に支那に求むるところは、我が産業生活に須要なる原料竝に食糧の供給なり、支那より斯の如き原料を購入するに當りては、吾人は、同國との一切の通商關係と同じく、何等特殊權利若くは特權を要求せず、他國人との公正なる競争は吾人の歡迎するところなり」といつてゐた。

加藤の言は、當時の我が國民の多くがいはんとしてゐたことであつたので、一般に稱讚されたが、それは全く、支那に對する特殊權益放棄宣言以外の何物でもなかつたのである。

米提出の四原則 かくて十一月二十一日の第三回極東總委員會に於ては、滿場一致で米國全權ルウト提出の四原則が可決された。

- 一 支那ノ主權、獨立、竝ニ領土的及び行政的保全ヲ尊重スルコト、

一 支那ガ有力ニシテ、且ツ基礎鞏固ナル政府ヲ完成維持スルタメ、支那ニ對シ最モ完全ニシテ、且ツ最モ障碍ナキ機會ヲ與フルコト、

一 支那ノ領土ヲ通ジテ、一切ノ國民ノ商業及ビ工業上ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ樹立シ、且ツコレヲ維持スルヤウ努力スルコト、

一 現下ノ事態ヲ利用シテ、友好國ノ國民若クハ人民ノ權利ヲ減殺スベキ特別ノ權利又ハ特權ヲ獲得セザルコト。又、友好國ノ安寧ニ有害ナル行動ヲ容認セザルコト、

この四原則は、支那全權施肇基の十ヶ條の提案を基とし、我が加藤全權その他參列各國全權の意嚮とを參酌して定めたものである。この四原則の可決に勢を得た會議は、矢つぎ早に支那に關する十四項の案を可決した。就中、その第十三項は、我が國の利害に關する最も重要なもので、支那に關する九箇國條約と稱せられた。これが正式に調印されたのは、大正十一年二月六日である。

問題の九箇國條約

この條約は前記のルート四原則を骨子として、支那の領土保全・門戶開放・機會均等の原則を敷衍したもので、九ヶ條より成り、第一條はルート案の四大原則、第二條はこれに違反する條約を締結せざることを約する案、第三條はヒューズの門戶開放案、第四條は勢力範圍の打破、第五條は鐵道無差別の案であつた。

以上ルートの四原則及び九箇國條約こそは、爾來列國の對支政策の國際的鐵則として、我が對支政

策を抑壓したもので、英米が今日に於て、我が滿洲國の獨立幫助、東亞新秩序の建設を阻止せんとする唯一の法的根據である。

五 四 國 條 約

華府會議の結末 ワシントン會議の更に重要な結果は、日英同盟の破棄と四國條約の締結であつた。これも亦米國の豫定の計畫であつた。從來太平洋を制覇した日英同盟を打破するは米國の宿望である。米國代表ヒューズは、また日本が海軍主力艦比率問題に關する修正案を提出せしを機會として四國條約案を提議し日英代表と屢々會議を試み、十二月十日正式に日英米佛代表者間に調印された。

四國條約の内容 四國條約の内容は、米國全權ロッヂの演説に明かである。曰く「該條約は、之を約言すれば、四國調印は、太平洋に於けるその領有島嶼を相互に尊重すること、並に若し前記の權利に關して紛議を生じたる場合には、聯盟各國は此の如き紛議を解決する目的を以て、協同商議を行ふべきことを規定せるものである、聯盟各國はこれ等領有島嶼に對して、他國が侵略の場合に出でたる場合も同様の行動を取るに同意する、この條約が批准された上は、現行日英同盟條約は消滅に歸する、即ち各調印國は、他國の權利を尊重し、紛議の生じたる場合には、その行動を取るに先ち、調印各國の間に協議を行ふべきものとす、該條約の條件を實行するが爲に武力を使用するの規定は無い、

戰爭防止の最も確實なる方法は、戰爭の原因を艾除するにある、該條約は外交的及び協同的商議又は融和的精神に因り、一切の紛議の解決を目的とする各調印國の誠心誠意に依頼して、地球全局の大區域に於ける戰爭の原因を一掃せんとするのである」と、これに對し、佛・英・日全權は交々起つて四國條約の國際的平和に貢獻すべきことを述べて満足の意を表した。かやうにして、十一年間、確實に東洋の平和を維持し得た日英同盟は、空疎な四國の條約と拘り代へられたのである。

華府會議で得たるもの かやうにしてワシントン會議は、大正十年十二月十二日に開會、十一年

二月六日を以て閉會、我が全權使節もそれぞれ歸朝した。我が國の得たものは國防の自主權喪失と日英同盟の破棄、支那に於ける日本の特殊權益の拋棄、九箇國條約、四國條約等の獲得であつた。加藤全權一行の歸朝は凱旋將軍以上の歡迎を受け、加藤は現代の偉人と崇められ、幾許もなく内閣總理大臣となつた。加藤自身も會議を禮讚して「世界の平和に大なる貢獻を爲すの結果を齎したるは、恐らく國際會議として稀有の例であると信ずる」といつてゐたが、爾後、今日に至るまで隣邦支那には、一日の平和なく、我が對支外交は悉く阻害され、遂に今回の日支事變を見るに至つた。何處に平和への貢獻があるか、而してその原因は全くワシントン會議に於て、放恣なる支那の申出でを利用して、我が當然の權益を剝奪し、太平洋の覇權を掌握せんとせる米國の専恣によつて惹起されたものであるまいか。

世界的空氣への陶醉時代 しかし、米國が、かやうなる條約を提議し、我が國がこれを歡迎し、甘受したといふも、畢竟は時の勢であつた。大戰の反動として起つた平和・民主・自由の空氣は全世界を蔽うた。獨逸はこのために百勝の結果を一敗に失つて亡國と化し、露國の皇室は、過去の歴史の中に没し去つた。我が國もこの世界的空氣に陶醉し、痲痺し、國防の自主權を拋棄し、自縛の條約を甘受し、日露戰後以來の權益を放棄し、空疎の讚辭に揚々たるものがあつた。そのさまは、狂人の自己の肉を切り、骨を削つて快哉を叫んでゐると異ならない。我が國民は今に至つてその陶醉・痲痺の代價の極めて高價なるに驚愕してゐる。

六 石井・ランシング協定の破棄

大正十二年（二五八三年）四月十四日、米國政府の強き希望により、石井・ランシングの共同宣言が廢止せられたのは、ワシントン會議の當然の結果であつた。

軍備制限ニ關スルワシントン會議ニ依リ、到達セラレタル了解ニ鑑ミ、日本國及び米國政府ハ千九百十七年（二五七七年）十一月二日ノ石井・ランシング交換公文ハ廢棄セラレ、且ツ今後效力ナキモノト見做スコトニ同意ス

との公文が、米國國務卿ヒュウズし、我が駐米大使埴原正直の間に交換されたのである。これで、

支那に對する我が一切の特殊關係は、國際條約の上に跡を消した。しかし、我が國の地理的・歴史的に有する支那との特殊關係といふ事實は消すべくもなく、依然として嚴存する。この事實と條約との矛盾がこの後永く日支の禍根となつたのである。

七 ロンドン軍縮會議

不戰條約の成立 ワシントン會議後、列強の海軍擴張は、條約によつて制限されざる潜水艦・巡洋艦・驅逐艦等の分野に於て行はれた。これを抑制せんとて昭和二年（二五八七年）ジュネーヴで、補助艦制限會議を開いたが、これは、日・英・米共に意見を異にしたために遂に成立しなかつた。しかし、翌昭和三年八月、米國務卿ケロッグによつて列強に提案された不戰條約が成立したので、軍備制限は幾分か抑制された。不戰條約といふのは、國際紛争解決のため戰爭に訴へることを非とし、相互に國策の具として戰爭を廢棄することを約したのである。これも畢竟、現状維持を欲する國の便宜のために出來たものであるが、原則的にこれを否認し得る國はなく、我が國も亦これに調印した。しかし、昭和四年（二五八九年）七月、不戰條約が實行されるに於て、日・英・米三國は共に建艦の延期または取消を聲明し、且つ英國によつて、昭和五年一月を期して軍縮會議がロンドンに招請されることになつた。これは固より英米の協議に成つたものである。

我が國も、この招請に應ずることになつた。

ロンドン會議に於ける我が讓歩 このときには、我が國も英國の東洋艦隊の急激な膨脹と米國太平洋艦隊の完成とは、兩國の想定敵國の何處にあるやを確認するものがあつたから、日本の外交と海軍とは非常に深甚な考慮を拂ひ、慎重に會議方針を定めた。即ち、大型巡洋艦の對米七割、潜水艦の現有勢力維持、補助艦總括對米七割の保有量を嚴守せんとしたのである。

この對案を以て、我が國は前首相若槻禮次郎・海軍大臣財部彪大將・英國駐劄大使松平恒雄等を全權委員として參會せしめた。かくて、二月十二日、若槻全權は、我が七割要求の具體案を提出した。英米は固よりこれに應ずるの意なく、公私の會議、折衝は幾度か重ねられたが、容易に成立せず、會議は幾度か決裂せんとした。若槻全權は期するところあり、米國の妥協案を取つて、本國政府に請訓を仰いだ。我が政府は、これが回訓に就て慎重審議の結果、首相濱口雄幸・外相幣原喜重郎は軍部の強硬反對を斥けて、四月一日、讓歩の回訓を發した。かくて四月二日、若槻全權の讓歩發言となつて會議は成立し、四月二十二日の最終總會に於て調印された。

我が國の得たものは、大型巡洋艦米國十八萬噸と想定して六割に引下げられ、現有勢力を維持せんとした潜水艦は、對英米均勢に引き下げられて、二萬六千噸の廢棄を強要された。ただ、得たものは不急とされた輕巡洋艦七割であつた。かくて我が國は最初要求量の三分の二を與へられたに過ぎず、

しかも、米國は現有量は未だ規定量に達してゐなかつたので、新に十萬噸以上の建艦をなすことを得ることとなつたのである。

されば、米國全權スチムソンは上院に於て、その功績を誇り、「我々は米國が十八萬噸の優勢になるまで、日本は一隻も新造せず、足踏みして待つて居れと註文したのである、日本當局が己の手を縛る協定に應じた勇氣に對しては、只々脱帽して敬意を表するのみである」といつてゐたといふ。

統帥權干犯問題起る これ等の讓歩は、國際協調を重んずると、國民負擔の輕減を欲するため我が止むなきに出でたものといふべきであらう。若槻全權なども、これを認め、ただ昭和十一年までの暫定條約であつたから調印したのだといつてゐた。

しかし、ロンドン會議に關する我が朝野の議は一定しなかつた。海軍軍令部は條約に定むる兵力量に關し最後まで同意しなかつたので、ここに統帥權干犯問題が惹起された。さうしてこれを契機として、所謂幣原の合理外交によつて代表された對外政策に對する反動は猛然として起り、政黨政治否認の聲と和して、國家主義の右翼團體の猛烈なる運動となつたのである。

第二十一章 經濟恐慌と革新

一 國家主義の勃興

恐慌來襲と社會不安 世界大戰の影響に促されて起つた民主社會主義及び共產黨主義等に基く左翼運動に對する反動として、大戰以後右翼的反動の諸派が現れた。これ等はいづれも建國の大義に立脚し、天皇親政を唱道し、政黨政治を排撃し、社會思想の絶滅を期するものであつた。

この反動運動が激成されたのは、昭和初頭以來のデフレーション政策による不景氣の襲來である。昭和五年一月、濱口内閣の金輸出解禁を契機として巻き起された産業恐慌は、金融界にも波及して、信用恐慌を現出し、我が國經濟史上空前の財政危機を惹起した。即ち、國家歳入は激減し、事業界の不振はその極に達し、昭和六年の貿易額は前年に比し、二割方の激減を示してゐる。失業者は激増し百五十萬乃至二百萬と稱せられた。勞働問題は激増し、左翼運動は活潑となり、それ等同志の檢擧されるもの、出版物の發賣禁止されるものは日常茶飯の觀があつた。農村は米價・繭價の暴落、負債増加に瀕死の苦悶に陥り、自力更生も不可能となり、遂に第六十二議會に對する救濟請願運動となり、

小作爭議・勞働爭議は増加の一途を辿つた。

加之、鐵道疑獄を初め幾多の疑獄事件が摘發され、それ等に連坐せるものの中には、大臣・局長・政黨幹部・財閥等國家の要職にあるもの多く、綱紀の紊亂、政黨政治の腐敗を暴露した。

さうして、ロンドン條約に於ける我が國の不當の屈服は、畢竟資本家・財閥と政黨とが結託して私利・私慾に没頭し、國家の興隆を顧みざる結果であると思ひ、これ等特權階級を艾除せざれば、國家は滅亡の外なしと信じた。

軍縮の影響

さうして、かやうな思想に拍車をかけ、遂に直接行動にまで至らしたものは、數次に行はれた大戦以後の帝國の軍縮であつた。大正十一年の第一次軍縮に於ては、將校以下約六萬人の整理を見、十二年の第二次軍縮には二獨立守備隊、五幼年校、その他の廢止を見た。就中最も廣汎なりしは十五年の第三次軍縮で、第十三・十五・十七・十八の四ヶ師團が廢止せられ、將校以下三萬四千人、馬匹六千頭が整理された。

これ等の滔々たる軍縮的風潮の横行と内治外交の失敗とが、少壯軍人を刺戟し、反撥せしめたことはいふまでもなかつた。彼等は未曾有の關心を銃後國民の政治・經濟・社會及び思想諸問題に注ぐこととなつたのである。而して民間の右翼國家主義者が、これ等軍人と結託するに至つたのは當然である。

昭和六年滿洲事變の勃發に至り、社會人心は大いに變動したばかりでなく、多年に亙る政黨政治の缺陷、軍縮による國防の缺陷等が悉く暴露したので、鬱結した積年の不満がそれ等主義者の爆發となり、テロ行爲となつて現れた。これがかの天下の耳目を聳動せしめた血盟團事件、及び五・一五事件である。

二 血盟團及び五・一五事件

政界・財界巨頭の暗殺 昭和七年（一九三二年）二月九日、民政黨前藏相井上準之助は同志の選舉應援演説に赴く際、本郷駒込小學校の門前で、群集中より現れた一人の壯漢によつて狙撃せられ、同夜絶命した。

三月五日には三井合名理事長團琢磨が白晝、三井銀行内で暗殺された。犯人はいづれも茨城縣の血盟團員であつた。その頭首井上日召以下十三名は三月下旬逮捕せられたが、彼等は西園寺公を初め多くの政界の要人、財界の巨頭等を暗殺する意圖であることが判明した。

五・一五事件の全貌

この血盟團事件に引き續き同年五月十五日の夕刻、首相官邸・警視廳・内大臣官邸・日本銀行・三菱銀行等は、拳銃・手榴彈を携行せる十七名の現役陸海軍軍人により、組織的に襲撃せられ、首相犬養毅はこれが犠牲となつて斃れた。これと同時に東京市外數ヶ所の變電所は

別働隊の襲ふ所となつたが、彼等の科學的知識の缺如によつて事無きを待た。犯人は何れも憲兵隊本部に自首して出た。内務當局は祕密裡に取調べを行ひ、愛郷塾長橘孝三郎及びその門下生、大川周明、本間憲一郎・頭山秀三等以下多數を逮捕した。彼等のこの暴舉の動因は、當時の政治・外交・經濟・教育・思想・軍事等の行詰り、國民精神の頽廢は帝國の滅亡を招く憂あり、而してこの行詰りは政黨財閥及び特權階級の結託にその源を發し、それ等の者の私利私慾に没頭し、國防を輕視し、國民民福を思はず、腐敗墮落したために生じたものであるから、その根源を剪除せんがためにといふのであつた。彼等は井上日召と連携し二月十一日、暗殺を決行する豫定であつたが、種々な事情で、この日になつたのであつた。世、これを五・一五事件と呼んだ。

政黨の没落 これ等二事件に於ける右翼急進運動のテロリズムの効果は餘り上らなかつたが、社會に及ぼした影響は深刻且つ甚大であつた。國家革新の聲は漸く繁く、政黨は政局の指導力を失ひ、軍部及び官僚が自然これに代つて革新の中心勢力となり、内閣組織の本命は齋藤實大將に降下し、齋藤は舉國一致内閣を組織した。しかし、政友・民政兩黨が同席するために内閣はその調和力を缺き、當時の情勢には未だ満足な活躍をなし得ず、次の岡田啓介内閣も共にその政治的能力は消極的で、鎮靜的たるに過ぎなかつた。

三二二六事件

左翼陣の轉向 昭和五、六年頃まで社會の現状打破に任じたものは、左翼思想に立脚したものであつた。國家革新の聲は、何れも共產主義・社會民主主義の側から發せられ、その現状改革思想は甚だ不穩と目されたものである。これに取つて代つた右翼思想の唱道するところは、懷古的・復古的乃至は保守的であり、赤化防止、國體擁護がその任務であつた。滿洲事變、五・一五事件を終へて、左翼よりこれに轉ずるものもあり、次第に組織的となり、科學的となり、論理的となり、現状打破的に革進的になつたのである。そして従來左翼陣營にあつた労働組合・農民組合・軍人・青年・學生にも働きかけたので、従來の社會的無産派の轉向も現れた。昭和七年五月、社會民衆黨の赤松克麿一派が脱黨して日本國家社會黨を組織したのは、その一例である。彼等は第二インターナショナル的社會民主主義を放棄して、國家主義と抱合し、資本主義の打破と皇道政治の徹底とを期したのである。

社會不安濃厚となる 齋藤内閣を繼いだ岡田内閣は寄合世帶的であり、全く無活動だつたので、これに對する國民の不満は、第六十七議會に於ける國體明徴運動となり、永田軍務局長を暗殺した相澤中佐事件に關する肅軍問題に現れ、政局不安を濃厚にした。美濃部博士の機關説擁護の發言より波瀾を惹起した國體明徴問題が、一時は軍部の強硬要求にあひ、内閣の危機を孕むに至つたが、政府の

必死の聲明で漸く事無きを得た。

併し、ワシントン海軍條約の破棄、列國の軍備擴張競争、ブロック經濟への突進等の國際情勢の逼迫に國內の社會的不安に處する岡田内閣の政治的能力は到底信用されず、ここに二・二六事件となつて現れたのである。

二・二六事件の目標

昭和十一年（二五九六年）二月二十六日早曉、近衛歩兵第三聯隊其他諸隊に屬したる將兵約千四百數十名は不法出動を爲し、先づ首相官邸外數ヶ所を襲撃し、内大臣齋藤實・前藏相高橋是清・教育總監渡邊錠太郎を暗殺、待從長鈴木貫太郎に重傷を負はしめ、帝都の要部を占據したので人心恟々、戒嚴令が布告されるに至つた。二十九日戒嚴司令部は奉勅命令に抗するに至れる叛徒に對し、遂に武力行使を決意するに至つたが、同日午前幸にも流血を見ずして、それが鎮壓を見る事が出来た。

かかる反亂の動機も、血盟團、五・一五事件の場合と同一で、内外の不安を一掃し、「昭和維新」を敢行せんとしたのである。陸軍發表の判決理由書によれば、「この非常時局に處し、……内治・外交共に萎靡して振はず、政黨は黨利に墮し、財閥また利慾に汲々として、特にロンドン條約成立の經緯に於て統帥權干犯の所爲あり……かくの如きは畢竟元老・重臣・官僚・軍閥・政黨・財閥など所謂特權階級が國家の本義に悖り、大權の尊嚴を輕んずるの致せる所なり、……一君萬民たる

べき皇國本然の眞姿を顯現せんがため、速かにこれ等所謂特權階級を打倒して、急激に國家を革新するの必要あることを痛感するに至れり、……合法的に之が打倒を企圖すとも、到底其の目的を達し得ざるにより、宜しく國法を超越し、軍の一部を僭用し、直接行動を以て之等に天誅を加へざるべからず、……更に之を契機として國體の明徴、國防の充實、國民生活の安定を庶幾し、軍上層部を推進して、いはゆる昭和維新の實現を齎しめることを企圖せるものなり」といふのであつた。

舉國一致體制への前進

かくて戒嚴令下に、前外相廣田弘毅は大命を拜して内閣を組織し、社會秩序の回復に任じ、軍部は肅軍を斷行し、庶政一新を強調し、ここに渾然たる舉國一致の體制を以て、軍備・外交・庶政の刷新に邁進することになつた。國民も亦深く戒心するところあり、相率ひて、時艱の克復に進んだ。かくして迎へたのが、支那事變といふ大國難であつたのである。

四 國際協調主義の破滅

統制經濟の樹立

世界大戰によつて意想外の大發展をなした我が經濟産業も、戦後に於ては世界的變動によつて、前進・後退・右轉・左回動搖常なかつたのである。しかしこの間にあつても、敏捷にして勤勉なる我が國民は、能く世界的變革に處して、これに善處することを誤らなかつた。

我が昭和四年十月、それまで永遠の繁榮を謳歌してゐた米國に大恐慌が起り、株式市場は未曾有の

大暴落を演じ、全産業を休業状態に陥れた。その餘勢は、やがて歐洲に波及し、遂には全世界を擧げて大恐慌の淵に投じたのである。我が國もこの恐慌に巻きこまれたことはいふまでもない。昭和五年三月、各市場は一齊に大暴落を演じ、就中、生産の暴落は農村に徹底的な打撃を與へるに至つた。我が國の輸出貿易は激減し、同年八月は、前年の八月に比して四割減となつてゐる。輸出額も同様四割を減じてゐる。更にこの年米の大豊作（六千六百萬石）は、却て米價の大暴落となつて、籾價のそれと相俟つて農村經濟に對して破壊的であつた。

この世界的恐慌は、從來の資本主義經濟・自由主義經濟の組織を根柢から破壊し去つて、世界各國をしてブロック經濟並に統制經濟の組織を執らしむるに至つた。これは、金本位制の本質的崩壊、信用體制及び資本輸出の崩壊、並に國際貿易の萎縮から來たことである。列國は自國商品の販路を確保するために、保護關稅を採用し、軍事的必要・對外支拂の手段の缺乏による輸入の減退、資本輸出の杜絶に備へたのである。

國際主義の挽歌 さて、かやうなる經濟組織、ブロック經濟によつて全く破壊されたのは國際協調主義であつた。それは米國を初めとし、これに次いで英佛の二國、所謂持てる國こそ益するが、獨逸・伊太利のごとき經濟的資源に乏しい所謂持たざる國は、國家存立の道を失ふことになるからである。我が國のごときも、不幸にして後者に屬し、世界的な經濟組織の變革に際して國家生存上の重大

なる分岐點に立つことになつたのである。

伊太利のエチオピア征服、我が滿洲國の獨立擁護、獨逸の波蘭征服等は、かかる經濟史的背景の下に起つた現象である。かくして、支那事變となり、東亞新秩序の建設と進み、第二の歐洲戰爭と發展した。總てのものの背後に、經濟的原因の存在することを忘れてはならない。だが、總てのものがこれのみで動いてゐると、一切の原因をそこにのみ求めてはならない。

第二十二章 滿洲事變と滿洲國の成立

一 滿洲事變の基因

中國の治安行はれず 我が國の滿洲に有する地理的・歴史的の特殊關係は、ワシントン會議に依つて悉く否認された。しかして支那はこれに乗じて、從來喪失した諸般の權利を一舉にして回復せんとし、米國はまた、これを利用して我が國を壓へ、支那制覇の實を擧げんとした。我が國も亦周圍の狀況に鑑みて、つとめて支那の要求に満足を與へ、統一政府の成立を援助するに吝かでなかつた。

大正十四年（二五八五年）北京の關稅會議に於て、我が國が率先關稅自主權の回復を承認したのはその一例で、我はただ對支政策の經濟化に満足してゐたのである。

しかし、支那内部の國情は依然として混沌を極め、地方軍閥の争闘及び國民革命軍の北伐等は、各地に治安の維持を困難とする狀況を惹起した。即ち奉直戰・郭松齡事件・南京事件・漢口事件・濟南事件と踵を接して起り、濟南には遂に我が國の出兵を見るに至つたのである。

抗日運動の激化 昭和二年六月、首相田中義一大將は内外の情勢に鑑み、東京に東方會議を招集

し、滿蒙及び對支外交の積極化を企て、政治的進出を策することとなつたが、民主思想の横溢した我が國民の舉國的支持が得られなかつたばかりでなく、支那に於ける國民政府をめぐる排日派に抗日運動の口實と機會とを與へる結果に終つて、同年八月の大連會議は中止の止むなきに至つた。かくのごとく、支那の排日政策とこれを支援する米英諸國の政策とは、滿洲政權をして、益々極端な排日政策を取らしめ、條約によつて得た我が國の特殊權益を抹殺せんとしたので、條約侵犯、權益蹂躪の不幸事件が頻發する至つた。

即ち多年我が庇護によつて、北支及び滿洲の實權を得た張作霖は、恩を仇で酬い、我が權益回收に露骨の態度を示した。しかし、老獪な彼は敵すべからざる我が國の實力行使に遭ふを恐れて消極的な權益包圍政策を企てた。滿鐵包圍政策これである。この政策は、その嗣張學良によつて行はれた。

張の滿鐵包圍策 その案は葫蘆島を基終點とし、ここに一大築港を成就し、これより東大・西大及び南大の三幹線によつて、同江・黒河及び多倫に至り、更に幾多の支線を以て、それ等重要都市を連絡せんとするものであつた。昭和五年（二五九〇年）七月には、米資本を背景とする和蘭築港會社の手に依つて葫蘆島の築港は起工され、齊克・洮索兩鐵道の工事は促進され、その外數線の新線計畫が實施され、支那鐵道のみを連絡運輸、特急及び一般貨物の運賃割引等が決定實施された。

この滿鐵包圍政策には我が國民も默視し得なかつた。國民は囂々として、その是正を叫んで止まな

かつた。政府はこれが對策を議し、日支鐵道交渉が開かるることになったが、我が政府の友好的態度を侮り、支那政府は國內の排日熱に雷同し、この交渉を中止してしまつた。それは昭和五年十二月のことである。

支那政府の侮日行爲

これより先き支那政府は、大正十一年、日支條約に規定された商租權の改新交渉を我が國に持ちかけたが、その志を得なかつたので、今度は滿鐵包圍と同じ筆法で、種々の條令を發し、就中、昭和六年（二五九一年）には「國土盜賣懲罰法」を發布して商租契約を行つたものを嚴罰に處することにした。その外、邦人に對する侮辱暴行、滿鐵列車運轉に對する妨害、守備隊・駐劄隊に對する擲揄挑戰等の事實は續出し、その不遜なる態度は日に激烈を加へた。

昭和四・五年以來我が國は、世界的恐慌の渦中に陥り、失業者續出し、社會的不安は昂り、極左・極右の葛藤は漸く深刻を加へ來り、濱口内閣の消極的對支政策には不満が愈々募つた。幣原外相が徒らに協調外交に墮して、滿蒙の權益を悉く消失するの失敗を糾弾するの聲が盛になつた。これは鐵道交渉の失敗の後益々甚しくなつた。

柳條溝事件起る かかる際に起つたのが參謀本部員歩兵大尉中村震太郎の不法銃殺事件で、まさしく世界大戰のサラエヴォ事件の役目を演じ、次いで昭和六年九月十八日の柳條溝事件の勃發となつたのである。

この日、午後十時三十分柳條溝（奉天驛と文官宅驛との中間北大營より約五百米突の地點）に於て、滿鐵線が支那正規兵によつて爆破された。これは全く計畫的な行爲であつたので、我が獨立守備隊は、事態の重大性に鑑み、直に急追して北大營に迫り、十九日未明、これを完全に占領した。これが急報に接した第二師團は、奉天の支那軍を掃蕩して、ここに集結した。また駐劄歩兵第四聯隊は十九日午前三時頃自衛のため寬城子・南嶺を奪ひ、二十日、長春を、二十一日吉林を占領し、二十一日には朝鮮軍も關東軍の需に應じ奉天に到り、共に警備に着いた。

新政權確立

我が軍はこれで治安の維持に任じたので、不擴大、現地主義で速かに解決せんことを欲したが、南京政府の外交政策並に現地事態、就中、學良政權の蠢動等は、到底正常な調整方法で解決すべくもなかつた。そこで、我軍は進んで馬占山軍を嫩江に破り、學良軍と對抗することになつた。學良はこのとき假政府を錦州に設け、二十萬の兵を擧げて我が軍と交戦せんとした。仍て關東軍は、十二月二十八日より盤山・溝幫子を陥れて錦州に迫つた。學良は敗運を認め、關内撤退を決議し、三十日總退却を開始した。我が軍は、翌昭和七年（二五九二年）一月二日、錦州に入城を敢行した。學良は滿洲に於ける發言權を完全に失ひ、ここに初めて現地に於ける新政權が事實上確立されたのである。

この間、米國政府は我が錦州政權覆滅政策に反對的態度を取り、國務長官スチムソンは日支兩國に

覺書を交付した。その要は、九箇國條約及びその他の諸條約に違反せる方法に依て作られた事態、または條約を承認し得ないといふのであつた。爾來、米國はこの主義に膠着して、現下の事實と、ここに至つた情勢とに眼をとちて、只管我が國を咎むるのみであつた。米國の態度は聯盟を支配し、遂に我が國の脱退にまで導いたのである。

二 滿洲國の成立

滿洲國の建國

しかし現實の勢には何物も抗し能はぬ。奉天に於ける新政權は、我が友好的善導と支持とに着々とその足場を固め、昭和六年（二五九一年）九月二十八日には、奉天省獨立政府樹立の決意を宣言するに至り、營口を初め、滿洲各省は漸く獨立の氣運生じ、奉天省を中央に、滿蒙獨立國を建設し、舊清朝の宣統皇帝を擁立するの輿論熟し、翌七年皇紀二千五百九十二年三月九日を以て、溥儀氏を執政に推戴する就任式並に建國式が舉行されたのである。

日滿議定書調印とる

滿洲國はその後、順調に發達を遂げたので、我が國は、その請を容れて、その獨立を承認し、九月十五日、關東軍司令官陸軍大將武藤信義を駐滿特派全權大使に任じ、滿洲國の獨立を承認し、日滿議定書に調印することとなつた。

日本國は滿洲國が住民の意思に基きて自由に成立し、獨立の一國家を成すに至りたる事實を確認

し、日滿議定書に調印するに至つた。その要は次のごとくである。

一、滿洲國は將來日滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り、滿洲國領域内に於て日本國又は日本國民が從來の日支の條約・協定、其の他の取決め及び公私の契約に依り有する一切の權利利益を確認尊重すべし、

二、日本國及び滿洲國は締約國の一方の領土及び治安に對する一切の脅威は、同時に締約國の他方の安寧及び存立に對する脅威たるの事實を確任し、兩國共同して國家の防衛に當る可きことを約す、之がため所要の日本國軍は滿洲國內に駐屯するものとす、かくて兩國政府は即日これを公表し、同時に夫々聲明書を中外に發表した。

三 上・海 事 變

昭和七年（二五九二年）一月二十八日上海に於て、日蓮宗僧侶殺害事件が起り、その夜、北四川路に於て我が軍と支那正規兵との間に衝突が起り、遂に上海事件となつた。初め敵の總勢は三萬數千、我が兵力は約三千であつたが、我が政府は事の重大性を認め、一混成旅團、次いで一師團に出兵を命じ、海軍は第三艦隊を送遣した。然るに敵は第十九路軍とこれに蔣介石直系の警衛軍が加はり、都合六ヶ師團の兵力を算ふるに至つたので、我が國は更に二ヶ師團を増派し、白川義則大將を軍司令官に

任じた。三月一日、我が軍は總攻撃を敢行し、三日、眞茹・嘉定・南翔に進出、我が要求たる租界より二十軒以外へ敵を驅逐したので、戦闘を中止し、これが聲明を行つた。ここに停戦協定が成り、豫備的會商を経て、英・米・佛・伊の四公使を迎へて三月二十日より正式停戦會議が開かれ、五月五日停戦協定の正式調印が行はれ、平和が回復された。

四 國際聯盟の脱退

滿洲調査團の派遣 滿洲事變の勃發するや、支那はこれを國際聯盟に訴へ、日本の行爲を弾劾した。昭和六年九月二十一日の聯盟理事會は、これを受理し、議題とした。我が代表芳澤謙吉は、日本の滿洲に何等領土的野心を有せざることを明かにし、紛争は日支兩國の直接交渉に俟つべきことを力説したが、支那代表施肇基は日本兵の撤退を先づ要求して止まなかつた。十月八日、錦州爆撃の事あるや、理事會は、我が反對にも拘はらず、米國をオブザーヴァとして迎へ、遂に日本軍の撤退を求むるの決議案を提出した。我が國は斷乎これに反對した。十二月十日、我が提案に基き滿洲及び支那に聯盟の調査委員が派遣されることとなつた。これがリットン委員會である。

英國のリットン卿を委員長とする英・米・佛・獨・伊の五箇國委員より成る委員會が組織され、昭和七年二月より八月にかけて上海・南京・漢口・北平・奉天・新京・吉林・ハルビン・錦州と各地を

視察し、十二月二日最終報告を完成發表した。この報告に基いて聯盟は日支問題の解決に志した。しかし、この報告書は、短時日の作成に係り、日支關係の真相を把握し得なかつたばかりでなく、我が國の滿洲に於ける自衛權の發動を否認し、滿洲國の成立を認めず、歐洲人を加へた外人の指導の下に支那の一部としての滿洲自治地域を形成せんとする等、到底我が國の同意し難いものがあつた。そこで英國代表サイモンより、滿洲國承認に關し、和協策が提議されたが、我が國は斷乎として反對し、一時休會が宣言せられた。

然るに支那側の反滿抗日態度は依然として繼續し、山海關事件の後、我が軍の熱河討伐となつた。學良はこれにて下野し、昭和八年五月三十一日、停戦協定が成つた。

委員總會の勸告案に反對 この間、獨逸はナチスの黨首ヒトラーが宰相となり、國境改訂、ヴェルサイユ條約改訂に出でんとする形勢あるを見て、事を未然に防がんとする聯盟は、先づその示威運動として十九箇國委員會に於て、聯盟規約第十五條第四項により日支兩國への勸告案を採用することとなつた。然るに、この勸告案は我が國の主張とは、固より相背馳するものであつたから、我が國は斷然これに反對し、八年二月二十四日の總會に、我が全權松岡洋右は席を蹴つて退出した。

聯盟脱退の方策決る かくて我が國も決心するところあり、三月二十七日、天皇陛下臨御の下に臨時樞密院本會議が開催され、全會一致を以て、國際聯盟の脱退を可決し、政府は諮詢案の御下渡と

共に緊急臨時閣議を開いて、これを決定し、即日、聯盟事務長に宛てこれを通告した。この日、畏くも詔書が換被せられ、首相亦諭告を發して帝國の態度を中外に宣明した。詔書に曰く、朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚セテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

五 海軍條約の破棄

海軍條約改訂の氣運 昭和七年五月十五日の兇變以來、國內情勢の變化に伴つて、徒に英米に追隨し、國防を必要以上に制限するが如きは、國家の自主權を喪失するばかりでなく、國家を滅亡に導くものであるとの叫が高くなつた。これに鑑みて、昭和九年（二五九四年）十月海軍軍縮豫備會議のロンドンに開かれんとするや、時の岡田（啓介）内閣は、陸海外務三省と審議の後、根本方針を決定し、各國國防の安全確立、不脅威・不侵略の平和實現、各國兵力の共通最大限の制定、同最大限度の低下、攻撃的兵力の全廢若しくは極減、不利なるワシントン及びロンドン兩既存條約よりの脱退といふを以て、豫備會議に臨むことになつた。

我が海軍の解放 かくて昭和九年十月末に開かれた豫備交渉に於ては、我が代表駐英大使松平恒雄・駐佛大使佐藤尙武・海軍中將山本五十六は、大に帝國の主張貫徹に奮闘したが、既存條約を固執する米國、實質的に殆ど軍縮の意なき英國等の容るところとならず、會議は決裂の止むなきに至つたが、翌十年一月我が全權海軍中將永野修身等の三氏は「海軍軍備制限縮小に關する帝國提案の根本原則が一般の支持を得ざるに至つたので、帝國全權は本會議に於ける討議に引續ぎ參加することは最早效果なしとの結論に達した」旨を通告して會議を脱退するに至つた。ここに至つて、大正十年（二五

八一年) 以來、國際協調の下に國防の自主を失つてゐた我が海軍も、初めて解放の自由を得るに至つた。

六 防共協定の經過

國際聯盟の脱退以來、國際的に孤立の觀あつた我が國も、昭和十一年(二五九六年)十一月、日獨防共協定の成立によつて協定外交の途に上つた。この協定はソ聯國の共產インターナショナル(所謂コミンテルン)の活動・破壊に對する防止のためであるが、我が國としては、更に滿蒙支に對する國策遂行の援助を期待したためなのである。

この日獨防共定は、成立後一ケ年を経て、昭和十二年、伊太利國の參加を得て、日獨伊の三國協定にまで發展・強化され、歐洲及び東亞に於て平和維持に貢獻するところ尠くなかつたが、昭和十四年八月、獨ソ不可侵條約の締結發表せらるるに於て、全く有名無實の觀を呈するに至つた。

第二十三章 支那事變

一 滿洲國成立後の日支關係

冀東防共政府成る 滿洲事變によつて殆ど拾收すべからざるまでに至つた日支關係も、滿洲國成立(昭和七年)以後は、一進一退の中にも漸く正常化してゐた。これは支那國民政府の未だ中央化の成就せざると、財政の窮乏、日貨排斥による在外支那人の財政的疲弊等とのため、對日妥協策を採るを餘儀なくされたからである。かくて昭和十年五月、兩國間に大使の交換が實現せられるまでになつた。

然るに支那一般民衆の抗日反滿運動は、日に激烈を加へ、昭和十年四月、熱河省の孫永勤の反滿運動、五月、親日派の白逾桓、胡恩存の暗殺事件等惹起して、事態は日に切迫を告げ、その停止するところを知らなかつた。この形勢に鑑み、我が軍部當局は、北平政務整理委員代表及び北平軍事委員會會長何應欽に對して「對日對滿挑戰攪亂、停戰區域犯瀆の工作に従事せる國民黨部、藍衣社等の處罰・解散、指導者たる于學忠以下責任者の罷免」等を要求し、六月十一日その容るところとなり、十一月

北支には殷汝耕を中心とする親日的な冀東防共自治政府が成立し、十二月には宋哲元を中心とする冀察政務委員會が結成されるに至つた。

帝國の對支三原則

この際國民政府は對日妥協の下に、著々と全土中央化政策を進め、昭和十年十月には、英米の指導によつて銀國有の斷行並に幣制の改革を實行した。これは當面の經濟的破局を救済したばかりでなく、支那全土の中央化に役立つたのである。

我が政府は益々日支關係の正常化と兩國の提携親善に努力し、昭和十一年（二五九六年）一月外務大臣廣田弘毅は、議會に於て對支三原則を發表し、その決意を示した。即ち、（一）排日運動の停止と日支協力（二）滿洲國承認と北支に於ける日滿支三國關係の調整（三）赤化運動に對する共同防衛の三原則で、實に我が日支調整の基礎たるべきものであつた。

この政策は、次代外務大臣有田八郎によつて繼承せられ、國民の等しく冀望するところであつたが、この頃より彼の抗日運動は頓に激化の傾向を辿り、日支の國交調整は、絶望の淵に沈みつつあつた。

相次ぐ不祥事件

即ち八月二十四日成都事件、九月二日北海事件、九月十七日汕頭事件、十九日漢口事件、二十三日上海事件と相續き、抗日の空氣は全支に漲つた。我が政府は十月駐支大使川越茂をして國民政府の張群外交部長及び蔣介石と會談せしめたが、何等の結果を齎さなかつた間に、十月

十六日上海陸戰隊員の監禁事件、同二十六日太原の日本商人拉致事件、十一月長沙の日本人襲撃事件と各種のテロ事件頻發し、川越・張群の交渉も十二月三日以來、全く停頓の止むなきに至つた。

かかる日支の關係を激變したのは、これまで對日妥協の下に、一路内政を整理し、共產黨を拒否し中央強化に邁進してゐた蔣介石が、十二月十二日、西安監禁事件以來、對日妥協主義から、容共抗日主義に豹變したからである。ここに至つて日支の親善は痴人の夢と化した。

二 支那事變の勃發

北支に於ける日支正面衝突

昭和十二年七月七日、午後十一時四十分、我が北支駐屯軍の一部が蘆溝橋（北平西南約十二軒）の北方で夜間演習中、その方面に駐屯の支那第二十九軍第三十七師（師長馮治安）に屬する一部隊から、突如數十發の不法射撃を受けた。我が軍は直に同方面の支那軍の撤退を要求したが、その交渉中八日早朝再び支那軍より不法射撃を受けた。我が軍は自衛上龍王廟を占領した。九日正午支那側は我が軍の強硬抗議によつて永定河右岸に撤退したが、その後も續々兵力を増加して戦備を整へた。

支那政府は初め我が方に對して事件不擴大を哀願したが、忽ち態度を變じ、十日我が政府に不遜なる抗議を提出し、我が方の平和的解決方針を不可能ならしめた。蔣介石は廬山に國民政府軍政首脳部

會議を開いて對日抗爭を決意し、十日全航空部隊に動員令を下すと共に、中央軍四ヶ師を北上せしめ、冀察政權を激勵して極力挑戰的態度に出でしめた。かくて事態は、急變して日支正面衝突の危機は迫つた。我が政府は事變の進展に處し、十一日、その態度を決定して御裁可を仰ぎ、帝國政府の根本方針を闡明せる聲明書を發表、支那側の計畫的武力抗日に對し、自衛のため北支に派兵する旨を中外に表明した。

不擴大方針の放棄

北支に於ける事變は忽ち中南支方面に波及し、上海附近に於ては、七月末より漸く支那軍の行動は活潑となり、全市に不安の氣が漲り八月九日、陸戰隊派遣隊長大山中尉の慘殺事件あり、上海内外の形勢は急速に破壊され、隨所に我が陸戰隊と衝突が起つた。我が海軍も同十四日聲明書を發表、暴虐なる支那軍に對し膺懲の師を起すべく宣言した。

最後まで限地解決、不擴大主義を執つてゐた我が政府も、八月十五日、聲明を發表して帝國政府の決意を中外に闡明し、斷乎として膺懲の師を起し、南京政府の反省を促すの止むなきに至つたことを明かにした。

天皇陛下は九月四日、臨時帝國議會の開院式に臨御、勅語を賜うて、事變の性質を明かにし、帝國臣民の忠誠奉公を望みたもうた。

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

帝國ト中華民國トノ提携協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ擧クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ 中華民國深ク帝國ノ眞意ヲ解セス 濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル 朕之ヲ憾トス今ヤ朕カ軍人ハ百艱ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツツアリ是レニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セムトスルニ外ナラス 朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム

朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム 卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ努メヨ

新東亞建設への邁進

これより、皇軍の向ふところ敵軍破摧せざるなく、夙に彼の死命を制し、蔣政權は、今や單に一地方政權に没落したが、列國の援助に依頼して、交戦二ヶ年半に互つて和を乞ふを知らず、國民を戦禍に苦しめて省みることを知らない。

この間我が國は國家總動員法を布き、戰時體制を確立して長期戰の準備を整へ、東亞新秩序の建設をめざして邁進することになった。我が國の目的が何處にあるかは、昭和十三年七月七日、事變一周年に際して、下賜された勅語及び、同十二月二十二日の首相近衛文麿の聲明に明かである。勅語には「今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提携ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ擧グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ」と仰せられてある。

畢竟、今次事變の目的は、東亞の安定を永久に維持し、日支共榮の實を擧ぐるに外ならないのである。この聖旨を更に具體的に表示したのは所謂近衛聲明である。その要は、帝國が今次事變終局の目的として期待するところは、決して支那に對し領土の割讓を求むるにあらす、また戰費の賠償を要求するにもあらす、一に東亞永遠の平和を確立すべき新秩序の建設を希求するものであるといふので、具體的方策として、次の三原則を提示した。

- 一 支那と滿洲との國交回復
- 二 日支防共協定の締結
- 三 日支平等の原則に立つ日支經濟提携の實現

さうして、帝國のこの眞意を理解して、これと協力せんとする支那の具眼の士の新支那建設運動に對しては極力これを援助し、相提携して東亞新秩序の建設に協力、支那の主權を尊重するは勿論、獨立完成のため必要とする治外法權の撤廢、租界の返還に關しても積極的考慮を拂ふといふのである。この聲明は支那側に著しき反響を與へ、支那國民黨の元老として、黨及び政府に重きを爲した汪精衛の和平救國の運動となつた。この運動が奏功し、蔣政權滅亡の下に日支の全面的提携が成就して、共存共榮、東亞永遠の平和を謳歌するも遠きにあるまい。この意味に於て、皇紀二千六百年は更に永遠に記念され祝福されるであらう。

結 論 われ等の進むべき道

皇國史の區別 以上四篇四十七章を以て、極めて粗簡ながら皇國發展の跡と理法とは略語り盡したと思ふが、未だ二三のいはなかつたこと、いひ足りなかつたことをここに補足して結論としたい。この著、從來史家の説を離れて、皇國史を四期に區別したのは、所以がある。歴史の區分は、その歴史の最も尊重する主體とその精神とに就て、その發達と變遷とを最も能く説明し、解釋するため設くべきものである。然るに從來の國史家は、公家時代といひ、武家時代といふごとく、政權者の盛衰によつて、或は奈良・平安時代といひ、鎌倉・室町時代といふごとく、政權の所在地によつて時代を區別したのは、精神を忘れて形式に拘泥し、皇國史の眞髓を逸し、その一貫性を忘却したものである。

私は皇國日本の中心の皇室にあり、これを貫くは、肇國精神にありといふ立場にあつて、その創基發達及び盛衰消長の跡に就て、その時代を畫せんとしたのである。この區劃は皇國日本の永久の發展を信する何人も異議なきことと信する。

更に私は皇國日本の發展及び使命といふ點から考察して、皇國史を二大期に畫し得ると思ふ。それ

は肇國の創めから、徳川幕府の滅亡までを第一期とし、明治維新以來現代に至るまでを第二期とすることである。

第一期は、日本の日本たる時代で、活動・發展の舞臺は多く日本本土に止まり、纔かに隣邦支那・朝鮮に及んだに過ぎなかつた。その主たる使命は國內の修整に止まり、領土を整理し、開拓し、國民を安撫するにあつた。これを精神的に見れば、日本の眞に日本たらしめる修養時代であつた。所謂養正の時代である。

この期間は、極めて長期に亘つた。その理由は、東洋の一孤島として世界の諸國と比較的隔つてゐたといふ地理的原因によるものが多く、必ずしも日本國民が島國民として退嬰的であつたからといふのでなかつた。皇國の世界的發展の基礎は夙に成り、その機會も屢々あつたが、眞にそこまで進展しなかつたのは、地理的に制約された歴史の運命の然らしむるところであつたと考へられるのである。

しかし、この長期に亘る修養・養正時代に於て、日本の日本たる實質・基礎は、物質的にも、精神的にも完成されたのである。近代日本發展の根柢はここにあつた。

第二期は、この完成された日本から、世界の日本と躍進した時代である。その期間は未だ七十有餘年に過ぎないが、その發展經過の跡を顧みれば、優にその前二千五百有餘年に匹敵するものがある。維新以後日本の進歩を回顧し、最近三十年の時勢を直視するに、何人も私の言を首肯するであらう。

この期は、その年數といふ量に於ては、第一期の何百分の一に過ぎないが、その進歩發展の質に於ては、優にそれに匹敵し、凌駕するもののあるのを覺えるのである。かかる進歩發展は世界各國史上にも、全く類例を見ざる驚異の事項である。

かくて、日本は前期間に準備し、養成した實質と基礎とをもつて、世界の日本として、列國と競進し、角逐するに至つたのである。それで、これまでの皇國日本の使命は、日本が、その物質・形體に於て、その精神に於て、眞の日本たらしめるに止まつたが、今やこの日本の日本をもつて、世界の日本たらしめるに至つた。皇國日本の使命は世界的に展開したのである。

その最も著しき現れは、今次の支那事變によつて惹起された東亞新秩序の建設である。これは皇國日本の一大躍進であり、新使命の遂行である。

さて、かやうな皇國史第二期發展の歴史的理由はいづこにあるか。第一期養正時代の縁由が、地理的に制約された歴史の運命であることを觀じた私は、第二期發展時代の縁由のまたそこにあることを觀るのである。

明治維新の開國進取の國是が、歐米勢力の東進によつて促進されたといふことはいふまでもないこととて、これは、日本が亞細亞の東端、太平洋の要點に位するといふ地理的地位から當然來ることである。それは好むと好まざるとにかかはらず自然の運命である。しかも、それはまた二千五百有餘年の

歴史的當然の結果であつたのである。

近時の皇國日本の世界的躍進、東亞新秩序建設の緣由を説明するに、世界大戰役後に於ける列國形勢の變化、特に最近の國際經濟プロツクの設置を以てするものが多いが、それは、歴史的近因の一を捉へたのみで、皇國日本の歴史が、自然に、また必然に、そこにまで導いたものであることを見ないのである。

ものは内に充實すれば、外に溢れるのは自然の理法で、内に充實した國家が外に發展するのも、その理由に外ならぬ。かくて神功皇后以後の韓國への發展、元寇以後倭寇の支那沿岸の侵略、徳川初期の海外發展は、かくしてもたらされたのである。

維新以來の我が開國發展の情勢も、近時の世界的躍進、東亞新秩序の建設といふも、我が國に溢れる勢によつてもたらされた歴史的自然的發展に外ならないのである。

皇國日本の使命は、一にかかつて、その國土・人民の安定と幸福とにある。總てのものがそこから出發し、そこに歸るのである。私が豊臣秀吉の支那冀都の大陸政策を聖業にあらすと斷じた所以はそこにある。

ただ、皇國日本の地理的に定められた運命は、日本は日本としてのみ立ち得ないといふことで、その盛衰の隣邦諸國にかかることの多いことは、神功皇后の昔から明かなことで、その形勢は明治維新

以來、最も著しくなつたのである。かくて、朝鮮の獨立を維持せざれば皇國の存立を全うし得なかつたので、清國と戦ひ、露國と國運を賭したが、また東洋の禍亂は日韓の合邦と日支協力の外に救ふの道がないことが明かになつた。これが明治末年からの我が東洋政策の根柢であつた。

歐米の東洋侵略が、今日のごとく甚しくなつては、滿洲の獨立維持と支那の新秩序建設とによる日滿支三國の協力の外に、東洋の禍亂を救ひ、皇國の生存を全うするの道がないことが明かになつた。

退いて國を守ることも、進んで戦ふことも一に時勢と國情とに従つて、時の宜しきを制するの外はないので、いづれも地理的に定められた歴史的運命に出づるものである。この運命を正しく指導し、遂行することに、國家の發展と國民の幸福とがかかつてゐるのである。皇國史を學ぶものは深くここに留意し、歴史的運命に屈して、そこに達する能はざる怯懦退嬰の政策と、その運命に逆ひ、それ以上に出でんとする驕慢無謀の政策とは共に避けねばならぬ。

歴代統治御精神と皇國の進歩 皇國史推進力のいづこにあるやは、この書の序論に於て概述したが、尙ほ述べたいことは、我が歴代聖帝の國家統治の御精神と皇國進歩の關係である。

ここにいふ統治御精神といふのは、もと肇國の精神に發し、時勢と人情とに即應したまふ天皇或は準位の御方の御思想・御理想である。皇國の進歩はこの統治の御精神が國民に炳耀し、徹底し、國民が忠誠無私これを遵奉するところにある。皇國文化推進の基礎はここに存する。故に皇國史の研究は

ここから出發せねばならぬ。

これまでの國史も敢てこれを忘却したといふのではない。だが、その多くは、これを語つて詳ならず、説いて徹底せざる憾がある。

或ものは、これを説くに御稜威とか、聖徳とかと、抽象的觀念論を以てするに過ぎない。或ものはこれのみを語つて他の力を語らない。それ等のいづれも歴史の説明とならぬ。私はもつと歴史的に考へて見たい。

皇國史を讀む何人も、神武天皇奠都の詔に建國の意義を考へ、聖徳太子の憲法に、孝徳天皇の詔勅に、中大兄皇子の令詞に、大化改新の精神を認めぬものはあるまい。例へば、太子の「國司・國造、百姓に斂ること勿れ、國に二君非く、民に兩主無し、率土の兆民、王を以て主と爲す、所在官司は皆是れ王臣也、何ぞ敢て公と與に百姓に賦斂らむ」と申されたのは、我が國體と治民の要とを盡したもので、蘇我氏族滅の原因となつたばかりでなく、歴代治民の方針となつたものである。これ等は何人も異論のないことである。

しかし、私が、これ等の最も著しき例は、明治天皇とその御治世とであるといふならば、あるひは多くの人は言ふかも知れない。現代は立憲政治である。これを動かすものは、人民の聲である。現代は世界の日本である、これを動かすものは、時代の勢である。ひたすら君主の御精神に國家の指導精

神を求めんとするがごときは、史學の領域を離れたものであると。

しかし、これは我が特殊の國體と國情とを考察せぬからのことで、我が國に於ては、天皇と人民とは一體であるから、天皇の御精神に人民の聲を聞き、時代の勢に祖宗の遺訓を見る、尠くとも、大體に於て兩者の背馳を見ることがないのである。

しかば、明治・大正・今上三天皇は如何なる御精神を以て、はたまた如何なる御理想を以て、國家を統治したまうたか。私の答は簡單である。それは、我が皇祖・皇宗の遺訓・遺範に従はせたまうたのであるといふことである。明治天皇は

かみつよの御代のおきてをたがへじと思ふぞおのがねがひなりける

と仰せたまうた。大正・今上兩天皇の同様であらせられることは申すまでもないことである。私は先づ明治天皇の御精神から拜察したいが、これまで屢々拙著に於て述べたことがあるのでこれを略し大正・今上兩天皇に就て拜察しよう。

兩天皇陛下は天日嗣の天皇として祖宗の寶祚を繼承したまひ、祖宗の遺訓、特に明治天皇の遺訓を遵奉し、これを恢弘することにとめたまうた。これ等のことは、その數次の詔勅に明かである。乃ち大正天皇は、未曾有の大震災に遭遇せられしが、不幸にして、災後の人心は荒怠・放縱・詭激しかも剝那主義に墮して永遠の思慮を缺くことを御憂慮あそばされ、大正十二年十一月十日、詔書を下

賜して國民を誡めたまうた。これは國民精神作興の詔書といはれ、明治天皇の教育勅語と戊申詔書の旨を奉じ、懇到に災後國民の精神作興を諭したまうたもので、國民の今日に於て奉體して愆りなきを期するものである。

この旨を更に恢弘し、時代の趨勢に應じ、國民の嚮ふところを示したまうたのは、今上陛下の踐祚朝見の御儀に賜はりたる勅語である。その中に、

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ越舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル即チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑑ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ況ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ不顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ不承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス

とある。これは實に明治・大正兩天皇統治の旨を體し、現代の指導精神を明示したまうたもので、

世界大戰後、經濟的變動が世界的となつたごとく、思想的變動も亦世界的となつて、民主思想・社會思想・共產思想の左翼諸派と國家的、帝國主義的右翼諸派が入り亂れて争闘しつつあるときに於て、今上陛下は踐祚の最初、炬のごとき巨光を揚げて、國民の進路を示したまうたのである。我が國是は日に進むにあり、日に新にするにありと、進歩を高唱すると共に、博く中外の史に徴し、審に得失の迹に鑑み、進むやその序に循ひ、新にするやその中を執るべきを以てしたまうた。尙ぶところは質實であり、創造であり、斥くるところは浮華であり、模擬である。

客年五月二十二日、青少年學徒に賜はつた勅語の旨もこれに外ならないので、聖旨の存するところは炳乎として明かである。しかうして、これはまた、維新以來、明治・大正兩天皇の御精神であらせられたのである。

かういつたとして、明治・大正・昭和の三代が、同一事を踏襲し、繰返してゐるとのみ思つてはならぬ。時勢の變轉に極まりなきがごとく、國家統治の現れも亦變轉して止まない。大正時代に於ては、前代に類例の乏しかった内閣組織の天命が、議會に多數を占むる政黨の首領に下され、或は普通選舉權が與へられたごとき、また現代に於て、滿洲の獨立を扶持し、東亞新秩序の建設に國運を賭するに至つたごときは、前には想像も及ばなかつたことである。しかし、徐にその變化の根柢を見れば、そこに共通する精神を見るのである。要するに歴史的發展によつて建設された固有精神の發展に外なら

ないのである。私はこれを新理想といふ。それは新環境の上から自然に生まるのである。

されば、大正天皇は大正九年一月十日、平和克復の詔書を賜ひ「今ヤ世運一展シ時局不^{オホ}ニ變ス宜シク奮勵自強隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ」と宣はせたまひ、今上陛下は昭和八年三月二十七日、「方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ」と仰せられて、時勢に順應して帝國の進路を愆ることなきを期したまひ、先帝以來多年協力を惜まなかつた國際聯盟を脱したまうたのである。

結語 思ふに皇國史の指示するわれわれの使命、これを成就する方法、われわれの據るべき、進むべき道は自から明かである。われわれ 無極の皇恩に浴し、悠久なる歴史の光榮を擔ふ皇國民はその歴史の指示するものを奉ずるに正くあり、忠實であり、しかも勇敢であらねばならぬ。これが、われわれの責務であり、また名譽である。

— 完 —

天皇の御系譜

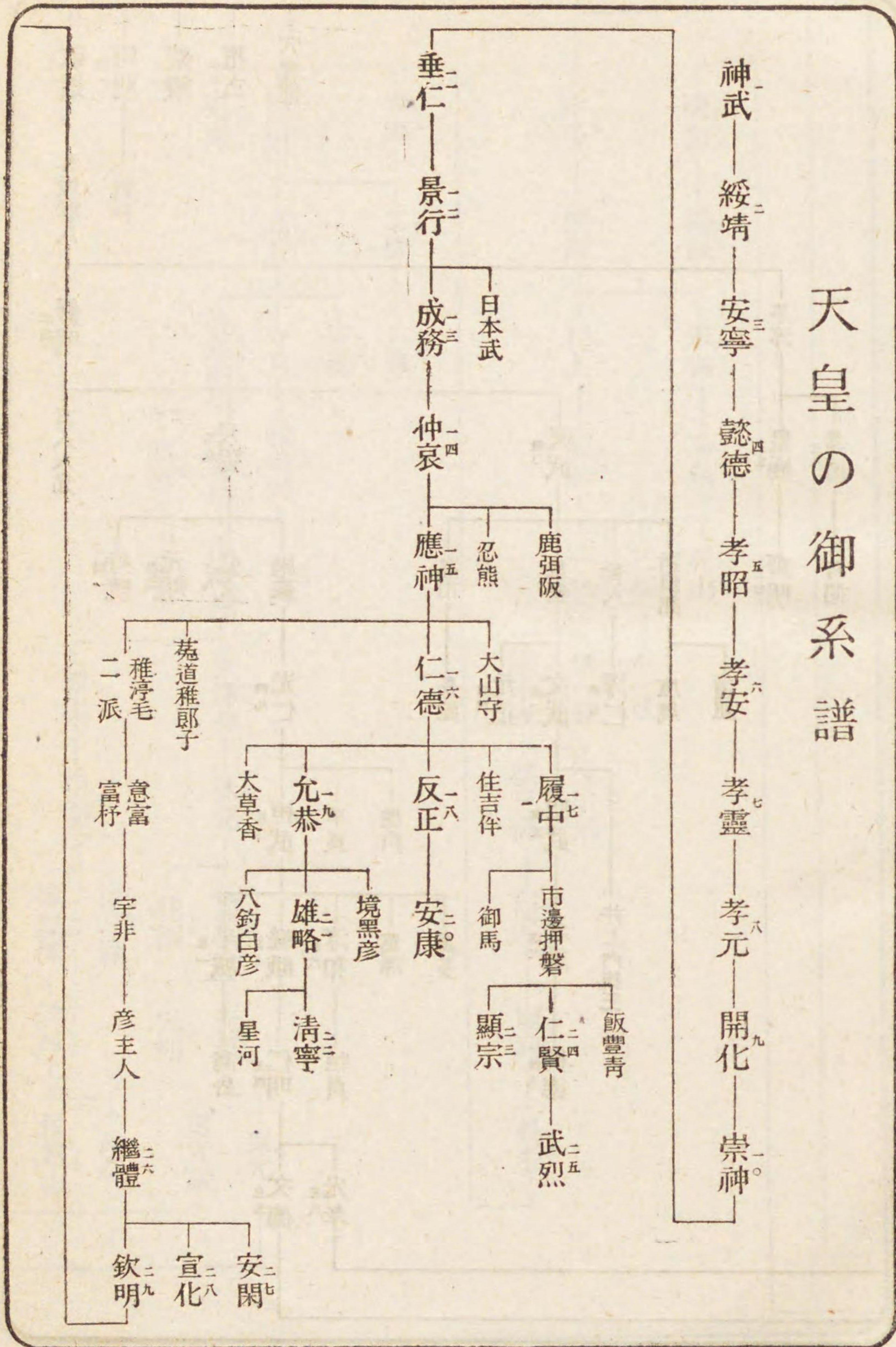
附 諸氏の系圖

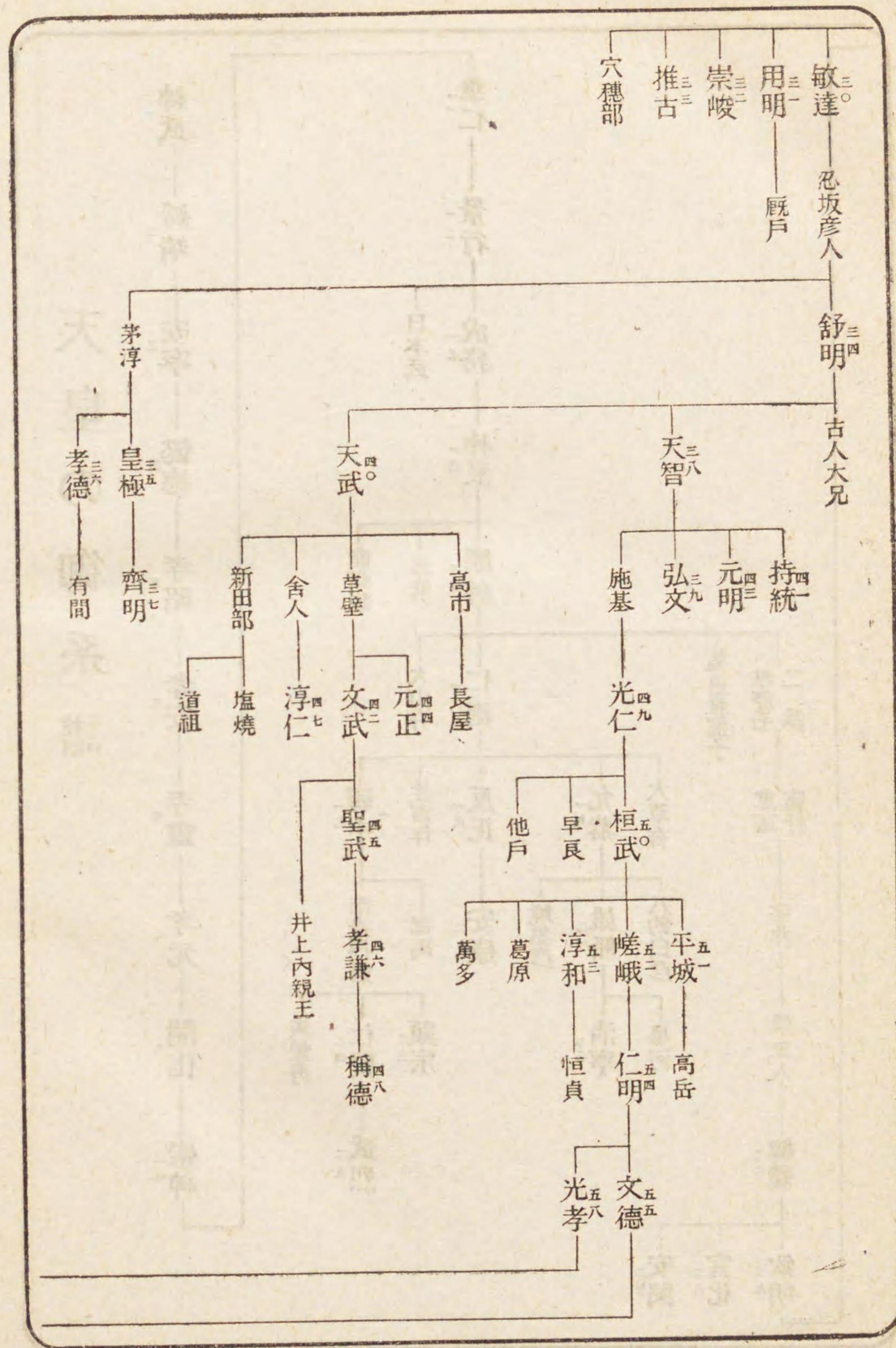
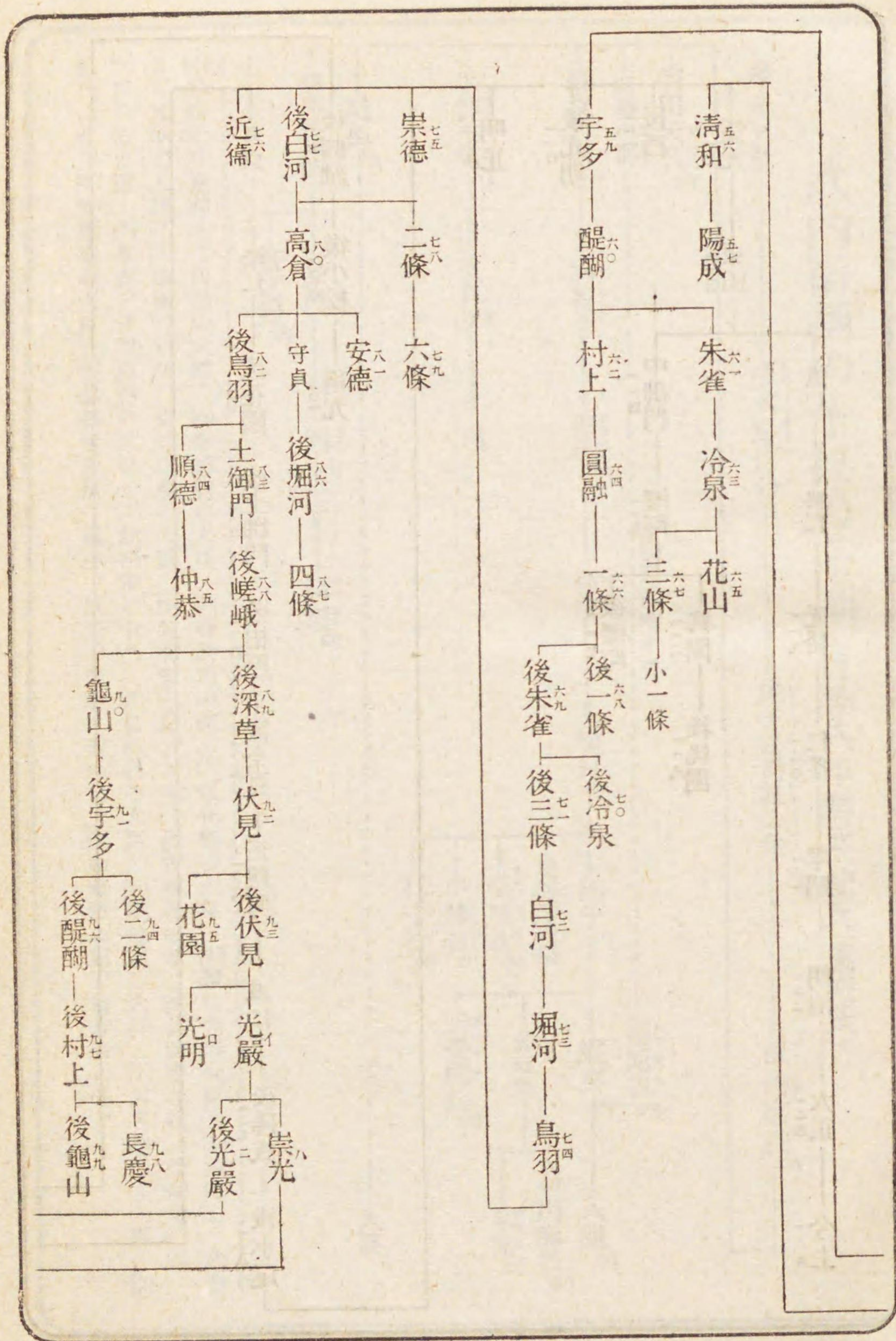
天皇の御系譜

神武天皇の御系譜

天皇の御系譜

神武^一—綏靖^二—安寧^三—懿德^四—孝昭^五—孝安^六—孝靈^七—孝元^八—開化^九—崇神^{一〇}

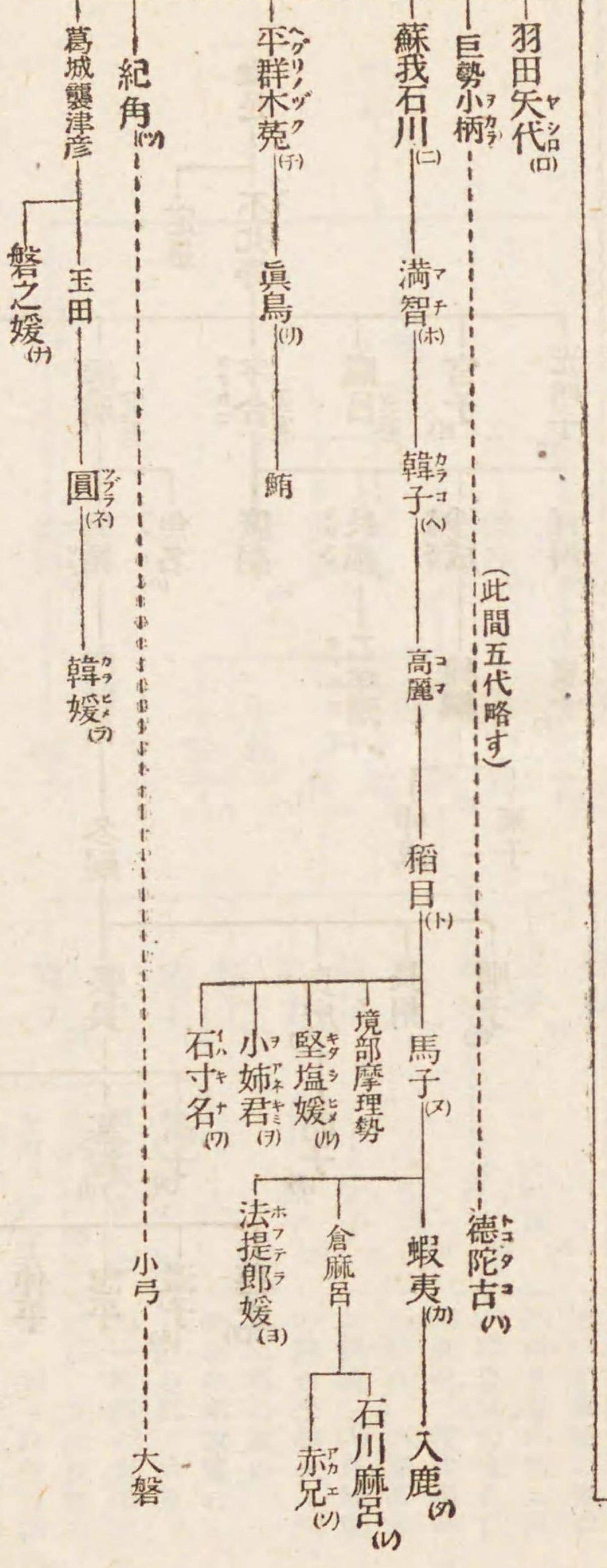




真成 — 榮仁 — 後花園 — 後土御門 — 後柏原 — 後奈良 — 正親町 — 誠仁 — 後陽成 — 後水尾
 後圓融 — 後小松 — 稱光

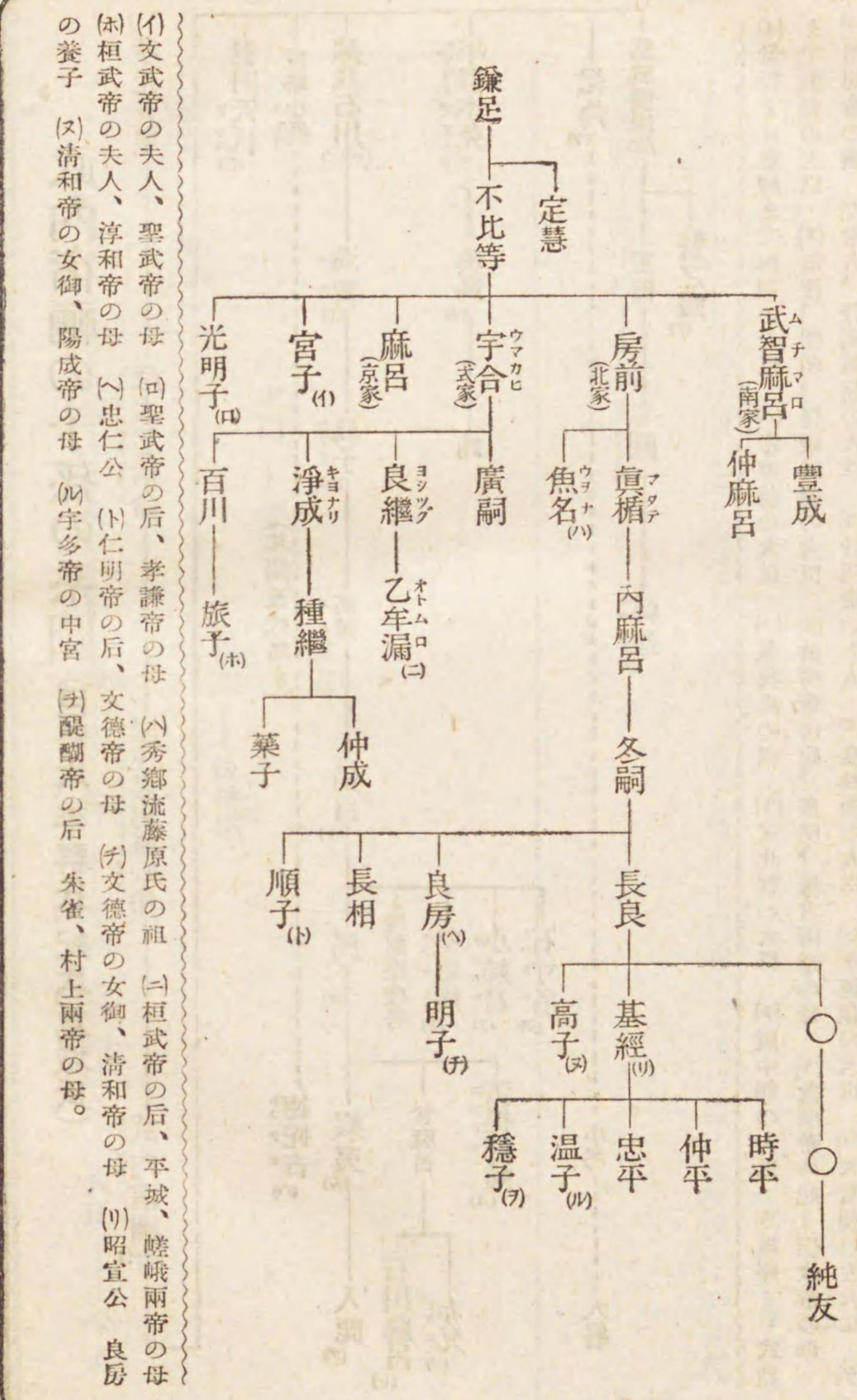
明正 — 後光明 — 後西 — 靈元 — 東山 — 中御門 — 櫻町 — 後櫻町 — 桃園 — 後桃園
 直仁 — 典仁 — 光格 — 仁孝 — 孝明 — 明治 — 大正 — 今上

武内宿禰の子孫の系圖 (巨勢氏、平群氏、紀氏、葛城氏)
 孝元天皇 — 彦太忍信命 — 屋主忍男雄心命 — 武内宿禰



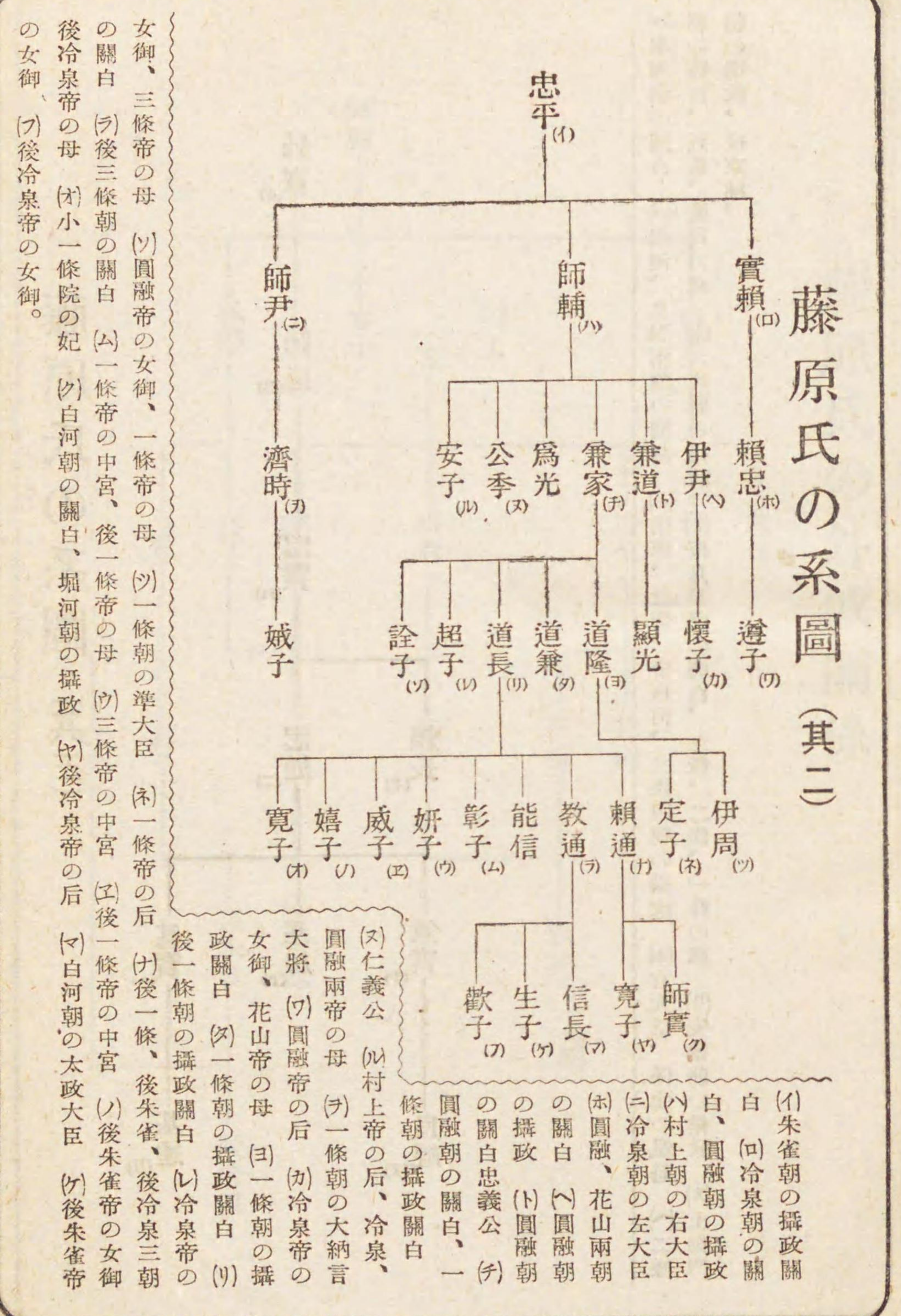
(イ)景行より應神まで四朝の大臣 (ハ)孝徳朝の大臣 (ニ)蘇我氏の祖 (ト)宣化朝の大臣 (チ)履中朝の大臣 (リ)雄略より武烈
 まで五朝の大臣 (ク)敏達、用明、崇峻三朝の大臣 (ケ)欽明帝の妃、用明、推古兩帝の母 (コ)欽明帝の妃 崇峻帝の母
 (カ)推古、舒明兩朝の大臣 (キ)舒明帝の夫人 (ク)皇極朝の大臣 (ケ)孝徳朝の大臣 (コ)天智朝の左大臣 (カ)
 紀氏の祖 (キ)安康朝の大臣 (ク)仁徳帝の后、履中、反正、允恭三帝の母 (ケ)雄略帝の妃、清寧帝の母。

藤原氏の系圖(其二)



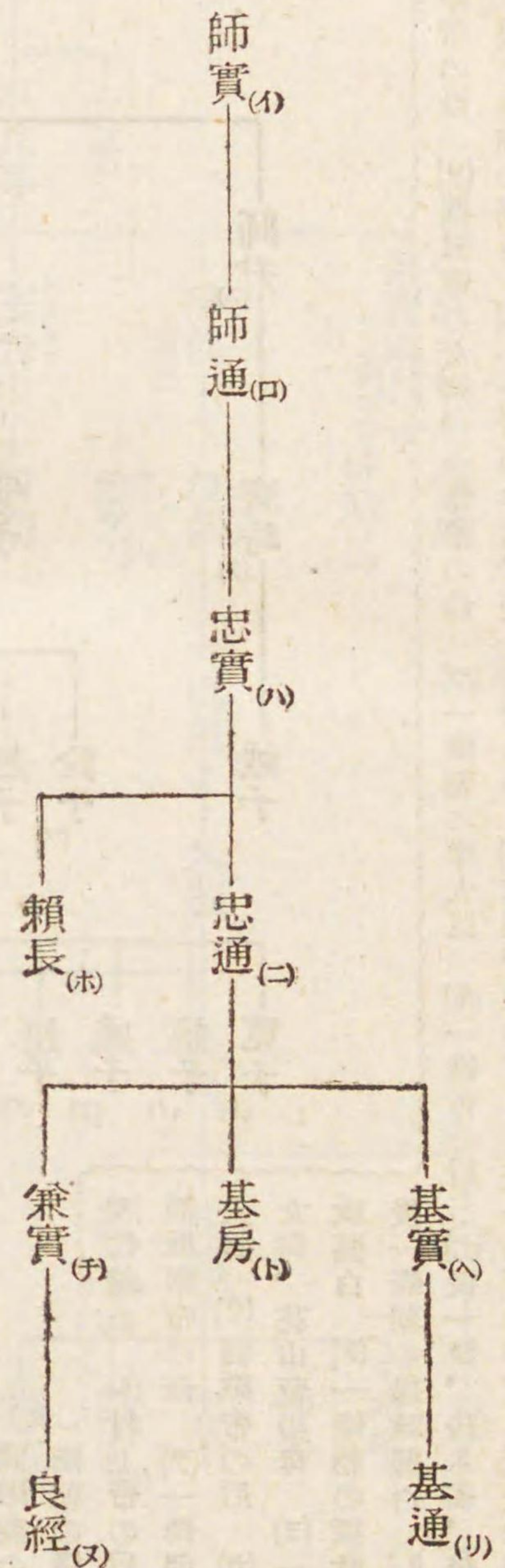
(イ)文武帝の夫人、聖武帝の母 (ロ)聖武帝の後、孝謙帝の母 (ハ)秀郷流藤原氏の祖 (ニ)桓武帝の後、平城、嵯峨兩帝の母 (ホ)桓武帝の夫人、淳和帝の母 (ヘ)忠仁公 (ト)仁明帝の後、文德帝の母 (チ)文德帝の女御、清和帝の母 (リ)昭宣公 良房の養子 (ス)清和帝の女御、陽成帝の母 (ル)宇多帝の中宮 (ヲ)醍醐帝の後 朱雀、村上兩帝の母。

藤原氏の系圖(其二)



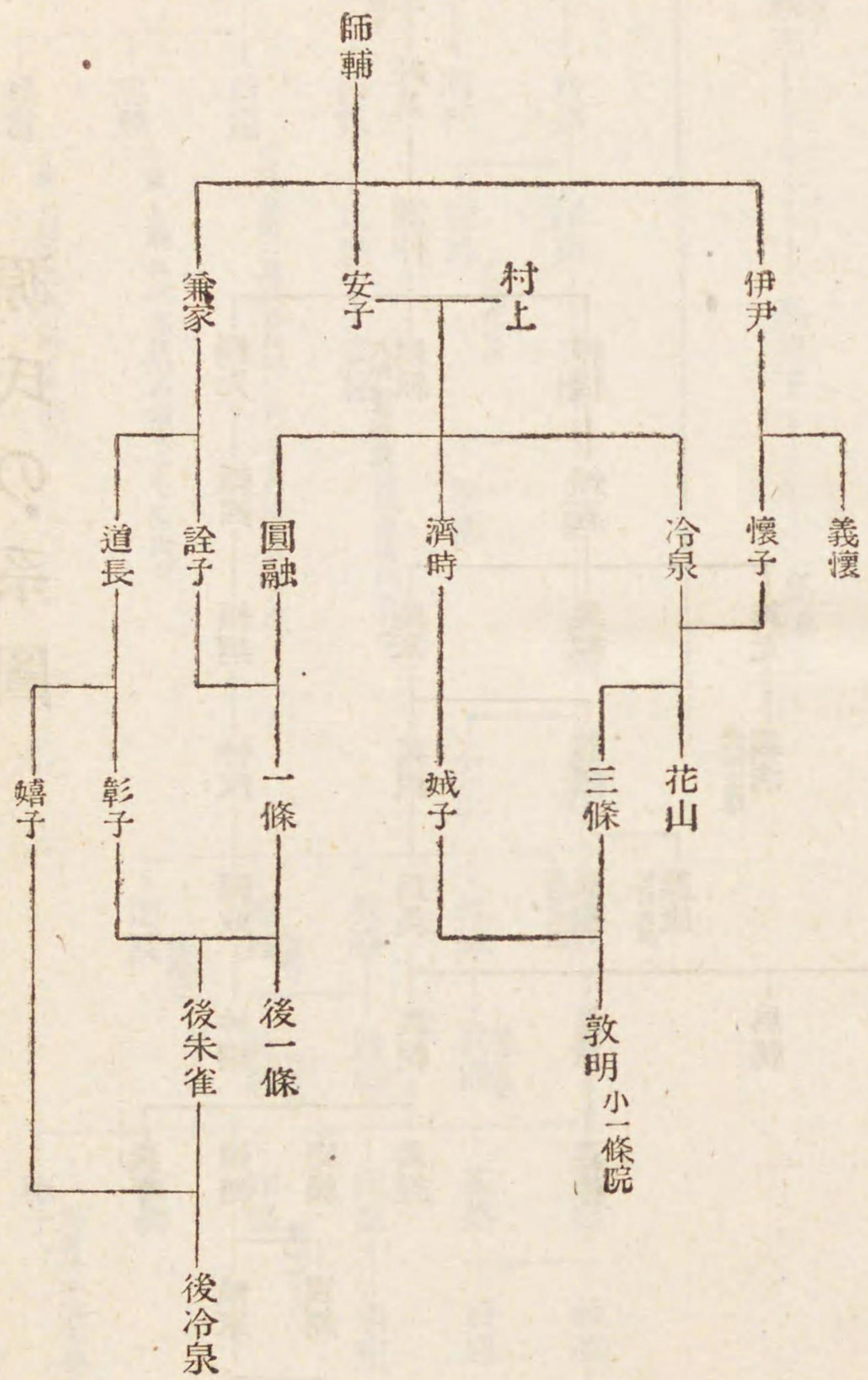
(一)朱雀朝の攝政關白 (二)冷泉朝の關白 (三)圓融朝の攝政關白 (四)圓融朝の關白 (五)圓融朝の攝政關白 (六)圓融朝の關白 (七)圓融朝の攝政關白 (八)圓融朝の關白 (九)圓融朝の攝政關白 (一〇)圓融朝の關白 (一一)圓融朝の攝政關白 (一二)圓融朝の關白 (一三)圓融朝の攝政關白 (一四)圓融朝の關白 (一五)圓融朝の攝政關白 (一六)圓融朝の關白 (一七)圓融朝の攝政關白 (一八)圓融朝の關白 (一九)圓融朝の攝政關白 (二〇)圓融朝の關白 (二一)圓融朝の攝政關白 (二二)圓融朝の關白 (二三)圓融朝の攝政關白 (二四)圓融朝の關白 (二五)圓融朝の攝政關白 (二六)圓融朝の關白 (二七)圓融朝の攝政關白 (二八)圓融朝の關白 (二九)圓融朝の攝政關白 (三〇)圓融朝の關白 (三一)圓融朝の攝政關白 (三二)圓融朝の關白 (三三)圓融朝の攝政關白 (三四)圓融朝の關白 (三五)圓融朝の攝政關白 (三六)圓融朝の關白 (三七)圓融朝の攝政關白 (三八)圓融朝の關白 (三九)圓融朝の攝政關白 (四〇)圓融朝の關白 (四一)圓融朝の攝政關白 (四二)圓融朝の關白 (四三)圓融朝の攝政關白 (四四)圓融朝の關白 (四五)圓融朝の攝政關白 (四六)圓融朝の關白 (四七)圓融朝の攝政關白 (四八)圓融朝の關白 (四九)圓融朝の攝政關白 (五〇)圓融朝の關白 (五一)圓融朝の攝政關白 (五二)圓融朝の關白 (五三)圓融朝の攝政關白 (五四)圓融朝の關白 (五五)圓融朝の攝政關白 (五六)圓融朝の關白 (五七)圓融朝の攝政關白 (五八)圓融朝の關白 (五九)圓融朝の攝政關白 (六〇)圓融朝の關白 (六一)圓融朝の攝政關白 (六二)圓融朝の關白 (六三)圓融朝の攝政關白 (六四)圓融朝の關白 (六五)圓融朝の攝政關白 (六六)圓融朝の關白 (六七)圓融朝の攝政關白 (六八)圓融朝の關白 (六九)圓融朝の攝政關白 (七〇)圓融朝の關白 (七一)圓融朝の攝政關白 (七二)圓融朝の關白 (七三)圓融朝の攝政關白 (七四)圓融朝の關白 (七五)圓融朝の攝政關白 (七六)圓融朝の關白 (七七)圓融朝の攝政關白 (七八)圓融朝の關白 (七九)圓融朝の攝政關白 (八〇)圓融朝の關白 (八一)圓融朝の攝政關白 (八二)圓融朝の關白 (八三)圓融朝の攝政關白 (八四)圓融朝の關白 (八五)圓融朝の攝政關白 (八六)圓融朝の關白 (八七)圓融朝の攝政關白 (八八)圓融朝の關白 (八九)圓融朝の攝政關白 (九〇)圓融朝の關白 (九一)圓融朝の攝政關白 (九二)圓融朝の關白 (九三)圓融朝の攝政關白 (九四)圓融朝の關白 (九五)圓融朝の攝政關白 (九六)圓融朝の關白 (九七)圓融朝の攝政關白 (九八)圓融朝の關白 (九九)圓融朝の攝政關白 (一〇〇)圓融朝の關白

藤原氏の系圖 (其三)

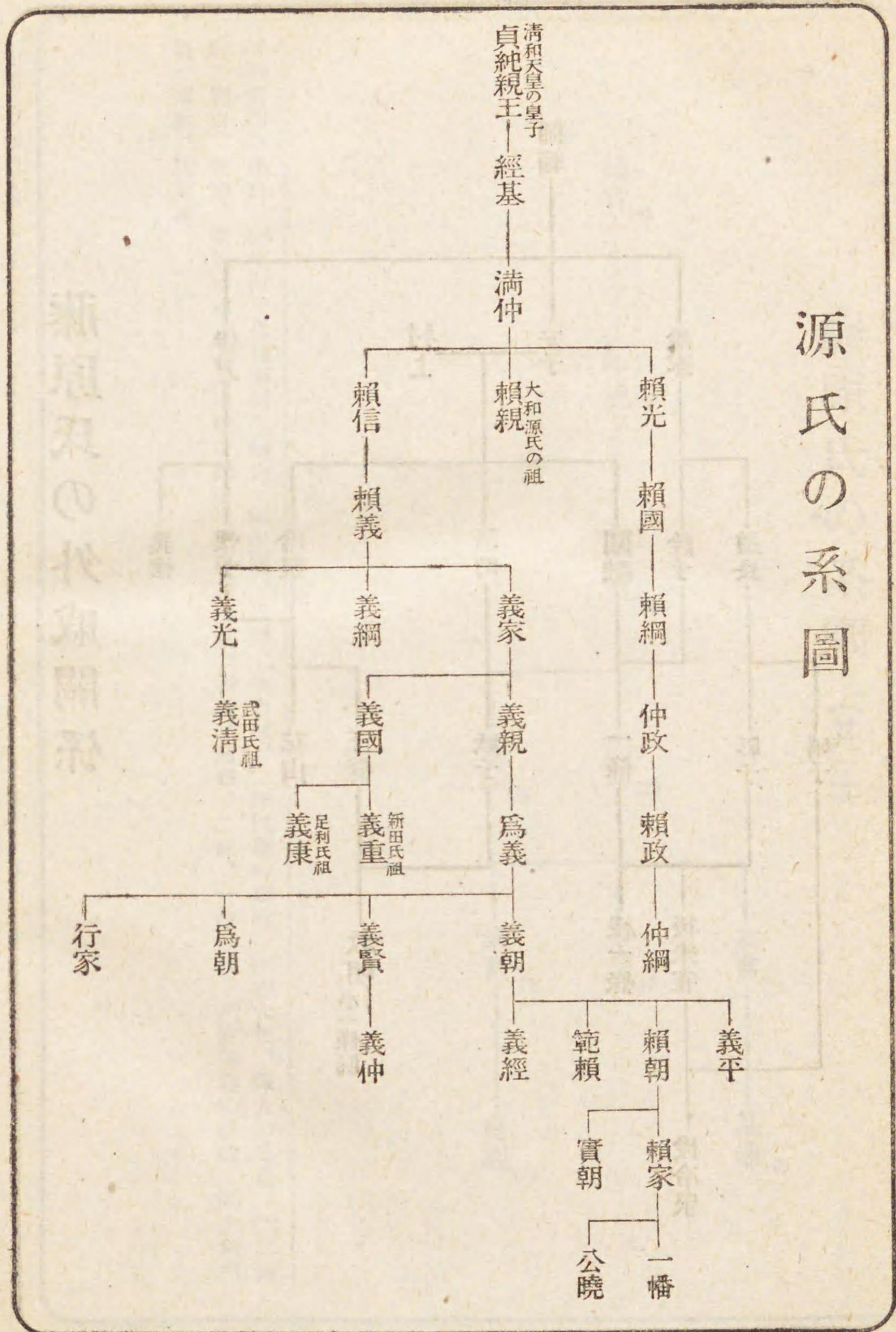


(1)堀河朝の關白 (2)堀河、鳥羽兩朝の關白 (3)崇徳、近衛、後白河、二條四朝の攝政 (4)右大臣、保元の亂魁 (5)二條朝の關白、近衛、鷹司の祖 (6)六條朝の攝政 (7)後鳥羽朝の關白、九條、二條、一條の祖 (8)安徳朝の攝政 (9)土御門朝の攝政、後京極。

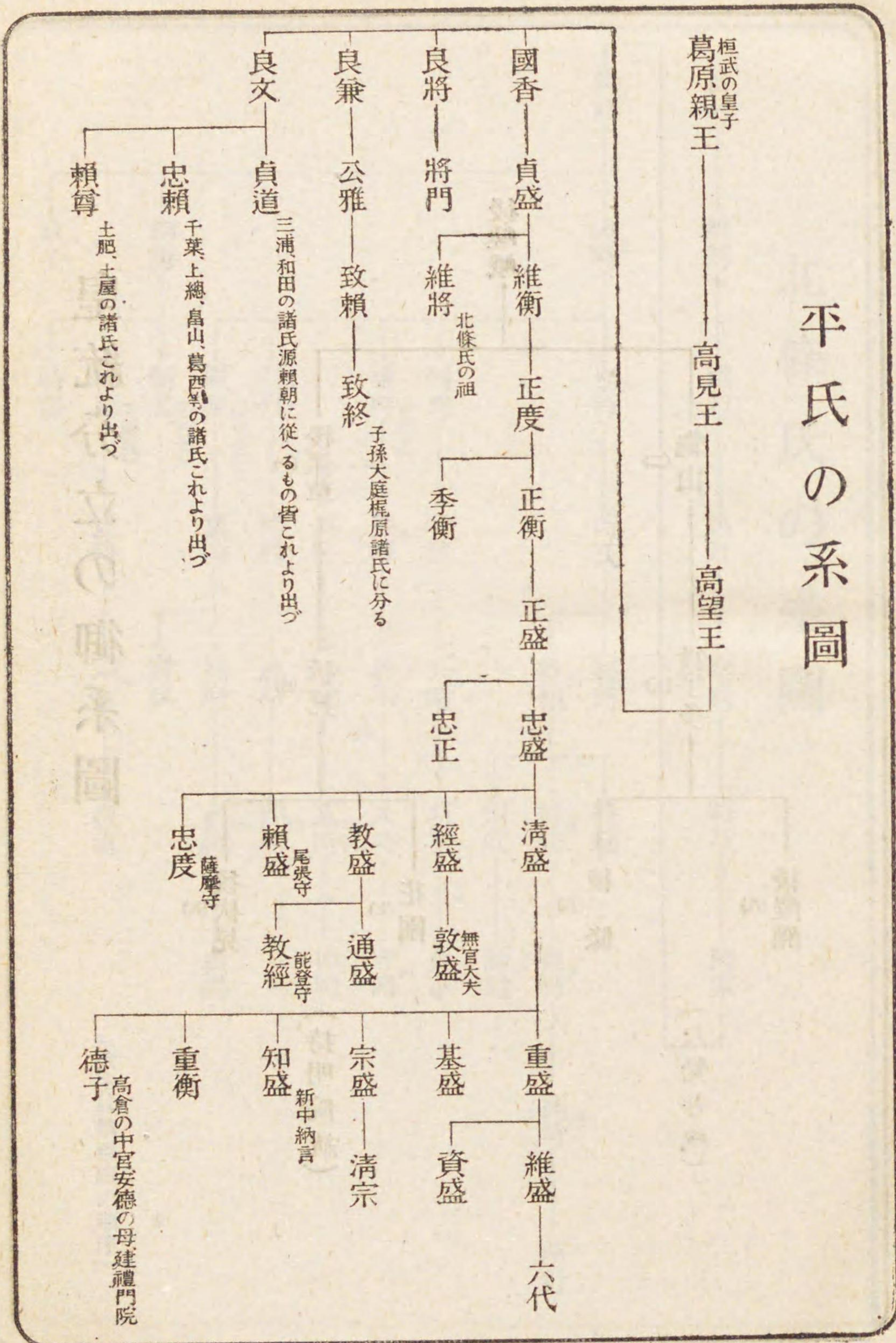
藤原氏の外戚關係

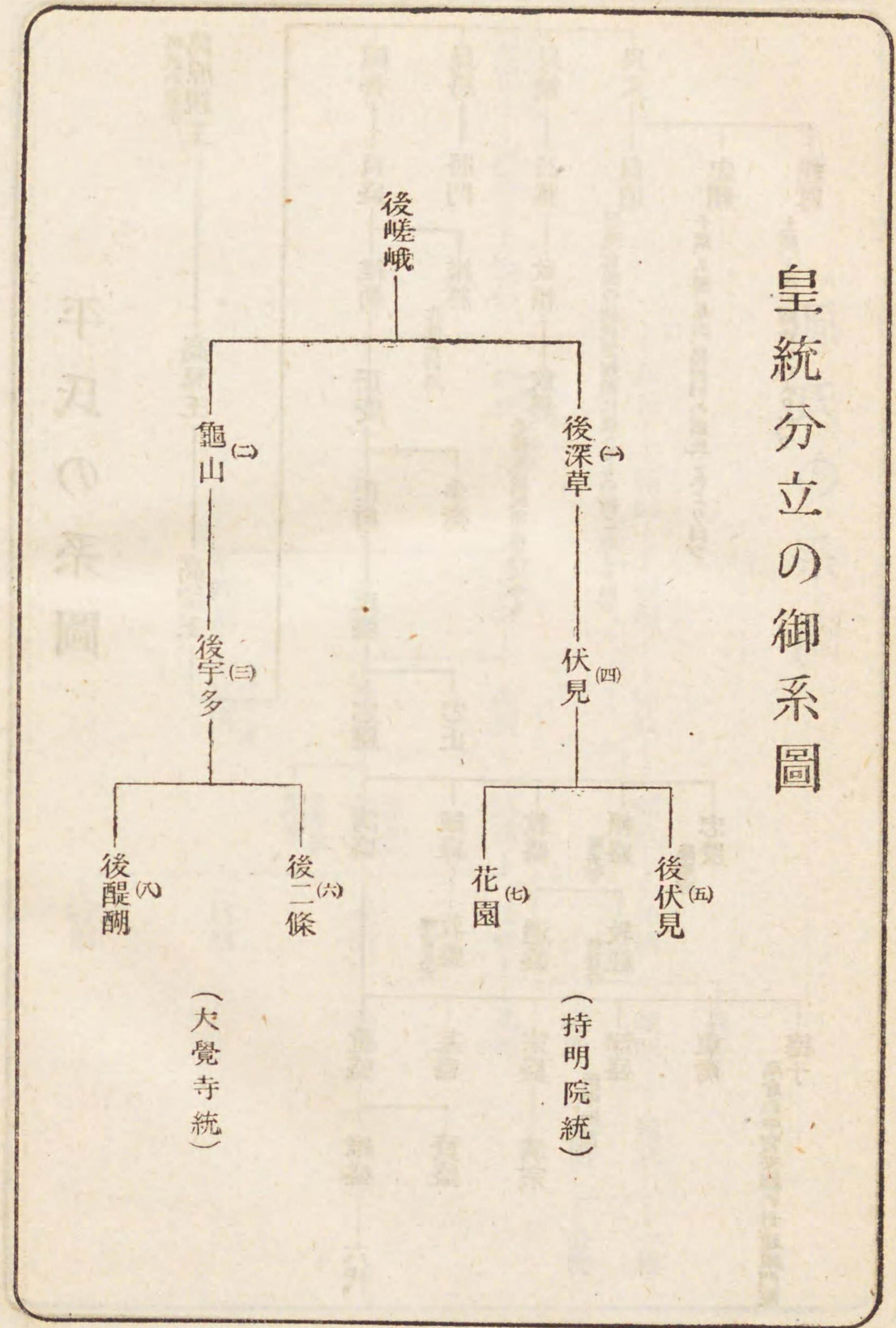
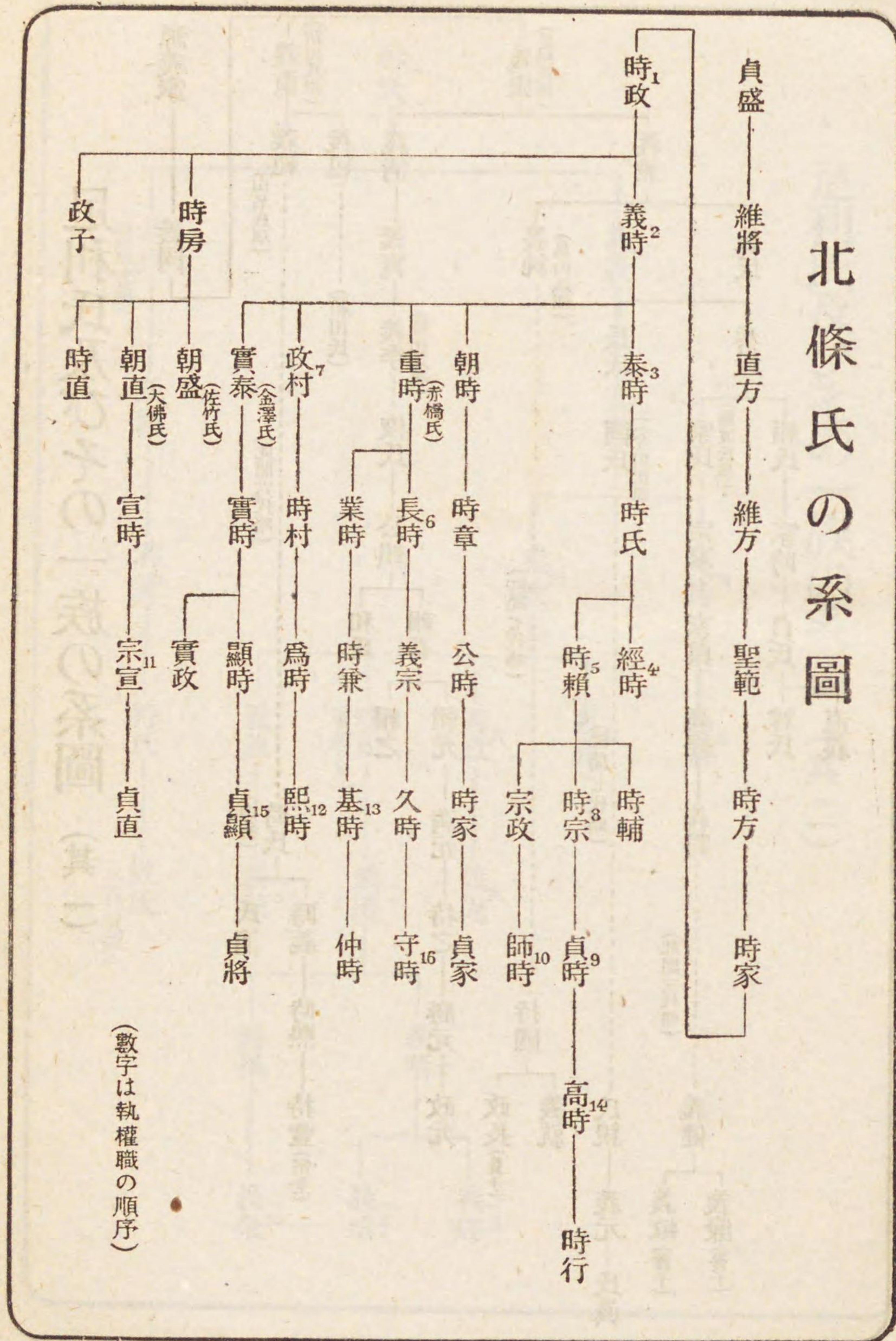


源氏の系圖

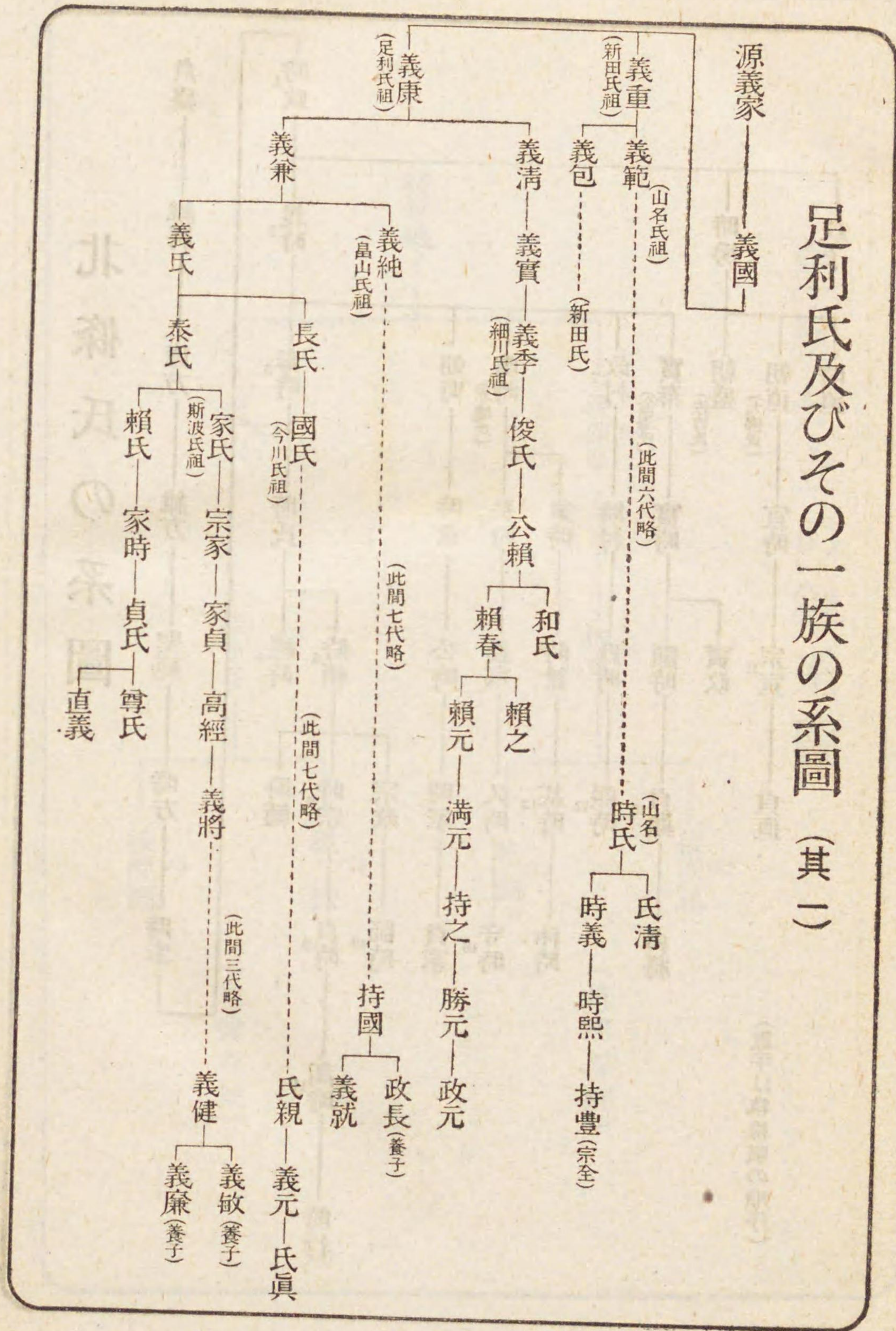


平氏の系圖

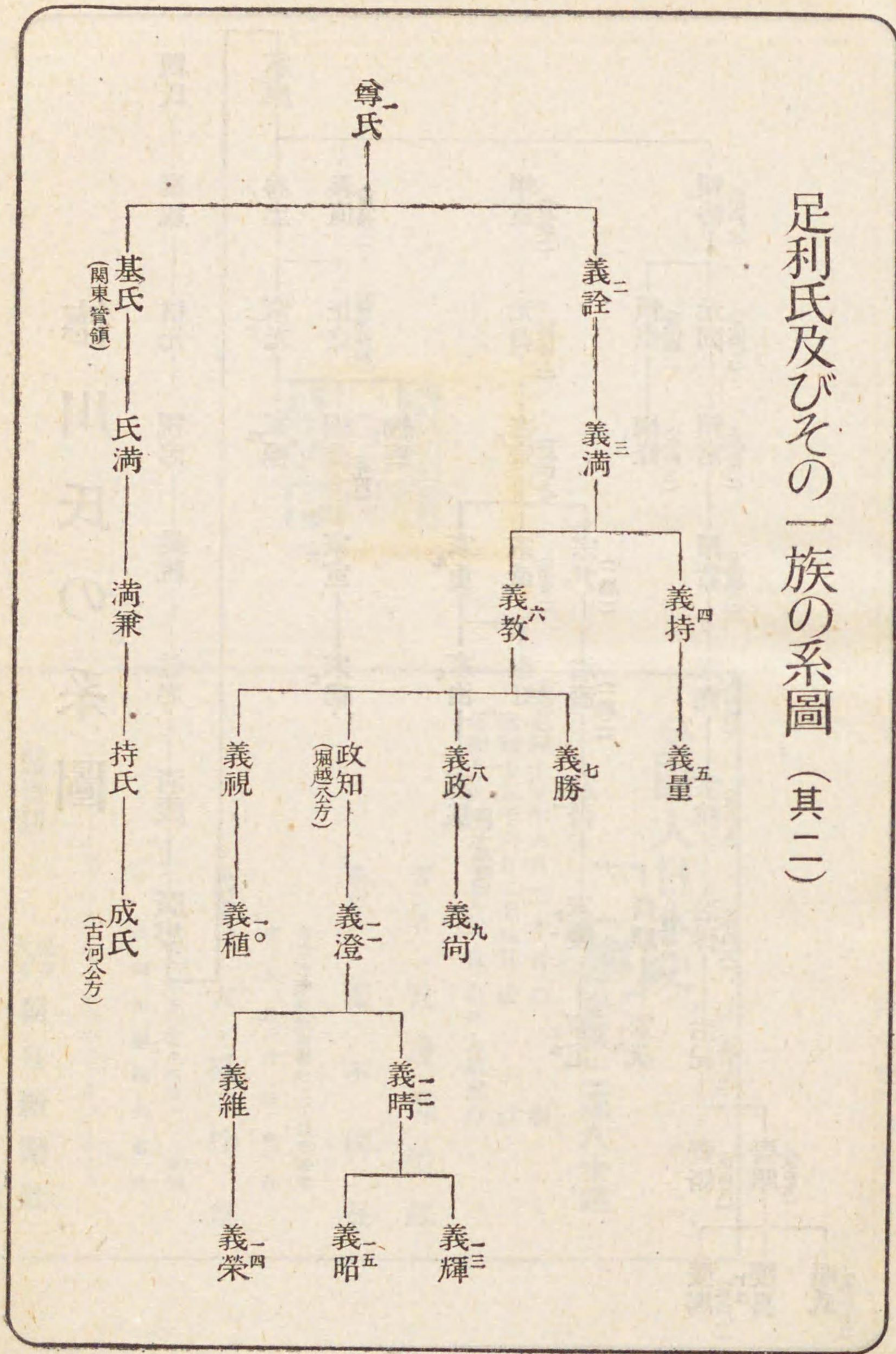




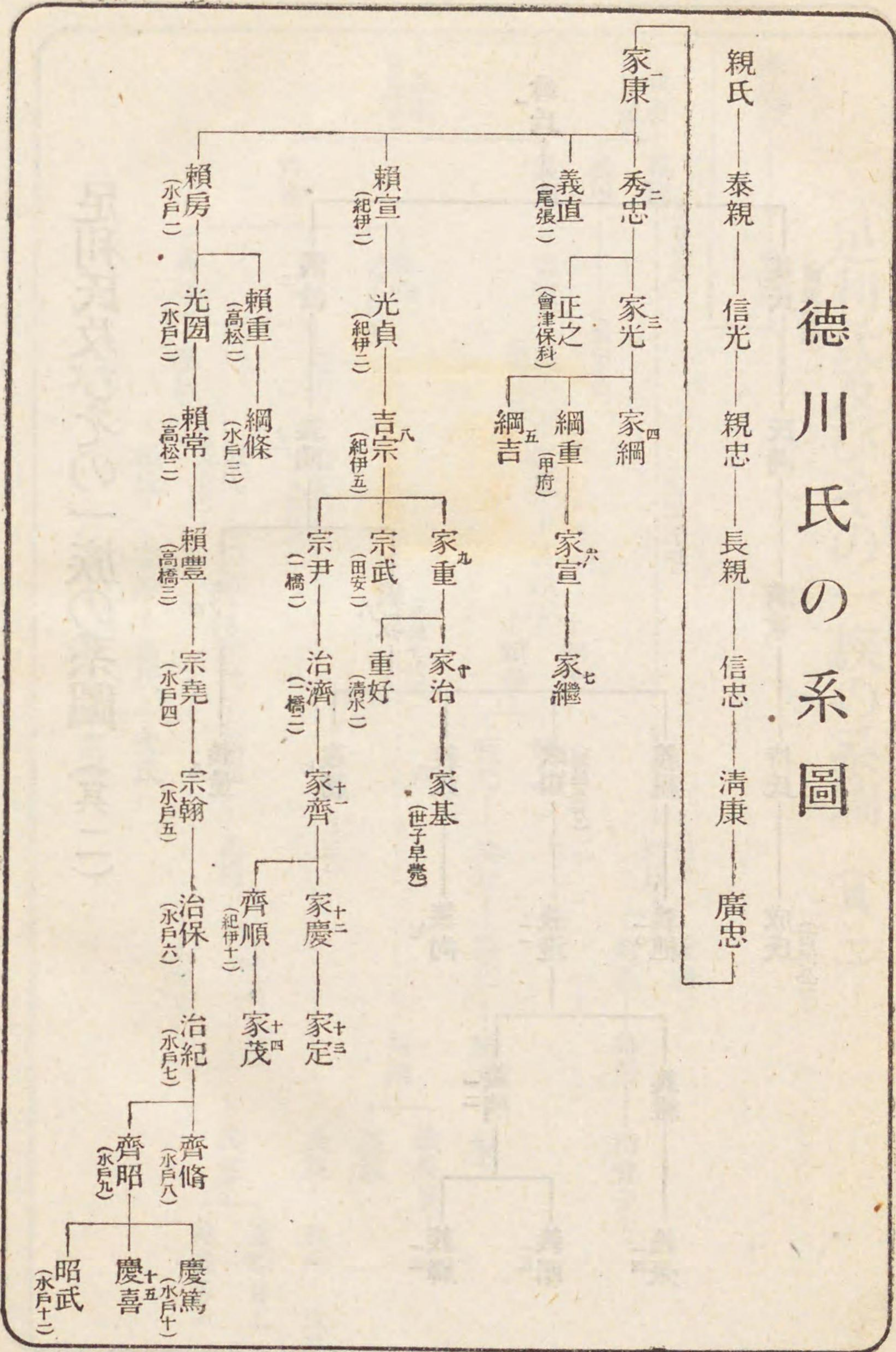
足利氏及びその一族の系圖（其二）



足利氏及びその一族の系圖（其一）



徳川氏の系圖



皇國大日本史

定價二圓八十錢

昭和十五年六月二十日 印刷
 昭和十五年六月二十五日 發行
 昭和十五年九月十五日 訂正九版發行

著者 渡邊幾治郎

發行人 櫻木俊晃

東京市麹町區有樂町二丁目三番地
 東京朝日新聞社

印刷人 大橋松雄

東京市小石川區久堅町一〇八番地
 共同印刷株式會社

發賣所 東京朝日新聞社
 大阪朝日新聞社

80152

60



皇國大日本
 第二編八十五卷
 大正八年
 皇國大日本
 第二編八十五卷
 大正八年



南洋堂書評

在田舎六田二丁目

京都電代田二丁目

